

若しくは色しばし、變るときは人主は憂患あるものなり、又歳星が運行を誤りて其のやどるべき星宿を失ひたる以下は、進んで東北に運行すること三月にして天棊星を生ず、其の光の長さ四尺にして末鋭し、其れより進んで東南に運行すること三月にして彗星を生ず、其の長さ二丈形彗に似たり、其れより退いて西北に運行すること三月にして天棊星を生ず、其の長さ四丈末鋭し、其れより退いて西南に運行すること三月にして天棊星を生ず、其の長さ數丈にして兩方のさき鋭し、謹んで天棊星以下諸星の見はる、所の國をみるに、其の國は決して事を起し兵を用ふ可からず、此等の諸星が出づるに初は浮ぶか如く終は沈むが如くなれば其の國には必ず土木の工事起るあり、初は沈むが如く終は浮ぶが如くなれば其の國は亡滅す、其の光の色赤くして角だてば其の居る所の國は隆昌なり、若し其の光の角だてるは國家隆昌の兆と思ひ之れを喜び迎へて戦を起すときは必ず勝たず、又其の星の光の色赤黄にして沈むが如くなれば其の居る所の國は大に豊熟するなり、又其の光の色青白にして赤き灰ふれば其の居る所の國に凶飢の憂

あるなり、又歳星が運行を誤りて月の所に入るときは其の居る所の國には宰相を放逐するの事變あり、又歳星が運行を誤りて太白星と相衝突するときは、其の居る所の國には軍を破るの凶變あり、歳星は一名を攝提といひ、重華といひ、應星といひ、紀星といふ、北宮の營室星は天の清廟なり、こは歳星のやどる廟なり、

【字解】日月之行、行は運行なり、東方木主、春日甲乙、五行を本として方位十干時季を配當したるなり、左に表示す、以下熒惑星填星太白星辰星も之れによりて知るべし、

五行	方位	時季	十干	五星
木	東	春	甲	歲星(木星)
火	南	夏	乙	熒惑星(火星)
土	中央	季夏(土用)	丙	填星(土星)
金	西	秋	丁	太白星(金星)
水	北	冬	戊	辰星(水星)
			己	
			庚	
			辛	
			壬	

以其舍命國、歳星が止舍して在る所の星宿を以て其の下の國を分ちて名づくること、所謂分野なり、分野は下節(五星の説明終りたる次)に説きてあれば就

きて見るべし、趨舍、速に走りやどること、退舍、退きて晚くやどること、不復、後は恢復なり、五星、實は四星なり、攝提格、寅(十二支の一)の異名、歳陰、十二支の異稱、斗牽牛、南斗星牽牛星なり、共に北宮の星宿、監德、歳星が丑位に居り正月に晨に出でたる時の名稱なり、以下降入、青章、躡踵、開明、長列、大音、長王、天睢、大章、正平、天泉、天皓は之れより推知すべし、蒼々、あをくとしたる貌、失次、次は次序なり、運行の次序なり、有應、應は感應なり、柳、柳星なり、南宮の星宿、周天、天を一周すること、單闕、卯(十二支の一)の異稱、星、歳星の略、以下同じ、婺女虛危、婺女星虛星危星なり、共に北宮の星宿、見張名曰降入、張は張星なり、南宮の星宿、名曰降入の四字は衍文なり、執徐、辰(十二支の一)の異稱、居與、營室東壁、晨出、居は衍文なり、營室東壁は二星の名、共に北宮の星宿なり、見軫曰青章、軫は軫星の南宮の星宿なり、曰青章の二字は衍文なり、大荒落、巳(十二支の一)の異稱、奎婁胃昂、奎星婁星胃星昂星なり、共に西宮の星宿、熊々、あざやかなる貌、亢、亢星なり、東

宮の星宿、敦牂、午(十二支の一)の異稱、畢、畢星なり、西宮の星宿、炎々、盛に光り輝く貌、公王、王公に同じ、房、房星なり、東宮の星宿、叶洽、未(十二支の一)の異稱、皆觜參、皆觜星參星なり、共に西宮の星宿、昭、あきらかにはつきりせる貌、箕、箕星也、東方の星宿、涪灘、申(十二支の一)の異稱、東井與鬼、東井星與鬼星なり、共に南宮の星宿、作鄂、酉(十二支の一)の異稱、柳七星張、柳星七星張星なり、共に南宮の星宿、爲長王、爲の字は衍文なり、作々、光の角だち輝く貌、芒、光のさきなり、見危曰大章、曰大章の三字は衍文なり、有旱而昌、意味不明の難句なり、故に注者或は衍文となし或は脱簡ありとなす、想ふに早ありて其れが昌なりの意、換言すれば大旱魃の意なるべし、女喪、女子の死亡なり、闕茂、戌(十二支の一)の異稱、翼軫、翼星軫星なり、共に南宮の星宿、歲水、一歲中水害ありの意なり、大淵獻、亥(十二支の一)の異稱、角亢、角星亢星なり、共に東宮の星宿、師旅、軍隊なり、其率、率は大將なり、困敦、子(十二支の一)の異稱、氐房心、氐星房星心星なり、共に東方の星宿、玄色、黑色なり、江池、江や池の魚鼈なり、赤奮若、丑(十二支の一)

一)の異稱、尾箕、尾星箕星なり、共に東方の星宿、黓然、黒き貌、乍、忽なり、次舍、やどる星宿、天棓、天槍、此の二星は歳星の光の散亂して生ずる所なれば中宮の天棓天槍とは別なりとしるべし、免、銳に同じ、類、彗星、彗はははき也、星は衍文なり、土功、土木の工事なり、其野亡、野は分野の野なれば國のことなり、以下同じ、穰、豊熟なり、赤灰、赤き灰なり、光の細く散亂せるを形容していへる語なり、逐相、宰相を放逐すること、太白、太白星即ち金星なり、破軍、軍を破ること、營室爲、清廟、上節北宮の條を見よ、

察剛氣、以處熒惑、曰南方火主、夏日丙丁、禮失罰出、熒惑熒惑、失行是也、出則有兵、入則兵散、以其舍命國、熒惑熒惑爲勃亂、殘賊、疾、喪、饑、兵、反道、二舍以上、居之、三月有殃、五月受兵、七月、

半亡地、九月、太半亡地、因與俱出入、國絕祀、居之、殃還至、雖大當小、久而至、當小、反大、其南爲丈夫、北爲女子、喪若角動、繞環之、及乍、前乍、後、左、右、殃益大、與他星鬪、光相逮、爲害、不相逮、不害、五星皆從、而聚于一舍、其下國、可以禮致、天下、法、出東行、十六舍而止、逆行二舍、六旬、復東行、自所止、數十舍、十月而入西方、伏行、五月出東方、其出西方、曰反明、主命者惡之、東行急、一日行一度半、其行東西南北疾、

也、兵各聚其下、用戰、順之勝、逆之敗、熒惑從太白、軍憂、離之、軍却、出太白陰、有分軍、行其陽、有偏將、戰、當其行、太白逮之、破軍、殺將、其入守犯太微、軒轅、營室、主命惡之、心爲明堂、熒惑廟也、謹候此、

【講義】 陽剛の氣を觀察して以て熒惑星(火星)の運行及び其の國家人民に及ぼす影響を、曰く、南方の神は火帝にて夏を主る、其の日は丙丁なり、熒惑星は火帝の精なり、禮道に於て失ふものは其の罰、熒惑星より出づ、古の語に熒惑運行を失ふとは是れの謂なり、即ち運行を失ひて天罰を失禮者に下すことなり、熒惑星出づれば則ち其の國に兵亂あり、入れば則ち兵散じ亂止むを常とす、其止舍する所の星宿を以て其の下の國に名づく、熒惑星は勃亂・殘賊・疾疫・死

喪・饑饉・兵亂を主ることを爲す、熒惑が軌道をそれて運行し二箇所の星宿に止舍する以上は、其の下の國に大災あり、即ち此に居ると三月にして其の國に殃あり、五月にして他國の兵を受け、七月にして敗戦して半ば其の國地を亡ひ、九月にて太半國土を亡ふ、此れに因て熒惑星は敵兵と共に其の國に出入して其の國は遂に亡滅して先祖の祀を絶つに至るなり、而して熒惑星が軌道をそれて運行し或る星宿に止舍するに、早く運行して止舍すれば其の下の國は殃疾く至る、其の殃は大なりと雖其の被害は當に小なるべし、之に反して運行すること久しくして後に至り止舍すれば、其の下の國のうくる殃は當に小なるべくして反つて大なりとす、熒惑星が輿鬼星の所に止舍して南方を指せば其の國の男子殃をうくるものと爲し、北を指せば其の國の女子死喪の殃をうくるものとす、若し其の光角だちて動き輿鬼星を繞り圍み、又其の光忽ち前にす、み忽ち後に退き或は左にまはり或は右にまはれば、其のうくる殃益、大なりとす、又熒惑星が他の星(五星中の星にて木星か土星か金星か水星かを指す)と鬪ひて其の光芒が相及ぶときは、

其下の國に災害を爲し、光芒が相及ばざれば災害を爲さざるものとす、又五星が相從ひて同じ星宿に聚るときは、熒惑星も災害を下さざるものにして、其の下の國は禮義を以て天下を招致し之れを一統すべし、熒惑星が運行する法は、其の廟(即ち心星)より出で東に行き十六星宿を経て止まる、それより逆行し二星宿六十日を経て復東行す、自ら止舍する所數十星宿に及ぶ、十箇月の後西方に入りかくれて行くこと五箇月にして東方に出づるものとす、其西方に出づるを名づけて反明といふ、主命の者は凶兆として之を惡むなり、其の東行する急なるときは一日に行くこと一度半なり、其の運行する東西南北の四方に向つては殊に疾し、兵は各、其の運行する下に聚りて戦ふ、其の運行する方向に順ひて進めば戦勝ち、逆ひて進めば戦敗るゝものとす、而して熒惑星が太白星に従ひて進めば其の下の軍は憂苦し、太白星と離れて進めば其の下の軍は退却の運命にあふ、太白星の北に出づれば其の下の軍は分裂す、太白星の南に出づれば其の下の軍偏將の相戦ふあり、熒惑星の運行するに當りて太白星之れに及び衝突すれば其の下の國

は軍を破り大將を殺すの災禍をうくべし、東宮の心星は天の明堂と爲す、即ち熒惑星の居る廟なり、されば王者は謹んで心星をうかひて熒惑星の運行を視察し其の災禍を免るゝことをはかるなり、

【字解】 剛氣、陽剛の氣なり、陽氣は剛し、故にいふ、されば單に陽氣といふに同じ、處、定むること、以、其舍、命、國、熒惑、熒惑星の運行して止舍する所の星宿を以て其の下の國に名づくること、例へば熒惑星が運行して東宮の心星の所に在れば其の下に在るA國は熒惑の支配するA國といふが如し、以下各星の條皆同じ、國の下の熒惑の二字は衍文なり、勃亂、勃は悖と通ず、殘賊、そこなひきすつくること、喪、死喪なり、反道、軌道をそれて反對に行くこと、二舍、舍は星宿なり、還、疾なり、トシ又はハヤシと訓む、其南、此れは熒惑星が南宮の輿鬼星の所に來りたる時のことを言へば其は輿鬼星を指す、繞環、めぐりかこむこと、法、運行する法則なり、六旬、六十日なり、伏行、かくれて行くこと、主命者、星の運行をみて運命を主るもの天文占筮の官を指す、分軍、分裂の軍なり、即ち軍の分裂すること、偏將、副將軍なり、其入守犯太微

軒轅營室主命惡之、此の十四字衍文なり、心爲明堂、前節東宮の條を見よ、

曆斗之會、以定填星之位、曰中、央土、主季夏、日戊己、黃帝主德、女主象也、歲填一宿、其所居國、吉、未當居而居、若己去而復還、還居之、其國得土、不乃得女、若當居而不居、既已居之、又西東去、其國失土、不乃失女、不可舉事、用兵、其居久、其國福厚、易福薄、其一名曰地侯、主歲、歲行十、二度百十二分度之五、日行二十八分度之一、二十八歲周天、其所居、五星皆從、而聚于一舍、

其下之國可重致天下、禮德義、殺刑盡失、而填星乃爲之動搖、嬴爲王不寧、其縮有軍不復填、星、其色黃、九芒、音曰黃鐘、宮、其失次、上二三宿曰嬴、有主命不成、不乃大水、失次下二三宿曰縮、有后戚、其歲不復、不乃天裂、若地動、斗爲文、太室、填星廟、天子之星也、木星與土合、爲內亂、饑、主勿用戰、敗、水則變謀、而更事、火爲旱、金爲白衣會、若水、金在南、曰牝牡、年穀熟、金在北、歲偏無、火與水合爲燁、與金合爲

鏖、爲喪、皆不可舉事、用兵大敗、土爲憂、生孽卿、大饑、戰敗、爲北軍、軍困、舉事大敗、土與水合、穰而擁闕、有覆軍、其國不可舉事、出亡地、入得地、金爲疾、爲內兵亡地、三星若合、其宿地、國外內有兵、與喪、改立公王、四星合、兵喪竝起、君子憂、小人流、五星合、是謂易行、有德受慶、改立大人、奄有四方、子孫蕃昌、無德受殃、若亡、五星皆大、其事亦大、皆小事亦小、蚤出者爲贏、贏者爲客、晚出者爲縮、縮者爲主人、必有

天應、見於杓星、同舍爲合、相凌爲鬪、七寸以內必之矣、五星色白圓爲喪、旱、赤圓則中不平、爲兵、青圓爲憂、水、黑圓爲疾、多死、黃圓則吉、赤角犯我城、黃角地之爭、白角哭泣之聲、青角有兵、憂、黑角則水、意行窮兵之所終、五星同色、天下偃兵、百姓寧昌、春風、秋雨、冬寒、夏暑、動搖常以此、填星出、百二十日、而逆西行、西行百二十日、反東行、見三百三十日、而入、入三十日、復出東方、太歲在甲寅、鎮星在東壁、故

在營室

【講義】北斗星の指す機會を究めて以て填星(土星)の位地を定め且つ其の國家人民に及ぼす影響をしる、曰く、中央の神は上帝にて季夏を主る、其の日は戊己なり、上帝は即ち黃帝にて填星の精なり、德を主る、女主の象なり、填星は毎歲一星宿を經其の止舍する所の下の國は吉なり、填星が未だ當に居るべからざる所に居り、若しくはすでに去りて復還り還りて之に居れば其の下の國主は土地を得るなり、然らざれば乃ち女子を得るなり、若し當に居る可きに居らず既に之に居りて又西か東かに去れば其の國主は土地を失ふなり、然らざれば女子を失ふなり、すべて填星の居る所の下の國は事を起し兵を用ふ可からず、填星の止り居ること久しければ其の下の國は福を得ること厚く、速く行き去れば福を得ること薄し、其の一名を地侯といふ、歲を主る、一歲に運行すること十二度百十二分度の五、一日に運行すること二十八分度の一にて、二十八歲を以て天を一周す、其の止舍する所に五星皆從ひて同じ星宿にあつまれば其の下の

の國は重厚の勢を以て天下を招致し之れを一統すべし、禮義殺刑の四者盡く其の正を失ひて火・木・金・水の四星動搖すれば填星も亦之れが爲り動搖するなり、填星贏すれば王安寧ならざるの象とし、縮すれば軍敗れて復らざるの象ありとす、填星の色は黃にして九つの光芒あり、五音に配すれば黃鍾の宮調に中ると曰ふ、填星が運行の次序を失ひて上方の二三の星宿を經行くを贏といふ、其の下の國の君主の命令成功せざるの災あり、然らざれば洪水の害あり、又次序を失ひて下方の二三の星宿を經行くを縮といふ、其の下の國の皇后に哀戚の事あり、其の一歲中には快復されず、然らざれば天裂くるか若しくは地動くの災害あり、北斗星は天帝の太室たり、即ち填星の居廟なり、故に填星は天子の星なり、木星が土星と合へば其の下の國內亂飢饉あり、國主決して戦を起す勿れ、戦を起さば必ず敗る、也、木星が水星と合へば其下の國は計謀を變更し政事を改革すべし、木星が火星と合へば其の下の國大旱あり、木星が金星と合へば其の下の國に大喪大哀の會合あり、若し木星が北にあり金星が南にあれば名けて牝牡といふ、其の

下の國は穀物豊熟す、之に反し金星が北にあり木星が南にあれば其の下の國は南か北か何れか穀物皆無なり、次に火星が水星と合ふを燥といひ、金星と合ふを鑠といひ、喪といふ、其の下の國は皆事をおこす可からず、兵を用ふれば大に敗北す、火星が土星と合へば其の下の國に大憂あり、不吉の現象を生ず、火星が木星と合へば其の下の國饑饉あり、戰敗れ如何につとむるも敗軍を爲し軍兵は大に困む、如何なる事を行ふも大に失敗すべし、次に土星が水星と合へば其の下の國穀物豊熟するも諸事ふさがりて通ぜず、敗軍の災あり、故に其の國は事をおこすべからず、若し土星が出れば其の下の國土地を失ふの災あり、入れば土地を得るの福あり、土星が金星と合へば其の下の國疾疫あり、又敵兵侵入土地を失ふの災禍ありとなす、次に五星の中の三星が若し合へば、其の止宿する下の國土は、外には敵兵内には死喪の大禍災あり、王公を改め立てて國を維持あるの已むを得ざるに至るべし、四星が合へば其の下の國兵亂喪事並び起りて有司は憂苦し人民は離散するの害あり、五星が皆相合へば是れを何事も行ひ易き象となす、其

の下の國徳あれば幸福あり、君主を改め立て四方を包有し子繁孫昌すべし、之れに反し徳なければ殃を受け若くは亡ぶべし、而して五星の光皆大なれば其の事も亦大に、小なれば其事も亦小なりとするべし、すべて五星の他星よりす、みて早く出づるを贏といふ、贏するものを客星となす、他星より後れて晚く出づるを縮といふ、縮するものを主人星と爲す、かゝる場合は必ず天の感應ありて杓星の所にあらはる、なり、又五星の同じ星宿に止舎するを合といひ、一星が他星を犯して通り亡すを闘といふ、闘ふ際七寸以内其の光芒が相及べば其の下の國に必ず大災禍あるなり、又五星の色が白くして圓ければ其の下の國に死喪早魅ある象と爲し、赤くして圓ければ其の下の國內安からず兵亂ある象となし、青くして圓ければ其の下の國憂患洪水ある象となし、黒くして圓ければ其の下の國疾疫ありて民多く死するの象となし、黄にして圓ければ則ち其の下の國は吉事あり、赤くして光角だてば其の下の國は敵兵我城を犯すの象と爲し、黄にして光角だてば其の下の國は互に地を争ひ戦ふの象と爲し、白くして光角だてば其の下の國

死喪ありて哭泣の聲野にみつるの象と爲し、青くして光角だてば其の下の國兵亂の憂ある象と爲し、黒くして光角だてば則ち其の下の國洪水ある象と爲す、五星すべて同色の場合は天下兵を偃せて戰なく百姓安寧昌盛なり、又春風吹き秋雨ふり冬寒く夏暑きなど季候の動搖は常に五星の動搖を以て生ずる變化なりとす、填星は其の居所を出で運動すること百二十日にして逆行して西に進む、西に行くこと百二十日にして反りて東に行く、あらはるゝこと三百三十日にして入り、入ること三十日にして復東方にあらはれ出づ、歳星が甲寅の方位にあれば填星は東壁星の所にあり、東壁星は營室星と隣れる故に營室星の所にありともいふ、

【字解】 曆斗之會、曆は北斗星の運行を標準として立つ、故に北斗を曆斗といふ、會は北斗星が十二支の方位を指す機會の意なり、歳填一宿、填星は一歳に二十八宿の一星宿を経二十八歳を以て天を一周す、故にいふ、易福薄、易は輕速の意なり、ハヤシと訓む、禮徳義刑殺盡失、徳の字は衍文なり、木星は義を主り火星は禮を主り金星は殺を主り水星は刑を主る、故に

禮義刑殺盡く其の正を失ふとは四星の運行其の正を失ふことなり、九芒、九つの光芒なり、后戚、皇后の身に關する哀戚の事なり、天裂、日蝕月蝕隕星など天上の異變をいふ、斗爲文太室、斗は北斗星なり、文は天帝なり、太室は五廟中の中央の廟室をいふ、天子之星、北斗星は天帝の相たり、填星は其の廟室に居る故にいふ、木星與土合、此の句より以下終の動搖常以此に至るまで五星の合闘を總叙し填星と關係なし、之れを填星の條下に叙したるは填星は五星の中央の星なればなり、土は土星なり、以下水とあるは水星、火とあるは火星、金とあるは金星、木とあるは木星の略と知るべし、白衣會、大喪又大哀の會なり、水金在南、水は木の誤なり、一句は木星が北にあり金星が南にあるときはの意なり、金在北、金星北にあり木星南にありの略なり、歳偏無、其の歳は南か北かどちらかの國は收穫皆無なりといふこと、孽卿、妖孽なり、不祥のしるしをいふ、大饑、大は木の誤なり、北軍、敗軍なり、穰、豊熟なり、擁闕、ふさがり通ぜぬこと、覆軍、敗軍に同じ、内兵、敵兵侵入すること、國外内有兵、敗軍に同じ、内兵、敵兵侵入すること、國外内有兵、兵與喪、兵は外の字をうけ喪は内の字をうく、君子、

位を以ていふ、有司なり、小人、位を以ていふ、人民なり、流、離散なり、易行、何事も行ひ易きこと、慶、幸福なり、大人、位徳を以ていふ君主なり、奄有、包み有つこと、蕃昌、繁昌に同じ、杓星、北斗星の中にあり、中宮の條に解す、同舍、同じ星宿に止舍すること、相凌、凌とは犯してこえ過ぎること、七寸以内、光芒が七寸以内相及びすれあふこと、必之、必ず禍災ありの意、圜、圓に同じ、まるきこと、中不平、國內不安なること、憂水、憂患と洪水と、意行窮兵之所終、此の七字は衍文なり、填星出、此の句以下填星の補説なり、太歳、歳星なり、鎮星、填星に同じ、東壁營室、二星宿とも北宮にあり、

察日行、以處位、太白、曰西方秋、司兵、月行及天矢、日庚辛、主殺、殺失者、罰出、太白、太白失行、以其舍命國、其出行十八舍、二百四十日而入、入東方、伏行十一

舍、百三十日、其入西方、伏行三舍、十六日而出、當出、不出、當入、不入、是謂失舍、不有破軍、必有國君之篡、其紀上元、以攝提格之歲、與營室晨出、東方至角而入、與營室夕出、西方至角而入、與角晨出、入畢、與角夕出、入畢、與畢晨出、入箕、與畢夕出、入箕、與箕晨出、入柳、與箕夕出、入柳、與柳晨出、入營室、與柳夕出入、營室、凡出入東西各五、爲八歲、二百三十日、復與營室晨出、東方、其大率歲一周天、其始出東

方、行遲、率日半度、一百二十日、必逆行、一二舍、上極而反、東行、行日一度半、一百二十日入、其庫、近日、曰明星、柔、高、遠、日、曰大囂、剛、其始出、西行、疾、率日一度半、百二十日、上極而行、遲、日半度、百廿日、旦入、必逆行、一二舍而入、其庫、近日、曰太白、柔、高、遠、日、曰大相、剛、出、以辰戌、入、以丑未、當出、不出、未當入、而入、天下偃兵、兵在外、入未當出、而出、當入、而不入、天下起兵、有破國、其當期出也、其國昌、其出東、爲東、

入東、爲北方、出西、爲西、入西、爲南方、所居久、其鄉利、疾、其鄉凶、出西、逆行、至東、正西、國吉、出東、至西、正東、國吉、其出不經天、經天、天下革政、小以角動、兵起、始出大、後小、兵弱、出小、後大、兵強、出高、用兵、深吉、淺凶、庫、淺吉、深凶、日方南、金居、其南、日方北、金居、其北、曰嬴、侯王不寧、用兵、進吉、退凶、日方南、金居、其北、日方北、金居、其南、曰縮、侯王有憂、用兵、退吉、進凶、用兵、象太白、太白行疾、疾行、遲、遲行、角敢戰、動、搖

躁躁(國)以靜靜順角所指吉反
之皆凶出則出兵入則入兵赤
角有戰白角有喪黑(園)角憂有
水事青(園)小角憂有木事(黃園)
和角有土事有年其已出三日
而復有微入入三日乃復盛出
是謂奕其下國有軍敗將北其
已入三日又復微出出三日而
復盛入其下國有憂師有糧食
兵革遣人用之卒雖衆將爲人
虜其出西失行外國敗其出東
失行中國敗其色太園黃津可
爲好事其園大赤兵盛不戰太

白白比狼赤比心黃比參左肩
蒼比參右肩黑比奎大星五星
皆從太白而聚乎一舍其下之
國可以兵從天下居實有得也
居虛無得也行勝色色勝位有
位勝無位有色勝無色行得盡
勝之出而留桑榆間疾其下國
上而疾未盡其日過參天疾其
對國上復下下復上有反將其
入月將僂金(木)星合光其下戰
不合兵雖起而不鬪合相毀野
有破軍出西方昏而出陰陰兵
彊暮食出小弱夜半出中弱雞

鳴出大弱是謂陰陷於陽其在
東方乘明而出陽陽兵之彊雞
鳴出小弱夜半出中弱昏出大
弱是謂陽陷於陰太白伏也以
出兵兵有殃其出卯南南勝北
方出卯北北勝南方正在卯東
國利出西北北勝南方出西南
南勝北方正在酉西國勝其與
列星相犯小戰五星大戰其相
犯太白出其南南國敗出其北
北國敗行疾武不行文色白五
芒出蚤爲月蝕晚爲天矢及彗
星將發其國出東爲德舉事左

之迎之吉出西爲刑舉事右之
背之吉反之皆凶太白光見景
戰勝晝見而經天是謂爭明彊
國弱小國彊女主昌亢爲疏廟
太白廟也太白大臣也其號上
公其他名殷星太正營星觀星
宮星明星大衰大澤終星大相
天浩序星月緯大司馬位謹候
此
【講義】日の運行を觀察して以て太白星(金星)の位
地を定め且つ其の國家人民に及ぼす影響をみる、曰
く、西方は秋にて太白星は其の精なり、兵を司る、其
の日は庚辛なり、又殺罰を主る、殺罰の法其の正しき
を失ふときは其の罰は太白星より出づ、罰は太白星
が運行を失ふに由りて其の象を殺罰の法を失へる國
にあらはす、即ち運行を失ひ其の止舍する星宿の下

の國(殺罰の法を失へる國)に名づく、太白星は其の居所を出て行き十八星宿を經二百四十日にして東に入る、東方に入りてかくれ行き十一星宿を經百三十日にして西方に入る、西方に入りてかくれ行き三星宿を經十六日にして出づ、其の當に出づべきに出でず當に入るべきに入らざる之れを名づけて失舎といふ、失舎とは止舎する星宿を失ふの義なり、其の下の國は軍を破るとあらざれば必ず國君の位を篡奪するの災禍あり、其の上元曆を紀すもの言によるに、太白星は寅の歳の正月十五日を以て營室星と晨に東方に出で角星の所に至りて入り、又營室星と夕に西方に出で角星の所に至りて入り、其れより角星と晨に東方に出でて畢星の所に入り、又角星と夕に西方に出でて畢星の所に入り、其れより畢星と晨に東方に出でて箕星の所に入り、又箕星と夕に西方に出でて柳星の所に入り、其れより柳星と晨に東方に出でて營室星の所に入り、又柳星と夕に西方に出でて營室星の所に入る、凡そ東西に出入すること各五たび、八歳

二百二十日を要すと爲す、其れより後營室星と共に晨に東方に出で前と同じ循環をなすなり、大率一歲に一たび天を周るなり、其の始め東方に出づるや行くこと遲し、おほむね一日に行くこと半度なり、一百二十日にして逆行し、一二の星宿を經上り極りて反つて東に行く、行くこと一日に一度半なり、一百二十日にして入る、其の運行することひく、して日に近づくときを名づけて明星といふ、光柔なり、運行すること高くして日に遠かるるときを名づけて大器といふ、光剛し、又其の始めて出でて西に行くや疾し、おほむね一日に一度半なり、一百二十日にして上り極りて其れよりは行くこと遅く一日に半度なり、一百二十日にして旦に入る、必ず逆行し一二の星宿を經て入るなり、其の運行することひく、して日に近づくときを名づけて太白といふ、光柔なり、運行すること高くして日に遠かるるときを名づけて大相といふ、光剛し、而して出づるには辰戌の時を以てし、入るときは丑未の時を以てするを常とす、若し太白星が當に出づべきに出でず未だ入るべからざるに入るときは、天下兵を偃せて用ひず、兵は國外に在り、國內は

平安あり、若し入りて未だ當に出づ可からざるに出で當に入るべきに入らざれば、天下兵亂を起し國を破滅することあり、其の出づべき期日にあたりて出づれば、其の下の國は隆昌するなり、太白星の東に出づる方位を東方と爲し、東に入る方位を北方となし、西に出づる方位を西方となし、西に入る方位を南方と爲す、太白星の止まり居ると久しければ其の下の國は吉利あり、止まり居らずして去ると早ければ其の下の國は凶變あり、西方に出で逆行して東に至れば正西にあたる國は吉利なり、東方に出で西方に至れば正東の國は吉利なり、其の出で行くに晝はかくれて行き決して明に天上を經過せず、若し晝明に天上を經過すれば天下政治を改革するの大變あり、又其の光小さくして角だち動けば其の下の國兵亂起るの象なり、始め出づるとき光大くして後に小さくなれば其の下の國兵弱くなるの象なり、之れに反し出づるとき光小さくして後に大きくなれば其の下の國兵強くなるの象なり、又出づるとき高ければ其の下の國は兵を用ひてよき象なり、而し高さが深ければ兵を用ひて吉なれども淺ければ凶なり、又

出づるときひくければ其の下の國亦兵を用ひて可なる象なり、しかしひくさが淺ければ兵を用ひて吉なれども深ければ凶なるものとす、又日が方に南するるとき金星(即ち太白星)が其の南に居り、日が方に北するるとき金星が其の北に居るを贏といふ、其の下の國の侯王は安寧ならず兵を用ひて進めば吉なれども退けば凶なり、日が方に南するるとき金星が其の北に居り、日が方に北するときは金星が其の南に居るを縮といふ、其の下の國の侯王は憂患あり、兵を用ひて退けば吉なれども進めば凶なり、すべて兵を用ふる法は太白星の運行に象るものとす、太白星行くこと疾ければ軍も疾行し、遅ければ軍も遅く行くべし、光角だち輝けば軍も敢て戦ふべし、光動搖して躁げば軍も亦躁ぎ、光圓くして靜なれば軍も亦靜にし、光の角の指す所に順ひて進軍せば吉なるも之に反すれば凶なり、太白星出づれば則ち兵を出し入れば則ち兵を入るべし、太白星の光赤くして角だてば其の下の國戦ある象なり、白くして角だてば死喪の事ある象なり、黒くして角だてば憂患の象あり、即ち水に關する憂事あり、青くして角だてば憂患の象あり、即ち木に

關する憂事あり、黃にして角だてば土に關する憂事の象なり、若し光圓く和けば豐年の象なり、其の光の色大きく圓くして黃のつやあれば和好の事を爲すべき象なり、其の光圓く大きく赤ければ兵勢盛にして敵兵おそれて戦はざるの象なり、又太白星がすでにいで三日にして復少しく入るあり、入ること三日にして乃ち復盛に出づ、是れを名づけて奕といふ、其の下は軍敗れ大將逃亡するの禍災あり、又其のすでに入りて三日にして復少しく出で出づること三日にして復盛に入る、其の下は國には憂患あり、軍に糧食兵革多くありと雖遺人之れを用ひて敵に施與し、兵卒多しと雖敵人にとりこにさるゝの災禍を見ん、又太白星が西方に出でて運行を失へば外國敗れ、東方に出でて運行を失へば中國敗るの象なり、又太白星の色は白光は狼星に類似し、赤光は心星に類似し、黄光は參星の左肩星に類似し、蒼色は參星の右肩星に類似し、黒色は奎星の大星に類似す、又土星が太白星に従ひて同じ星宿に聚れば其の下は國は兵力を以て天下を従へ之れを一統すべし、又太白星が或る星宿に合舍して衝突せぬときは其の下は國は幸福を

得るあるも、其の居所が贏縮するときは其の下は國は幸福を得ることなきなり、すべて太白星の運行は其の光色に勝ち、光色は位地に勝ち、位地あるは位置なきに勝ち、光色あるは光色なきに勝ち、運行正しきをを得て然る後ことごとく光色の正を得るにも位置の正を得るにも勝つものにして、かゝる時は天下は太平としるべし、太白星が出でて西方の隅の間に留まれば災禍を其の下に下してなやまず、又上りて疾く運行し未だ一定の期日を盡くさずして天の三分の一を過ぐるときは、其の相對する國に災禍を上して之をなやますなり、又一旦上り進みて後くりかへして下り進み、一旦下り進みて後くりかへして上り進むときは、其の下に國に反將あり、又太白星が月の所に入れば其の下は國は必ず大將誅戮せらる、又金星(太白星)と水星と光を合するときは其の下は國は相戦ひて和合せず、たとひ兵起るとも闘はず、和合して相やぶるゝとあらば國に軍を破るの災禍あり、又太白星が夕方北方に出づれば北方の兵強き象なり、暮食時に北方に出づれば北方の兵少しく弱き象なり、夜半に北方に出づれば北方の兵中弱き(ナカカ)の象なり

り、雞鳴時に北方に出づれば北方の兵大に弱きの象なり、是れを陰(北方)が陽(南方)に負けて陥ると謂ふ、又東方に在りて夜明けに乗じて南方に出づれば南方の兵強きの象なり、雞鳴時に南方に出づれば南方の兵少しく弱きの象なり、夜半に南方に出づれば南方の兵中弱き(ナカカ)の象なり、夕方に南方に出づれば南方の兵大に弱きの象なり、是れを陽(南方)が陰(北方)に負け陥るといふ、又太白星のかくれ行くとき兵を出せば必ず殃あり、太白星が卯の方位の南に出づれば南方が北方に勝つの象なり、卯の方位の北に出づれば北方が南方に勝つの象なり、正しく卯の方位に在れば東方の國吉利なる象なり、酉の方位の北に出づれば北方が南方に勝つの象なり、酉の方位の南に出づれば南方が北方に勝つの象なり、正しく酉の方位にあれば西方の國勝つの象なり、又太白星が列星と相犯せば其の下に國に小戦あり、五星と相犯せば其の下に國に大戦あり、他星(列星及五星)が太白星を相犯すとき太白星が其の南方に出づれば南方の國敗れ、其の北方に出づれば北方の國敗るゝなり、而して太白星が進み行くこと早ければ其の下は國武

事盛に進み、行かざれば其の下は國文事盛なり、又太白星の光色白くして五つの光芒出づるときは、早ければ變じて月蝕となり、晚ければ變じて天矢星及び彗星と爲り、將に其の國に禍して之れを廢滅せんとするなり、又太白星が東方に出づるを徳の象とす、事を擧げ行ふに之れを左方に迎へて爲さば吉なり、西方に出づるを刑の象とす、事を擧げ行ふに之れを左方に背きて爲さば吉なり、若し之れに反するときは皆凶なり、又太白星の光が少しく其の影をあらはせば其の下は國戦かつ、晝あらはれて天を過ぎ行くを名づけて争明といふ、其の下は國は強國は弱くなり小國は強くなり女主勢昌となる、東宮の亢星は天の疏廟たり、即ち太白星の居る廟室なり、太白星は天帝の大臣なり、其の號は上公といふ、其の他の名は般星といひ、太正といひ、營星といひ、觀星といひ、宮星といひ、明星といひ、大衰といひ、大澤といひ、終星といひ、大相といひ、天浩といひ、序星といひ、月緯といひ、大司馬位といふ、王者は謹んで其の運行を視察し其の災禍を免るゝことをはかるなり、

【字解】 日行、日即ち太陽の運行なり、月行及天矢、

衍文なり、纂、纂立なり、紀、上元、上元は古の曆の名、此の曆は正月十五日(上元)を始とするよりかく名づくるもの、如し、攝提格、寅(十二支の一)の異稱、營室、北宮の星宿の一、角、東宮の星宿の一、畢、西宮の星宿の一、箕、東宮の星宿の一、柳、南宮の星宿の一、庫、ひくきと、柔、光のやはらかなると、剛、光のつよきこと、下起、兵、下の上に天字を脱せり、補ふべし、經、天、太白星は夜出づるものとす、其の晝出でて運行するを經、天といふ、金居、其南、金は金星即ち太白星なり、以下同じ、國以、靜、國は圓の誤なり、圓は圓なり、一句の意は光が圓くして動かす靜なること、黑、圓、角、圓の字は衍文なり、憂、有、水事、憂患あり水に關する憂事ありの意、水は五行の水なり、水氣流行して生ずる禍なり、下句の憂、有、木事、有、土事、も之れと同じ、即ち五行の木氣又は土氣の流行して生ずる禍なり、青、圓、小、角、圓、小の二字衍文なり、黃、圓、和、角、有、土事、有、年、黃、角、有、土事、圓、和、有、年、の誤なり、圓、和、は光の圓くおだやかに靜なること、有、年、は豊年なり、微、入、微、は少なり、將、北、北は亡なり逃亡なり、ニ、グ、と訓む、遣、人、用、之、遣人は官名、施、與、を掌る、一句の意は

遣人が味方の糧食や兵革を敵に施與すとしたり、其色、大、圓、黃、濛、可、爲、好事、其、圓、大、赤、兵、盛、不、戰、此、の、二、句、は、前、句、の、有、年、の、下、其、已、出、三、日、の、上、に、あ、る、べき、が、誤、り、て、此、に、入、り、し、な、り、直、し、て、讀、み、解、す、べ、し、黃、濛、は、黃、き、光、澤、な、り、好、事、は、和、好、の、事、な、り、比、狼、比、は、類、な、り、類、似、な、り、狼、は、狼、星、な、り、心、東、宮、の、星、宿、の、一、參、左、肩、參、右、肩、參、は、西、宮、の、星、宿、の、一、左、肩、右、肩、は、參、星、中、の、左、肩、星、右、肩、星、を、い、ふ、奎、大、星、奎、は、西、宮、の、星、宿、の、一、大、星、は、奎、星、中、の、大、な、る、星、を、い、ふ、居、實、太、白、星、の、居、所、が、他、の、星、宿、の、所、に、あ、り、之、れ、と、合、含、し、て、衝、突、せ、ぬ、こ、と、居、虛、太、白、星、の、居、所、が、羸、縮、す、る、こ、と、太、白、星、の、羸、縮、は、本、文、の、中、に、説、明、し、て、あ、り、行、勝、色、太、白、星、の、運、行、は、其、の、光、の、色、に、勝、つ、こ、と、即、ち、運、行、正、を、失、は、ざ、る、と、き、は、其、の、國、に、及、ば、ず、影、響、光、色、の、正、を、失、は、ざ、る、影、響、に、勝、る、こ、と、色、勝、位、以、下、此、と、同、句、法、な、ら、ば、類、推、す、べ、し、桑、榆、西、方、の、隅、な、り、其、日、期、日、の、誤、な、り、過、參、天、天、の、三、分、の、一、を、過、ぐ、る、こ、と、上、復、下、上、り、進、み、て、後、く、り、か、へ、し、て、下、り、進、む、こ、と、復、は、く、り、か、へ、す、義、な、り、下、復、上、も、同、句、法、な、り、僂、戮、に、同、じ、誅、戮、な、り、金、木、星、合、光、金、木、は、金、水、の、誤、な、り、金、星、と、水、星、と、な、り、天、

矢、星、の、名、發、其、國、發、は、廢、と、通、ず、音、ハ、イ、廢、滅、な、り、左、之、迎、之、之、れ、を、左、方、に、迎、ふ、こ、と、右、之、背、之、之、れ、を、右、方、に、背、く、こ、と、見、景、景、は、影、と、通、ず、少、しく、其、の、影、を、あ、ら、は、す、こ、と、亢、爲、疏、廟、東、宮、の、條、を、見、よ、亢、は、東、宮、の、星、宿、の、一、

察、日、辰、之、會、以、治、辰、星、之、位、曰、北、方、水、太、陰、之、精、主、冬、日、壬、癸、刑、失、者、罰、出、辰、星、以、其、宿、命、國、是、正、四、時、仲、春、春、分、夕、出、郊、奎、婁、胃、東、五、舍、爲、齊、仲、夏、夏、至、夕、出、郊、東、井、輿、鬼、柳、東、七、舍、爲、楚、仲、秋、秋、分、夕、出、郊、角、亢、氏、房、東、四、舍、爲、漢、仲、冬、冬、至、晨、出、郊、東、方、與、尾、箕、斗、牽、牛、俱、西、爲、中、國、其、出、入、常、以、辰、戌、丑、未、其、蚤、爲

月、蝕、晚、爲、彗、星、及、天、矢、其、時、宜、效、不、效、爲、失、追、兵、在、外、不、戰、一、時、不、出、其、時、不、和、四、時、不、出、天、下、大、飢、其、當、效、而、出、也、色、白、爲、旱、黃、爲、五、穀、熟、赤、爲、兵、黑、爲、水、出、東、方、大、而、白、有、兵、於、外、解、常、在、東、方、其、赤、中、國、勝、其、西、而、赤、外、國、利、無、兵、於、外、而、赤、兵、起、其、與、太、白、俱、出、東、方、皆、赤、而、角、外、國、大、敗、中、國、勝、其、與、太、白、俱、出、西、方、皆、赤、而、角、外、國、利、五、星、分、天、之、中、積、于、東、方、中、國、利、積、于、西、方、外、國、用、者、利、五、星、皆、從、辰

星而聚于一舍其所舍之國可
以法致天下辰星不出太白爲
客其出太白爲主出而與太白
不相從野雖有軍不戰出東方
太白出西方若出西方太白出
東方爲格野雖有兵不戰失其
時而出爲當寒反溫當溫反寒
當出不出是謂擊卒兵大起其
入太白中而上出破軍殺將客
軍勝下出客亡地辰星來抵太
白太白不去將死正旗上出破
軍殺將客勝下出客亡地視旗
所指以命破軍其繞環太白若

與鬪大戰客勝免過太白間可
拔劍小戰客勝免居太白前軍
罷出太白左小戰摩太白有數
萬人戰主人吏死出太白右去
三尺軍急約戰青角兵憂黑角
水赤行窮兵之所終免七命曰
小正辰星天攬安周星細爽能
星鈎星其色黃而小出而易處
天下之文變而不善矣免五色
青圓憂白圓喪赤圓中不平黑
圓吉赤角犯我城黃角地之爭
白角號泣之聲其出東方行四
舍四十八日其數二十日而反

入于東方其出西方行四舍四
十八日其數二十日而反入于
西方其一候之營室角畢箕柳
出房心間地動辰星之色春青
黃夏赤白秋青白而歲熟冬黃
而不明即變其色其時不昌春
不見大風秋則不實夏不見有
六十日之旱月蝕秋不見有兵
春則不生冬不見陰雨六十日
有流邑夏則不長

【講義】日と星辰(二十八宿をさす)との會合を觀
察して辰星(水星)の位地を定め其の國家人民に及ば
ず影響をしろ、曰く、北方の神は水帝にて冬帝の精
なり、辰星是なり、冬を主る、其の日は壬癸なり、刑罰
正を失ふときは其の罰辰星より出づ、辰星の止舍す

る星宿を以て其の下の國に名づく、是の星は四時を
正すことを主る、即ち仲春春分には夕に奎・婁・胃三
星宿の東の五星宿の所に出であらはる、東方にて齊
の地方にあたる、仲夏夏至には夕に東井・輿鬼・柳三
星宿の東の七星宿の所に出であらはる、南方にて楚
の地方にあたる、仲秋秋分には夕に角・亢・氐・房四星
宿の東の四星宿の所に出であらはる、西方にて漢の
地方にあたる、仲冬冬至には晨に東方に出であら
はる、尾・箕・斗・牽牛四星宿と俱に西す、北方にて中國の
地方にあたる、其の出づるや常に辰戌の時を以てし、
其の入るや丑未のときを以てす、其の運行して早き
に失するときは變じて月蝕と爲り、晚きに失する
ときは變じて彗星及び天矢星となる、其の時に宜しく
あらはるべくしてあらはれざるを運行の次序を失ふ
となす、其の下の國追兵外に在るも戦はずして敵を
逸するの災禍をうく、一時(四時の中の一)時出でざ
るときは其の時季の氣候を和せず、四時出でざると
きは天下大饑饉あり、其の當にあらはるべくしてあ
らはれ出づるとき、其の色白ければ早魃の象と爲し、
黄なれば五穀豐熟の象となし、赤ければ兵亂の象と

なし、黒ければ洪水の象となす、東方に出で光大にして白ければ國外に兵ありて解散するの象なり、常に東方にありて其の光赤ければ中國勝つるの象なり、其の西方にありて光赤ければ外國吉利なるの象なり、若し外國に兵なくして同じく光り赤き時は國內に兵亂起るの象なり、又辰星が太白星と共に東方に出で二星とも光赤くして角だてば、外國大敗して中國勝つるの象なり、太白星と共に西方に出で二星とも光赤くして角だてば、外國吉利なるの象なり、又辰星が他の四星と共に即ち五星が辰星に従ひて天の中央より分れて東方にあつまれば、中國吉利の象にして、西方にあつまれば外國に兵を用ふる利なるの象なり、五星が皆辰星に従ひて同じ星宿にあつまれば其下の國は法刑を以て天下を招致し之れを一統すべし、又辰星と太白星とは相従ふものなるが、若し辰星が出でざれば辰星と主星となし、太白星を客星と爲し、出づれば太白星を主星となし辰星を客星と爲す、出でて太白星と相従はざれば其の下の國は軍ありと雖和して戦はざるなり、辰星が東方に出づれば太白星は西方に出づ、若し西方に出づれば太白星は東方に出づ、

之れを相扞格すといふ、其の下の國は兵ありと雖和して戦はざるなり、辰星が其の時を失ひて出づれば、其の下の國當に寒かる可きに反つて温に、當に温かる可きに反つて寒きの變象を來すと爲す、又當に出づ可きに出でざる之れを名づけて擊卒といふ、其の下の國兵亂大に起るなり、又辰星が太白星の中に犯し入りて上に進み出づれば、其の下の國は軍を破り大將を殺し客軍勝つべし、下に進み出づれば其の下の國客軍敗れて地を亡ふべし、又辰星が來りて太白星の所に至り止まりて去らざれば、其の下の國は大將戰死すべし、すべて辰星の指す所を視て以て破軍と名づく、其の下の國破軍の災ある故なり、辰星が太白星をとりかこみ若し共に闘ふ大に戦へば、客軍勝つるの象なり、辰星が太白星の側を過ぐれば二星相闘ふ、小戦なれば客軍勝つるの象なり、辰星が太白星の前に居れば軍つかれ退くの象なり、太白星の左に出づれば小戦あるの象なり、太白星に迫れば數萬人亂れ戦ふの象なり、辰星は其の數萬人の人民官吏の死命を主るなり、太白星の右に出で去ること三尺なれば軍急に戦を約するの象なり、辰星には七名あり、小

正・辰星・天攙・安周星・細爽・能星・鉤星と曰ふ、其の光の色黄にして小に出でて其の場所を易ふるときは天下の文事改變して善良ならざるの象なり、又辰星の五色の變化をあぐれば、其の光の色青くして圓ければ其の下の國憂患ある象なり、白くし圓ければ其の下の國死喪ある象なり、赤くして圓ければ其の下の國內安からざる象なり、黒くして圓ければ其の下の國吉利なり、赤くして角だてば其の下の國は敵兵が我城を侵す象なり、黄にして角だてば其の下の國互に地を争ふの象なり、白くして角だてば其の下の國苦しみて泣きさけぶ聲野にみつるの象なり、青くして角だてば其の下の國兵亂の憂ある象なり、黒くして角だてば其の下の國洪水ある象なり、辰星の運行は、東方に出づるや行くを四星宿四十八日、其れより日數二十日にして反り、東方に入る、其西方に出づるや行くこと四星宿四十八日、其れより日數二十日にして反り西方に入る、其の東西を行くとき一度うかひ立ち寄る星宿は營室・角・畢・箕・柳等なり、若し誤りて房心二星の間に出づれば地震あるなり、辰星の色は春は青黄、夏は赤白、秋は青白なるを正しと

す、かゝれば其の歳は豊熟なり、冬は黄色にしてはつきりせざるを正しとす、若し其の色を變ふれば其の時(四時の時)は氣候不順にしてさかえざるなり、辰星が春あらはれざれば大風ありて秋穀物みのらず、夏あらはれざれば六十日の早魃ありて月蝕あり、秋あらはれざれば兵亂ありて翌春草木の芽生せず、冬あらはれざれば陰雨六十日あり洪水出で流失する村邑あり、翌夏は草木生長せず、

【字解】 日辰、日と二十八宿星、太陰、冬の異稱、刑失云々、辰星は刑罰を主るよりいふ、出郊、郊は效の誤なり、以下皆同じ、效は見はるゝと、奎・婁・胃、三星宿の名、西宮にあり、東井・輿・鬼・柳、三星宿の名、南宮にあり、亢・氐・房、三星宿の名、東宮にあり、尾・箕・斗・牽牛、尾・箕二星宿は東宮に、斗・牽牛二星宿は北宮にあり、斗は南斗なり、漢、漢の都長安の邊をさしていふ、中國、國の中央の義河南省あたりを指していふ、其出入以辰戌丑未、其出以辰戌、其入以丑未、の略なり、中國勝、此の中國は外國に對すれば中華、中夏の意に見るべし、積、かさなりあつまること、格、扞格なり拒みさゝふると、客軍、敵軍をいふ、辰星來

抵太白、太白不去、抵は至なり、イタルと訓む、太白
不去の太白は衍文なり、正旗上出破軍、殺將客勝、下出
客亡地、此の十五字は衍文なり、視旗所指、旗は其
の誤なり、繞環、めぐりかこむこと、免、辰星の一名、
間可、滅、劔、滅は容なり、イルと訓む、一句の意は其
の間に劔をいるべしといふとにて相た、かふの意な
り、罷、つかれ退くこと、摩、迫りちかづくこと、青角
兵憂、黒角水、此の七字は下句の白角號泣之聲の下に
あるが誤りて此に入りしものなれば直すべし、赤
行窮兵之所終、此の七字は衍文なり、七命、命は名に
同じ、七つの名なり、中不平、國內不安なること、其
數、數は日數なり、一候、一度うかひ立寄ると、不
實、實は穀物みのること、陰雨、曇りて雨ふること、
流邑、洪水の爲に流失する村邑なり、
角亢氏、兗州、房心、豫州、尾箕、幽
州、斗、江湖、牽牛、婺女、揚州、虛危、
青州、營室、至東壁、并州、奎婁、胃、
徐州、昴畢、冀州、觜、參、益州、東

井輿、鬼、雍州、柳、七星、張、三河、翼
軫、荊州、〔七星爲員官、辰星廟、蠻
夷星也〕

【講義】 角・亢・氏三星宿の下は袁州なり、房・心二星
宿の下は豫州なり、尾・箕二星宿の下は幽州なり、斗
星宿の下は江湖なり、牽牛・婺女二星宿の下は揚州な
り、虛危二星宿の下は青州なり、營室より東壁に至る
二星宿の下は并州なり、奎・婁・胃三星宿の下は徐州
なり、昴・畢二星宿の下は冀州なり、觜・參二星宿
の下は益州なり、東井・輿鬼二星宿の下は雍州なり、
柳・七星・張三星宿の下は三河なり、翼・軫二星宿の下
は荊州なり、(因にいふ此節は二十八宿の分野を説明
せるものなり) 南宮の七星は員官たり、辰星の居る
廟室なり、辰星はえびすの星なり、

【字解】 角・亢・氏・房・心・尾・箕、七星宿とも東宮に
あり、斗・牽牛・婺女・虛・危・營室・東壁、七星宿とも北
宮にあり、江湖、揚子江五湖の地方なり、奎・婁・胃・
昴・畢・觜・參、七星宿とも西宮にあり、東井・輿鬼・

柳・七星・張・翼・軫、七星宿とも南宮にあり、三河、漢
の河南・河東・河内三郡の地をさす、七星爲員官、辰
星廟蠻夷星也、此の一句は辰星の條の終に入るべき
が誤りて此に入りしものなれば直すべし、員官の義
は南宮の條に説く、
兩軍相當、日暈、暈等、力鈞、厚、長
大、有勝、薄、短、小、無勝、重抱、大破、
無抱、爲和、背不和、爲分離、相去、
直爲自立、立、侯、王、指暈、若曰、殺
將、負且戴、有喜、園在中、中勝、在
外、外勝、青、外赤、中以和、相去、赤
外、青中、以惡、相去、氣暈、先至、而
後去、居軍勝、先至、先去、前利、後
病、後至、後去、前病、後利、後至、先
去、前後皆病、居軍不勝、見而去

其發疾、雖勝、無功、見半日以上、
功大、白虹、屈短、上下兌、有者下
大流血、日暈、制勝、近期三十日、
遠期六十日、其食、食所不利、復
生、生所利、而食益、盡爲主位、以
其直及日所宿、加以日時、用命
其國也、

【講義】 兩軍相衝突するときは日暈あり、日暈の周
圍廣狹すべてひとしければ兩軍の力ひとしきの象な
り、日暈の周圍厚くして長なれば外軍(攻圍軍)勝つ
あるの象なり、之れに反して周圍短く小さければ外
軍勝つなきの象なり、又日暈が重抱の形をなすは外
軍が内軍を破るの象なり、又日暈が抱形をなすなき
ときは兩軍相和するの象となす、又日暈が背形をな
すときは軍兵和せずして分離相去るの象と爲す、又
日暈が直形をなすときは軍内反者ありて自立し兵を

立て軍を破り將を殺すの象たり、又日暈が負形又は戴形をなす時は軍に喜あるの象なり、又日暈の圓形が内部にある時は内軍勝ち、外部にあるときは外軍勝つの象なり、又日暈の色外部青く而赤ければ兩軍和して交、去るの象なり、之れに反し外部赤く内部青ければ兩軍和せず憎惡の念を以て交、退くの象なり、次に氣暈に就ていはんに、兩軍未だ相戦はざるの前に氣暈先づ生じ戦うて後に氣暈去れば、軍勝つの象なり、又兩軍未だ戦はざる前に氣暈が先づ生じて間もなく去れば軍は前に利ありて後に憂あるの象なり、又已に戦うて後に氣暈生じ間もなく去れば軍は前に憂ありて後に利あるの象なり、又戦うて後に氣暈生じ戦終はらざる前に去れば前も後も皆憂ありて軍勝たざるの象なり、又開戦前後に拘らず氣暈が纒にあらはれて直に至れば其は憂を發するの象にしてたとひ一時は勝つと雖功なし、之れに反し氣暈あらはるること半日以上なれば功大なるの象なり、又白虹の屈み短く上下鋭きときは其の下にある軍は大に戦ひて血を流すの象なり、凡て日暈あるときは大抵敵に勝ち之れを制御するの象にして、其の所應の

期は近きは三十日遠きは六十日間なり、其の日を食する己に利せざる所を食して消え復生する時は、必ず己が利する所に生じて日の主位たる中央を食しつゝ、かゝるときは國君の位危き象としるべし、而して日暈のあるに當りて其の吉凶を卜するの法は、暈の對する方と日の宿る星宿とを以て主となし、其の上の其の暈の生ぜる日時を以て占ひて其の國に吉あるか凶あるかを告ぐるなり、

【字解】日暈、太陽の周圍に生ずる薄き光の稱、ひがさ、暈等、ひがさの周圍廣狹なく平均にひとしきこと、力鈞、兩軍力ひとしきこと、重抱、ひがさが半圓形をなして日を抱く形を抱といふ、重抱とは二重に日を抱ける形をいふ、背、ひがさが青赤色をなし日に背きて生ずる形をいふ、直、ひがさが青赤色をなし日の旁に長く直ぐにある形をいふ、立侯、王指暈若曰殺將、侯王は兵の誤指暈は破軍の誤なり、若曰の二字は衍文なり、負、ひがさが青赤色をなし半圓形をなして日の上にある形をいふ、戴、ひがさが直狀をなして其の上部すこしく立ちて日の上にある形をいふ、圍在中、圍は圓なり、ひがさが圓形をして其の濃き光の内部に

あること、下句の在外は濃き光の外部にあること、青外赤中、ひがさの色が外部青く内部赤きこと、下句の赤外青中は此の反對なり、氣暈、ひがさの中の光氣なり、先至、未だ戦はざる前に氣暈の生ずること、後去、戦終りて後氣暈の去ること、先去、未だ戦はざる前に生じたる氣暈の去ること、見而去、氣暈わづかにあらはれて乃ち去ること、疾、憂患なり、白虹、ひがさのひろく天にわたりに生ずるものをいふ、兗、銳に同じ、其食、食はひがさが日を侵食すること、而食益、而益の二字衍文なり、主位、日の主位即ち中央を指す、其直、直は對なり、ひがさの對する方をいふ、命、其國、其國に吉あるか凶あるかを告ぐること、

十二月爲六月、水發、近三尺、遠五尺、犯四輔、輔臣誅、行南北河、以陰陽言、旱水兵喪、月蝕歲星、其宿地饑、若亡、熒惑也、亂填星也、下犯上、太白也、疆國以戰敗、辰星也、女亂、食大角、主命者惡之、心則爲內賊亂也、列星其宿地憂、月食始日、五月者六、六月者五、五月復六、六月者一、而五月者五、凡百一十三月而復始、故月蝕常也、日蝕爲不臧也、甲乙、四海之外、日月不占、丙丁、江淮海岱也、戊己、中州河濟也、庚

辛、華山以西、壬癸、恒山以北、日蝕、國君、月蝕、將相當之。

【講義】 月が中道を運行するは天下安寧にして平和なるの象なり、陰間を運行する時は天下洪水多く凶災ある象なり、陰間の北三尺の所に陰星あり、月こゝを運行すれば天下亂多き象なり、陰星の北三尺に太陰道あり、月こゝを運行すれば天下に大水多く兵亂ある象なり、月陽間を運行する時は天下驕り恣なる事起るの象なり、陽間の南三尺に陽星あり、月こゝを運行する時は天下に暴亂訟獄多き象なり、陽星の南三尺に太陽道あり、月こゝを運行するときは天下に大旱兵喪あり、月が角星と天門星との間を犯し行くに、十月に犯せば來年四月に、十一月に犯せば來年五月に、十二月に犯せば來年六月に洪水おこるの災ありと爲す、月が近きときは三尺遠きときは五尺四輔星を犯すときは、天下輔佐の臣誅せらるゝの象なり、月が南河星を犯し行けば天下に大旱兵喪あり、北河星を犯し行けば洪水兵亂あるの象なり、月が歲星を犯し蝕せば其の下の國飢饉の災若しくは亡滅の禍あり、熒惑星を犯し蝕せば其の下の國兵亂あり、填星を犯し蝕せば其の下の國臣下上を犯すの災あり、太白星を犯し蝕せば其の下の強國戰ひて敗るゝの禍あり、辰星を犯すときは其下の國女亂の禍あり、大角星を犯し蝕せば其の下の國君運命わろし、心星を犯し蝕せば其の下の國內賊ひ亂るの禍あり、其の他列星を犯し蝕するときは其の下の國に兵亂及び死喪の禍ありとなす、月蝕の始めて起るの日は始め五箇月毎に六回、六箇月毎に五回、次に五箇月毎に六回、六箇月毎に一回、次に五箇月毎に五回、凡そ百十三月にして復び始めにかへる、故に月蝕の起るは一定のきまりあれども、日蝕は之に反して一定のきまりなし、故によからずとなす、東方は四海の外なれば日月の蝕あるも吉凶を占はず、南方は江淮海岱の地、中央は中州河濟の地、西方は華山以西の地、北方は恒山以北の地なり、此等の地に日月蝕のあるときは必ず占ひて吉凶をみる也、すべて日蝕ある時は國君其の禍に當り、月蝕あるときは將相の臣其の禍に當るものとす、

【字解】 中道、房星の中間なり、房には四星あり、其の中央をいふ、陰間、房星の北方をいふ、陰事、凶災の地なり、庚辛、西方なり、華山、今の陝西省にあり、壬癸、北方なり、恒山、今の山西省にあり、將相、大將、宰相なり、

國皇星大而赤、狀類南極、所出其下起兵、兵彊其衝不利、

【講義】 國皇星は其の光大にして赤し、形狀南極星に類似せり、此の星の出づる所の下の國には兵亂を起す、其の兵強ければ之れを正面よりつき破らんと進めば利あらず、大敗すべし、

【字解】 南極、南極老人星なり、西宮を見よ、衝、正面より一氣に破らんとつきすゝむこと、

昭明星大而白、無角、乍上乍下、所出國起兵多變、

【講義】 昭明星は其の光大にして白く角なし、乍ち上り乍ち下り動搖常なし、其の出づる所の下の國は兵亂を起し事變多し、

事也、外北三尺、陰星の北三尺をいふ、陰星北三尺、北三尺の三字は多亂の誤なり、太陰、日月などの運行する道の名、陰星の北三尺の所にあり、陽間、房星の南方をいふ、陽星、此の上に南三尺の三字を脱せり、暴獄、暴亂獄訟なり、太陽、日月などの運行する道の名、陽星の南三尺の所にあり、水發、洪水起ること、四輔、星の名、角星の一名、蝕、犯して其の光をかくすと、其宿地、其の蝕されたる星宿の下の地、主命者、君をいふ、五月者六云々百一十三月、始は五箇月毎に六回、六箇月毎に五回、次は五箇月毎に六回、六箇月毎に一回、次は五箇月毎に五回、くりかへりて始にかへると、此れによれば百二十一月を以てかへるわけなるに、こゝに百十三月とあるは當時の算法によりしものにて今得て推定すべからずといふ、常、さまり、爲不滅、滅は善なり、一句の意はさまりなければよからずとなすの意、甲乙四海之外、甲乙は東方也、支那の東方は海なり、故に四海の外といふ、猶海の外といふが如し、丙丁、南方なり、江淮海岱、揚子江・淮江・渤海・岱山一帶の地をいふ、戊己、中央なり、中州、中央の部、今の河南省地方を指す、河濟、黄河濟水一帶

狀類辰星去地可六丈大

【講義】五殘星は正東の東方の野の天に出づ、此の星は形狀辰星に類似す、地上を去ること六丈ばかりの低さに出で、光は大なり、

【字解】正東東方之野、此の星低く出づるより野といふ、されど野の上の天といふ意に見るべし、下條に此れと同句法の語あり推知すべし、

賊星出正南南方之野星去地可六丈大而赤數動有光

【講義】賊星は正南の南方の野の天に出づ、此の星地上を去ること六丈ばかりの低さに出づ、其の光大にして赤し、しばし動搖して光り射る、

司危星出正西西方之野星去地可六丈大而白類太白

【講義】司危星は正西の西方の野の天に出づ、此の星地上を去ると六丈ばかりの低さに出で、其の光大

きくして白し、其の形狀は太白星に類似せり、

獄漢星出正北北方之野星去地可六丈大而赤數動察之中青此四野星所出出非其方其下有兵衝不利

【講義】獄漢星は正北の北方の野の天に出づ、此の星地上を去ること六丈ばかりの低さに出で、其の光大きくして赤くしばし動搖す、之れを觀察するに其の光の中央青し、

此の東西南北の四野の星は出づる所は一定せり、若し出づる所が其の出づべき方角にあらざれば其の下の國には兵亂あり、正面より一氣につき破らんとすれば利あらず、大敗すべし、

【字解】此四野星云々、此の一句は五殘星以下の句を總括せるなり、四野星とは四方の野に出づる堅星にて、五殘星・賊星・司危星・獄漢星を指す、

四填星所出四隅去地可四丈

騷亂あり、

【字解】滅、消滅なり、燭、てらすこと、

如星非星如雲非雲命曰歸邪歸邪出必有歸國者

【講義】星の如くにして星に非ず、雲の如くにして雲に非ざる一種の光體あり、名づけて歸邪といふ、歸邪出づれば必ず其の下の國に歸服し來るものあり、

星者金之散氣本日火星衆國吉少則凶漢者亦金之散氣其本日水漢星多多水少則旱其大經也

【講義】星は金氣の散亂せる氣體なり、其の本は火といふ、星出づること多ければ其の國吉に、出づること少なければ則ち其の國凶なり、漢星も亦金氣の散亂せる氣體なり、其の本は水といふ、漢星出づること多ければ其の國洪水多く、出づること少ければ則ち

【講義】四填星は出づる所四隅ときまれり、地上を去ること四丈ばかりの低さに出づ、

【字解】四隅、東南隅・東北隅・西南隅・西北隅なり、地維、咸光、亦出四隅去地可三丈若月始出所見下有亂亂者亡有德者昌

【講義】地維・咸光の二星も亦四隅に出づ、地上を去ること三丈ばかりの低さに出づ、其の光は月の始めて出づる時の如し、此の星のあらはるゝ下の國には兵亂あり、君主德みだるゝものはそれが爲に亡ぶれども、徳あるものは之を鎮定して國昌え盛なるべし、

【字解】亂者亡、君主の徳亂るゝ者は亡ぶの意なり、燭星、狀如太白、其出也不行、見則滅、所燭者、城邑亂

【講義】燭星は其の形狀太白星の如し、其の出づるや一所に固着して運行せず、あらはるれば則ち直に消滅して永く輝かず、其の光のてらす所の城邑には

其の國早魃あり、此れ其の大體の法則なり、
【字解】星、五星二十八宿などの諸大星をさす、金、五行の金氣なり、本曰、火、五行の金氣が火氣の作用により散亂して生じたる者を星とす、故にかくいふ、漢、漢星又河漢星即ちあまのがはなり、細小なる星の集合して長く川の如く續きたる總稱なり、本曰、水、五行の金氣の水氣の作用によりて散亂して生じたるものを漢星とす、故にかくいふ、大經、經は法なり、大體の法則をいふ、

天鼓有音、如雷、非雷、音在地而
下及地、其所往者、兵發其下、

【講義】天鼓は音あり、雷の如くにして雷に非ず、其の音は地上の近くにありて地には及ばず、其のといまる所の下の國は兵亂起る、

【字解】天鼓、一種の氣體なり、下及地、下は不の誤なり、所往者、往は住の誤、といまること、

天狗、狀如大奔星、有聲、其下止

地、類狗、所墮、及炎火、望之、如火
光、炎炎衝天、其下園、如數頃、田
處、上兌者、則有黃色、千里破軍
殺將、

【講義】天狗星は形狀大流星の如くにして聲あり、其の下りて地に止まるを見るに小犬の倒れ墮つるものに類似せり、之れを望むに一團の火光の如く炎々として輝き天をつくが如し、其の下部の圓きこと數頃の田地の若く廣大なり、上方は鋭くして黃色あり、あらはるるときは千里の間軍を破り將を殺すの災あり、

【字解】天狗、一種の流星なり、大奔星、大流星なり、及炎火、此の三字衍文なり、炎々、燃えかゝやく貌、數頃田處、百畝を一頃とす、田處は田地なり、兌、銳に同じ、者則有黃色、者は見の誤なり、見則の二字は黄色の下に入るべきが誤りて此に入りたるものなり、直すべし、

怒青黑、象伏鼈、

【講義】旬始星は北斗星の傍に出づ、其の形狀雄雞の如し、其の雌星は光青黒くして形狀したる鼈に似たり、

【字解】怒、怒と通ず雌なり、雌星をいふ、雄星は形雄雞に似、雌星は形伏したる鼈に似たるなり、

枉矢、類大流星、蛇行、而倉黑、望
之、如有毛羽、然、

【講義】枉矢星は其の形狀大流星に類似し、うねりてとび行き其の色あをぐるし、之れを望むに毛羽あるが如くに思はる、

【字解】流星、よばひぼし、蛇行、うねりゆくこと、倉黒、蒼黒に同じ、あをぐるきこと、

長庚如一匹布、著天、此星見、兵
起、

【講義】長庚星は一匹の布の天に附著するが如くに

格澤星者、如炎火之狀、黃白、起
地而上、下大上兌、其見也、不種
而穫、不有土功、必有「大害」、

【講義】格澤星は其の形炎火の狀の如く色黃白なり、地上より起りて空に上る、下方大きく上方鋭し、其のあらはるるときは其の下の國種まかすして收穫あり、土木の工事あらず、必ず高貴の賓客の來るあり、

【字解】炎火、炎々たる火なり、土功、土工に同じ、土木の工事をいふ、大害、害は客の誤なり、大害は高貴の賓客なり、

蚩尤之旗、類彗、而後曲、象旗、見
則王者征伐四方、

【講義】蚩尤之旗星は、其の形狀彗星に類似して後方曲る、之れを望めば旗に似たり、此の星あらはるれば則ち王者は必ず四方を征伐するなり、

旬始、出於北斗、旁狀如雄雞、其

見ゆ、此の星あらはるゝときは其の下の國に兵亂あるなり、

星墜至地則石也、河濟之間時、有墜星、

【講義】 星が墜ちて地に至るは則ち隕石なり、河濟の間に時に地におつる星あり、

【字解】 河濟、黄河と濟水と、

天精而見景星、景星者、德星也、其狀無常、常出於有道之國、

【講義】 天清明にして明なるとき、景星をみる、景星は有徳の星なり、其の形狀一定せず、常に有道の國にあらはれ出づ、

【字解】 精、明なり、清明にして明なること、無常、一定せぬこと、

凡望雲氣、仰而望之、三四百里、平望、在桑榆上、餘二千里、登高

而望之、下屬地者、三千里、雲氣有獸居上者、勝、自華以南、氣下黑、上赤、嵩高三河之郊、氣正赤、恆山之北、氣下黑、上青、勃碣海岱之間、氣皆黑、江淮之間、氣皆白、徒氣白、土功氣黃、車氣乍高乍下、往往而聚、騎氣卑而布、卒氣搏、前卑而後高者、疾、前方而高者、兌、後兌而卑者、郤、其氣平者、其行徐、前高而後卑者、不止而反、氣相遇者、卑勝高、兌勝方、氣來卑而循車通者、不過三四日、去之、五六里見、氣來高七八

尺者、不過五六日、去之、十餘、二十餘里見、氣來高丈餘、二丈者、不過三四十日、去之、五六十里見、稍雲精白者、其將悍、其士怯、其大根而前絕遠者、當戰、青白、其前低者、戰勝、其前赤而仰者、戰不勝、陣雲如立垣、杼雲類杼軸、雲搏、兩端兌、杓雲如繩者、居前互天、其半半天、其蜚者類闕、旗、故鈎雲句曲、諸此雲見、以五色、合占、而澤搏密、其見動、人乃有占、兵必起、合鬪、其直、王朔所候、決於日旁、日旁雲氣、人主象、

皆如其形、以占、故北夷之氣、如群畜穹閭、南夷之氣、類舟船、幡旗、大水處、敗軍場、破國之虛、下有積錢、金寶之上、皆有氣、不可不察、海旁、蜃氣、象樓臺、廣野氣、成宮闕、然雲氣各象、其山川人民所聚積、故候息耗者、入國邑、視封疆、田疇之正治、城郭室屋門戶之潤澤、次至車服畜產、精華實息者、吉、虛耗者、凶、若煙、非煙、若雲、非雲、郁郁紛紛、蕭索綸、困、是謂卿雲、卿雲見、喜氣也、若霧、非霧、衣冠而不濡、見則其域

被^{リテ}甲^ヲ而趨^ル、天^ノ雷^ヲ電^ヲ蝦^ヲ虹^ヲ辟^シ歷^シ夜^ヲ明^ク者、陽^ノ氣^ノ之^レ動^ク者^也、春^ハ夏^ハ則^チ發^ス、秋^ハ冬^ハ則^チ藏^ス、故^ニ候^者無^シ不^レ司^之、天^ノ開^ク縣^ノ物^ヲ、地^ノ動^ク坼^ク絕^シ、山^ノ崩^シ及^テ徙^リ、川^ノ塞^リ、谿^ノ壅^リ、水^ノ澹^リ澤^ノ竭^リ、地^ノ長^ク見^ル象^ヲ、城^ノ郭^ノ門^ノ閭^ノ、閨^ノ桌^ノ枯^リ、棗^ノ宮^ノ廟^ノ邸^ノ第^ノ、人^ノ民^ノ所^ノ次^ノ、謠^ノ俗^ノ車^ノ服^ノ、觀^ル民^ノ飲^ル食^ヲ、五^ノ穀^ノ草^ノ木^ノ、觀^ル其^ノ所^ノ屬^ノ、倉^ノ府^ノ廩^ノ庫^ノ、四^ノ通^ノ之^レ路^ヲ、六^ノ畜^ノ禽^ノ獸^ノ、所^ノ産^ス去^リ就^ス、魚^ノ鼈^ノ鳥^ノ鼠^ノ、觀^ル其^ノ所^ノ處^ヲ、鬼^ノ哭^ク若^ク呼^フ、其^ノ人^ノ逢^フ倍^シ化^シ言^ハ誠^ニ然^リ、

【講義】 凡そ雲氣を望むに、仰いで之れを望めば三
四百里の上であり、平に望めば西方の極の上二千餘
里の所に在り、高き所に登りて之れを望めば下地に

其の下の軍止まること三四日に過ぎずして、去り五六里行きてあらはるゝ象なり、雲氣來りて高さ七八尺にたなびくものは、其の下の軍止まること五六日に過ぎずして、去りて十餘里又は二十餘里行きてあらはるゝ象なり、雲氣來りて高さ一丈餘二丈餘にたなびくものは、其の下の軍止まること三四十日にして、去りて五六十里行きてあらはるゝ象なり、形燕尾の如く色青白き雲氣の下の軍は大將は勇悍なれども士卒は怯懦なる象なり、根基大にして前方に甚だ遠くひろがる雲氣の下の軍は、敵に當り戦ふの象なり、色青白くして前方低き雲氣の下の軍は戦ひて勝つゝの象なり、前方赤くして仰ぐ雲氣の下の軍は戦ひ勝たざるの象なり(以上軍上の雲氣を叙す)、陣雲は垣を立てならべたるが如き雲氣をいひ、杼雲は杼軸の形に似たる雲氣をいひ、搏雲は兩端鋭き雲氣をいひ、杓雲は繩の如く細長きもの前につゞきて天一面にわたるものをいふ、其種類なる半雲は半天にひろがるものをいひ、又其種類なる望雲は闕旗の形のものといふ、望雲は闕旗に類するが故に端鋭し、鉤雲は鉤形にまがるものをいひ、もろくの此等

つゞきて三千里の所にあり、雲氣に獸形のものありてそれが軍の上方にあるときは、其の下にある軍は戦勝つゝの象なり(以上總序)、華山より以南は雲氣下黒く上赤し、嵩高三河の郊野は雲氣皆真赤なり、恆山の北は雲氣下黒く上青し、勃碣海岱の間は雲氣皆黒し、江淮の間は雲氣皆白し(以上地上の雲氣を叙す)、徒役の居の雲氣は白く、土工のある上の雲氣は黄し(以上人事の雲氣を叙す)、兵車のある雲氣は忽ち高く忽ち低く、往々一處に聚ることあり、騎兵の居る上の雲氣は卑く一面に布く、歩卒の居る上の雲氣はまろし、雲氣の前方ひく、して後方高きものは其の下軍行くこと疾し、前方方形にして高きものは其の下軍氣鋭し、後方鋭くして卑きものは其の下軍退却す、平なるものは其の下軍行くこと徐々たり、前方高くして後方卑きものは其の下軍止まらずして引き反る、雲氣相對するときは其の下軍卑き方にあるものが高き方にあるものに勝ち、氣鋭き方のものが部陣方正のものに勝つ、雲氣來ること卑くして縦横にたなびくものは、

の雲現るゝ時は五色を以て占ひ、雲氣に潤澤ありて形まろく密なれば之れを吉兆とす、其のあらはれて動くときは人乃ち占ふあり、かゝるときは兵必ず起る象なれば占ひてたゝかふは其の正しき道となす、而して王朔の候ひ占ふ所は日の傍の雲氣を見て決す、日の傍の雲氣は人主の象なれば皆其の形の通りに占ひて吉凶を見るなり(以上種々の雲氣を叙す)、北夷の上の雲氣は多くの家畜又は穹閭の形の如く、南夷の上の雲氣は舟船又は幡旗の形に似たり、洪水のありし處敗軍のあとの場破滅せる國の墟には地下に貨錢の積り埋まるあり、其他すべて金や寶のある上には一種の雲氣あれば觀察せざる可からず、海邊の上の雲氣は樓臺の形をなし、廣野の上の雲氣は宮闕の形を成す、然して雲氣は各、其のあらはるゝ下の山川人民の聚積して聳流し住居するさまに象りてあらはるゝもの也、故に吉凶を候ふ者は國邑に入りて封疆や田畑の整ひ治まり城郭や家屋門戸の美しく立派なるを見、次に車服畜産に至る迄を見るに、其の精美華麗充實生息するものは雲氣も亦善美の形色をあらはすを以て其の吉兆なるを知り、之に反して空虚

消耗なるものは雲氣も亦惡汚の形色をあらはすを以て其の凶兆なるを知る也、煙の如くにして煙に非ず、雲の若くにして雲に非ず、あやもやう盛美にしてめぐりまはりて屈曲せる氣を卿雲といふ、卿雲あらはるゝときは日出たきとあるの象なり、霧の如くにして霧に非ず、故に衣冠して歩むも少しも濡はす、かゝる雲氣あらはるゝときは則ち其の下の國戰亂あり、人民甲をきて走るの象あり(以上山海金寶等の雲氣を叙す)、夫れ雷と電と蝦と虹と辟歷と夜明とは陽氣の動きてあらはるゝ變化なり、春夏の二期に則ち發し、秋冬の二期に則ち藏る、故に雲氣を候ふものは之れを司らざるべからず、天裂けて以上の物象をあらはし、地動き裂けて山崩れ又は徙りて川塞り谷塞り水波立ち地長くのび澤の水つくるの象をあらはす、而して雲氣も亦此の象に應じてあらはる、城郭門閭の美惡は其の上の雲氣の潤息なるか槁枯なるかを候ひ見て知り、宮室邸第は人民の宿る所なれば人民の居る上の雲氣を見て其貧富を知り、歌謠風俗車服の美惡は人民の飲食の上の雲氣を見て知り、五穀草木の多寡は其の生熟する地上の雲氣を見て知り、倉府廩庫の充

實せるか否かは四通の路上の雲氣を見て知り、六畜禽獸の多寡は其往來する産地の上の雲氣を見て知り、魚鼈鳥鼠の多寡は其處る所の上の雲氣を見て知る、怪雲氣見はれて鬼哭し呼ぶが如くなれば、其の下人は相驚きて僞言すと、故書に言ふ所誠に然り、【字解】桑榆、西方の極の稱、屬地、屬はつくこと、華、華山也前にとく、嵩高、嵩山なり五岳の中央に在り今の河南省にあり、三河、前に説く、勃碣、渤海と碣石と、徒氣、徒は徒役也、土功、土工に同じ、車氣、車は兵庫也、乍、忽なり、卒氣搏、卒は歩卒なり、搏は搏の誤なり、まろきと、前方而高、此の句下に者兌の二字を脱せり、兌は鏡に同じ、却、却と通ず、しりぞくと、相遇、遇は偶と通ず、對なり、循、車通、通は道の誤なり、車道に循ふとは縦横にたなびけること、稍雲、稍は稍の誤なり、稍雲は燕の尾の如き形の雲氣をいふ、精白、精は青の誤なり、大根、根基の大なること、杼軸、共に機織の具、杼はヒ、軸はをさなり、雲搏、搏雲に作るべし、而して搏は搏の誤なり、其半、其は杓雲を指す、下其望の其も同じ、杓雲に似たるの義なり、半は半雲也、蜺、蜺に同じ、蜺雲なり、闕旗、闕は闕の誤

なり、闕は戰鬪のときに建つる旗なり、故、鉤、雲、句、曲、故の下に兌の字を脱せり、故兌の二字は上句に屬す、句曲は鉤の如く屈曲せること、以、五色、合、占、合の字は衍文なり、五色を以て占ふとは、五色を全備するか又は其の一二色を缺くかなど種々の方面より占ふこと、澤、搏、密、搏は搏の誤也、雲氣潤澤ありて圓く密なれば吉なりの意なり、合、闕、其、直、合は占の誤なり、一句の意は占ひて闕ふは其の直道(正しき道)なりとなり、王朔、古の候氣者なり、傳を缺く、穹、閭、氈、毛を張り、天空の形に造りたる夷人の家、幡、旗、二字共にはたなり、破、國、之、虛、虛は墟に同じ、積、錢、積み埋もる貨錢なり、蜃、氣、海上の雲氣をいふ、息、耗、吉凶に同じ、封、疆、境界也、此にては田畑の境界をさす、田、疇、疇は畑なり、麻、畑をいふ、正、治、正は整に同じ、潤、澤、美しくつやあること、精、華、精美華麗なり、實、息、充實生息なり、虛、耗、空虚消耗なり、郁、々、あやもやうの美しき貌紛々、盛なる貌、蕭、索、めぐりまはること、綸、困、綸は輪の誤、輪困は屈曲すること、喜、氣、目出度きしるしなり、天、雷、電、天は夫の誤なり、蝦、蝦に通ず、霞、霞なり、辟、歷、雷の急撃なるもの、夜、明、一種の光氣なり、天

開、開は裂なり、縣、物、縣は懸なり、かけ示すこと、物は物象なり、雷電等を指していふ、坼、絶、さけきれること、徙、山の崩れて移動すること、坎、塞り埋ること、澹、波立つこと、澤、竭、地長、地長澤竭の誤なり、長はのびること、竭は水をつくること、閨、泉、潤息の誤なり、潤澤ありていき／＼したること、枯、槁、槁枯の誤なり、枯木の如く瘠せて生氣なきこと、宮、廟、宮室なり、邸、第、邸宅なり、次、宿ること、謠、俗、歌謠風俗なり、倉、府、庫、皆くら也、倉は穀物を藏むるくら、府は貨財の藏むるくら、庫は武器を藏むるくら、六、畜、馬・牛・羊・豕・犬・雞をいふ、去、就、猶往來といふが如し、逢、倍、相驚くこと、化、言、訛言に同じ僞言なり、凡、候、歲、美、惡、謹、候、歲、始、歲、始、或、冬至、日、産、氣、始、萌、臘、明、日、人、衆、卒、歲、一、會、飲、食、發、陽、氣、故、曰、初、歲、正、月、旦、王、者、歲、首、立、春、日、四、時、之、卒、始、也、四、始、者、候、之、日、而

漢魏鮮集臘明正月且決八風
風從南方來大旱西南小旱西
方有兵西北戎菽爲小雨趣兵
北方爲中歲東北爲上歲東方
大水東南民有疾疫歲惡故八
風各與其衝對課多者爲勝多
勝少久勝亟疾勝徐且至食爲
麥食至日昃爲稷昃至舖爲黍
舖至下舖爲菽下舖至日入爲
麻欲終日有雨有雲有風有日
日當其時者深而多實無雲有
風日當其時淺而多實有雲風
無日當其時深而少實有日無

雲不風當其時者稼有敗如食
頃小敗熟五斗米頃大敗則風
復起有雲其稼復起各以其時
用雲色占種其所宜其雨雪若
寒歲惡是日光明聽都邑人民
之聲聲宮則歲善吉商則有兵
徵旱羽水角歲惡或從正月旦
比數雨率日食一升至七升而
極過之不占數至十二日日直
其月占水旱爲其環城千里內
占則其爲天下候竟正月月所
離列宿日風雲占其國然必察
太歲所在在金穰水毀木饑火

旱此其大經也正月上甲風從
東方宜蠶風從西方若旦黃雲
惡冬至短極縣土炭鹿解角蘭
根出泉出躍略以知日至要決
晷景歲星所在五穀逢昌其對
爲衝歲乃有殃

【講義】一歳の吉凶を候ひしるには、謹んで歳の始
に占ふ、歲始或は冬至の日に萬物の生氣始めて萌す、
臘祭の明日人民歳を卒りし爲に一度會して飲食し陽
氣を發し喜び祝す、故に曰く初歲正月元旦は王者の
歳の首なり、立春の日は四時の始なり、四始の日は一
歳の吉凶を候ひ占ふ日なりと、漢の魏鮮は占官を率
ゐ集まりて臘祭の明日正月元旦に八風を候ひ占ひて
一歳の吉凶を決せり、左に説かん、此の日風南方より
來れば大旱あり、西方より來れば小旱あり、西方より
來れば兵亂あり、西北より來れば戎菽成熟す、若し小
雨伴へば兵亂を促すの象あり、北方より來れば平年

となす、東北より來れば豊年となす、東方より來れば
洪水あり、東南より來れば民間疫疾流行して凶年な
り、故に八風は各、歳の吉凶と相應す、而して占候して
得る所の效驗多きを勝となす、即ち多きは少なき
に勝ち、久しきは速きに勝ち、疾きは徐なるに勝つ、五
穀の豊否を占ふは、元旦の明け方より辰の時に至る
迄を麥を占ふの時となし、辰の時より未の時に至る
迄を稷を占ふの時となし、未の時より申の時に至る
迄を黍を占ふの時となし、申の時より酉の半刻に至
る迄を菽を占ふの時となし、申の半刻より酉の刻に
至る迄を麻を占ふの時となす、元旦の日は終日雲あ
り風あり日照るあるを欲するなり、其の占時に當り
て雲あり風あり日あれば、其の占ふ穀物根を張ると
深くして且つ實多し、其の占時に當りて雲なく風と
日とあれば、其の占ふ穀物根を張ると淺くして而も
實多し、其の占時に當りて雲と風となく日あれば、其
の占ふ穀物根を張ると深くして而も實少なし、其の
占時に當りて日ありて雲なく風吹かざれば其の占ふ
稼穀凶敗あり、若し日ありて雲なく風吹かざるとが
一度飯を食ふ時間即ち短時間なれば細小の凶敗なれ

ども、五斗の米を煮る時間即ち長時間なれば大なる凶敗あり、しかし途中に風復吹きて雲起ること有れば其の占ふ稼穀も亦起りて凶敗を免るゝなり、かく穀物の豊否を占ふは、各其の占時を以て雲の色を見て占ひ其の歳に宜しき穀物を多く種をふるなり、若し元旦に雨降り若しくは寒氣厳しければ其の歳は凶饑と知るべし、又元旦の日日光明なるとき都邑の人民の聲を聽きて一歳の吉凶を占ふ、人民の聲宮調なれば則ち其の歳は豊年なり、商調なれば則ち兵亂あり、徵調なれば大旱あり、羽調なれば洪水あり、角調なれば飢饉なり、又或は正月元旦より降雨の日數をならべかぞへて歳の吉凶を占ふ、大率月に一日雨ふれば民に一升の食を得るあり、二日雨ふれば二升の食を得るあり、此の如くにして七日雨ふり七升の食を得るに至りて極り、之れを過ぐれば雨ふるも占はず、日數が十二日に至りて其の月が其の月にあれば其の月に洪水あるか大旱あるかを占ふなり、又其の周域千里内の占を爲すには、則ち天下の吉凶を占候する法を用ふ、正月三十日間に月の歴る所の二十八宿と其の日の風と雲とを觀て、其の國域の吉

凶を卜するなり、然れども必ず歳星の止まり在る所を觀察するなり、歳星金星の所にあれば五穀豊穰に、水星の所にあれば國敗滅し、木星の所にあれば飢饉に、火星の所にあれば大旱あり、此れ其の大すぢの常法なり、又正月上旬の甲日風東方より吹けば其の歳は養蠶に宜し、之に反して風西方より吹き若くは旦に黄き雲出づるあれば惡し、又冬至は日短く極まる日なれば、此の日衡の兩端に土と炭とを懸け、陽來復して陽氣動はば鹿は角をおとし蘭の根よりは芽出で泉は氷解けて湧き出づ、此によりては、冬至の來れるを知り、土圭を以て日景をもとめて晝夜の時刻を定むるなり、又歳星の止まり在る所の國は其の歳五穀繁昌の幸福に逢へども、其れと反對に歳星が次舍を失ひて妄に他の星宿の所に衝き入ることをなせば、其の下の國は其の歳災禍あり、

【字解】 歳始或冬至日、古は歳始を十月建子の日又は冬至の日になす、故にかくいひたるなり、曆書を參考せよ、産氣、萬物の生氣なり、臘、歳終の月の晦日の祭なり其の明日は元旦なり、卒歳、歳を終る也、發、陽氣、元日なれば陽氣を發して喜び祝すること、卒始、

卒の字は衍文なり、四始、正月元旦をいふ、元旦は歳の始、四時の始、月の始、日の始なり、故にいふ、候之日、一歳の吉凶を候ひ占ふ日なり、魏、鮮、占候を掌る人、傳を缺く、集臘明、集は占官をひきま集りての意なり、臘明は臘察の明日なり、戎菽爲、戎菽は胡豆なり、ゑんどうのこと、爲は成なり成熟すること、中歳、平年なり、上歳、豊年なり、與、其衝、對、八風の衝く所と對す、即ち吉凶と相應する意なり、課、占候して得る所の效驗をいふ、且至、食、食は朝食の時即ち辰の時なり、今の午前八時にあたる、日昃、未の時なり、今の午后二時にあたる、舖、夕食の時即ち申の時なり、今の午后四時にあたる、下舖、申の時過ぎなり今の午後五時頃をさす、菽、豆なり、日入、酉の時なり、今の午後六時にあたる、終日有雨、有雨の二字は衍文也、日當、其時、日は衍文なり、其時は前、旦、食、日昃、舖、下舖、日入を指す以下同じ、食頃、一飯を終る間、即ち小時間をいふ、熟、五斗米、頃、熟は煮なり、五斗米を煮る間とは、即ち長時間なり、則風復起有雲、則是衍文なり、從、正月旦、比、數、雨、云、云、元旦より雨降る日數をならべかぞへて吉凶を占ふ、大率月に一日雨ふ

れば民一人毎に一升の食米を、二日ふれば二升の食米を、三日ふれば三升の食米を、四日ふれば四升の食米を、五日ふれば五升の食米を、六日ふれば六升の食米を、七日ふれば七升の食米を得るものとし、七日を以て極點とし其の以後占はざること、數、至、十二日、日直、其月、雨降りし日を數へて十二日に至り、其の降りし日が其の月にあたらればとなり、例へば六日に降れば六月にあたり、八月に降れば八月にあたり、十一日にふれば十一月にあたるが如し、環城、城は域の誤なり、環域は周域なり、其爲、天下候、其の字は衍文なり、天下候は天下の吉凶を占候すると、離、歷なり、へめぐるごと、太歳、歳星なり、金、金星なり、穰、豊穰なり、水、水星なり、毀、敗滅なり、木、木星なり、火、火星なり、大經、おほすぢの常法なり、上甲、上旬の甲の日、縣、土炭、縣は懸に同じ、衡の兩端に土と炭とをかけた冬至夏至をはかる、一陽來復すれば炭重し、是れ冬至の來れるなり、一陰來復すれば土重し、是れ夏至の來れるなり、解角、舊角をおとし新角を生ずること、出躡、わき出づること、日至、冬至なり、要、決、香景、要はもとむ、決は定む、晷景は日景なり、土圭(日

景をはかる器を以て日景をはかり時刻の長短をも
とめ定むること冬至は晝短く夜長きの極なればな
り逢昌繁昌の幸福にあふこと其對爲衝反對に
次舎を失ひて他の星宿の處に衝き入ること殃災禍
なり

太史公曰自初生民以來世主
曷嘗不曆日月星辰及至五家
三代紹而明之內冠帶外夷狄
分中國爲十有二州仰則觀象
於天俯則法類於地天則有日
月地則有陰陽天有五星地有
五行天則有列宿地則有州域
三光者陰陽之精氣本在地而
聖人統理之幽厲以往尙矣所
見天變皆國殊窟穴家占物怪

以合時應其文圖籍祿祥不法
是以孔子論六經紀異而說不
書至天道命不傳傳其人不得
告告非其人雖言不著昔之傳
天數者高辛之前重黎於唐虞
羲和有夏昆吾殷商巫咸周室
史佚萇弘於宋子韋鄭則裨竈
在齊甘公楚唐昧趙尹臯魏石
申夫天運三十歲一小變百年
中變五百載大變三大變一紀
三紀而大備此其大數也爲國
者必貴三五上下各千歲然後
天人之際續備太史公推古天

變未有可考于今者蓋略以春
秋二百四十二年之間日蝕三
十六彗星三見宋襄公時星隕
如雨天子微諸侯力政五伯代
興更爲主命自是之後衆暴寡
大并小秦楚吳越夷狄也爲疆
伯田氏篡齊三家分晉并爲戰
國爭於攻取兵革更起城邑數
屠因以饑饉疾疫焦苦臣主共
憂患其察祿祥候星氣尤急近
世十二諸侯七國相王言從衡
者繼踵而臯唐甘石因時務論
其書傳故其占驗凌雜米鹽二

十八舍主十二州斗秉兼之所
從來久矣秦之疆也候在太白
占於狼弧吳楚之疆候在熒惑
占於鳥衡燕齊之疆候在辰星
占於虛危宋鄭之疆候在歲星
占於房心晉之疆亦候在辰星
占於參罰及秦并吞三晉燕代
自河山以南者中國中國於四
海內則在東南爲陽陽則日歲
星熒惑填星占於街南畢主之
其西北則胡貉月氏諸衣旃裘
引弓之民爲陰陰則月太白辰
星占於街北昴主之故中國山

川東北流其維首在隴蜀尾沒于勃碣是以秦晉好用兵復占太白太白主中國而胡貉數侵掠獨占辰星辰星出入躁疾常主夷狄其大經也此更為客主人熒惑為孛外則理兵內則理政故曰雖有明天子必視熒惑所在諸侯更彊時菑異記無可錄者秦始皇之時十五年彗星四見久者八十日長或竟天其後秦遂以兵滅六王并中國外攘四夷死人如亂麻因以張楚竝起三十年之間兵相駘藉不

可勝數自蚩尤以來未嘗若斯也項羽救鉅鹿枉矢西流山東遂合從諸侯西坑秦人誅屠咸陽漢之興五星聚于東井平城之圍月暈參畢七重諸呂作亂日蝕晝晦吳楚七國叛逆彗星數丈天狗過梁野及兵起遂伏尸流血其下元光元狩蚩尤之旗再見長則半天其後京師師四出誅夷狄者數十年而伐胡尤甚越之亡熒惑守斗朝鮮之拔星弗于河戒兵征大宛星弗招搖此其犖犖大者若至委曲

小變不可勝道由是觀之未有不先形見而應隨之者也夫自漢之為天數者星則唐都氣則王朔占歲則魏鮮故甘石曆五星法唯獨熒惑有反逆行逆行所守及他星逆行日月薄蝕皆以為占余觀史記考行事百年之中五星無出而不反逆行反逆行嘗盛大而變色日月薄蝕行南北有時此其大度也故紫宮房心權衡咸池虛危列宿部星此天之五官坐位也為經不移徙大小有差闊狹有常水火

金木填星此五星者天之五佐為經緯見伏有時所過行贏縮有度日變修德月變省刑星變結和凡天變過度乃占國君彊大有德者昌弱小飾詐者亡太上修德其次修政其次修救其次修穰正下無之夫常星之變希見而三光之占亟用日月暈適雲風此天之客氣其發見亦有天運然其與政事俯仰最近天人之符此五者天之感動為天數者必通三五終始古今深觀時變察其精粗則天官備矣

【講義】太史公曰く、此の世に初めて生民ありてより以來、歴代の君主なんぞ嘗て日月星辰の躡度運行をはかることをなさざらん、五帝三代に至るに及び紹繼して之れを明にす、冠帶の國即ち中國を親みて夷狄を疎外し、中國を分ちて十二州と爲せり、仰いで法象を天に觀、俯しては法則を地に法る、天には則ち日月あり、地には則ち陰陽あり、天には五星あり、地には五行あり、天には則ち列星あり、地には則ち州域ありて相應す、日月星は陰陽の精氣にして其の氣の本は地に在り、聖人之を統べ治めたり、周の幽王厲王以前は久遠なり、其の詳得てしるべからず、其の以後あらはる、所の天變をみるに、皆國々によりて其の應る地域を異にし、家々勝手に物怪を占ひ以て天時の應變に合せたり、其の記する所の文辭并に書籍を見るに各、其の見る所を以てしたるものなれば、吉凶のこと皆法則とすべからず、是れを以て孔子六經を論著する、災異を記すれども其の説は書さず、天道性命の説に至りては妄に傳へず、其の志ある人には傳ふるも大旨を示すのみにて、微意に至りては勿論告ぐることを爲さず、告ぐるにも充分其の資格ある人

に非ざれば言説すれども其の微意をあらはし説かざりき(以上上古の事を總序す)、昔の天文を學び傳ふるものは高辛氏の前には重黎あり、唐虞には羲和あり、夏には昆吾あり、殷には巫咸あり、周室には史佚、萇弘あり、宋には子韋、鄭には裨竈、齊には甘公、楚には唐昧、趙には尹臯、魏には石申あり、各、天文を掌り又論著する所あり(以上古の天文家を叙ぶ)、夫れ天の運行は三十歳を以て一たび小變し、百年を以て中變し、五百歳を以て大變す、三たび大變して一紀となる、三紀にして大に備はるものとす、此れ其大體の數なり、故に國を治むる者は必ず三五の數を貴ぶ、蓋し紀の上下各、千五百歳即ち四千五百歳を経て然る後に天人の合會繼續充備すればなり(以上天運を叙す)、太史公古の天運の變化を推究するに、未だ現今に考へ知るべきものあらず、蓋し載籍の徵すべきものなければなり、よりに今略、春秋二百四十二年間の事を調べ見るに、此間日蝕三十六あり、彗星三度見はれ、宋の襄公の時に星雨の如く隕たり、當時天子の勢力微弱にして諸侯武力を以て相征伐し、五霸代る代る興りてかはるべく、君主の命令を掌り、是れより後

は衆勢のものは寡勢のものを暴壓し、強大のものは弱小のものを併吞せり、秦楚吳越は夷狄の諸侯なり、然るに強大なる霸者となれり、田和は齊國を篡ひて諸侯となり、趙韓魏の三家は晉を分ち獨立して諸侯となり、世は戰國となりて諸侯互に争うて攻取し、戰爭各國にかはるべく、起りて城邑しばしば屠りつくさる、因りて人民饑饉と疾疫とを以てなやみ苦しむ、臣主共に之れを憂へたり、されば其の吉凶を觀察し星及び雲氣を占候すること尤も急務たり、故に近世春秋十二諸侯の時より戰國に至り七國互に王となりて力争するや、合從連衡を説くもの踵を接して出づると同時に、尹臯、唐昧、甘公、石申の徒國の罷弊を救はんとし當時の政務に因りて其の古の書傳中に記録する所の災異を論せり、故に其の占候の效驗を言ふ、交々亂れて誠に細碎たり(以上春秋戰國の天文家を叙ぶ)、夫れ二十八宿十二州を主り斗秉之を兼ね治むること古より傳ふる所にして、其の説の從りて來る所誠に久遠なり、春秋戰國の時秦の境域の占候の主星は西方の太白星にあり、故に同じく西方の狼弧二星の運行を占ふ、吳楚の境域の占候の主星は南方の熒惑

星にあり、故に同じく南方の鳥衡二星の運行を占ふ、燕齊の境域の占候の主星は北方の辰星にあり、故に同じく北方の虛危二星の運行を占ふ、宋鄭の境域の占候の主星は東方の歲星にあり、故に同じく東方の房心二星の運行を占ふ、晉の境域の占候の主星は亦北方の辰星にあり、故に北西に跨がれる參罰二星の運行を占ふ、秦、趙韓魏燕代の諸侯を滅して其の國を併吞するに及び、黃河華山より以南を中國と爲す、中國は四海の中に於て東南に在りて陽位とす、天上の陽位は則ち日と歲星と熒惑星と填星となり、畢星陽を主る、よりに街の南星の運行を占ふ、黃河華山の西北は則ち胡貉月氏諸衣旃裘引弓の民の國にて陰位とす、天上の陰位は則ち太白星と辰星となり、昴星陰を主る、よりに街の北星の運行を占ふ、中國は東南に在るが故に其の山は東北に來るに從ひて低く川は東北に向て流下す、其の山川の首は隴蜀の地に在りて尾陰の象なり、是れを以て西北なる秦晉の二國は好んで兵を用ひたり、又太白星を占ふとあり、太白星の運行は中國の運命を主ればなり、又胡貉しばしば侵入

寇掠するときは獨り辰星の運行を占ふ、そは辰星の出入は躁疾にして常に夷狄の運命を主ればなり、此れを其の大すぢの常法とす、而して陰陽に屬する諸星の中、此の太白星と辰星とはかはるく客となり主人となりて相對するものなれば、之れが運行を見て占ふは大切なることとす、諸侯更強大なるときは耳を吉凶にかさず、故に災異の記事に就て録すべきものなし(以上秦及七國中國胡貉等主る所の星宿を叙ぶ)

秦の始皇の時、即位の十五年に彗星四たび見はる、久しきは八十日に及び長さこと或は天にきはまるものあり、其の後秦遂に兵を以て六國王を滅し中國を併呑し外は四夷をうちはらひ、死者亂麻の如く相散亂し民塗炭に苦しめり、因りて張良陳涉の徒竝び起りて之を討ち、爾來三十年の間兵相蹂躪して災害勝げて數ふ可からず、蚩尤の亂より以來未だ嘗て斯の如く慘烈なるは非ざるなり、當時の著しき星變は項羽が鉅鹿を救ひし時なり、時に柱矢星西に流飛せり、これによりて山東の諸侯合從して遂に秦に討入り、秦人を坑殺し、咸陽の都を屠り滅せり(以上秦の星、變を叙ぶ)、我漢の興るや五星東方の井星の宿に聚まれり、平城

の圍には月が參畢二星の間に入りて暈に包圍さる、と七重なりき、諸呂亂を作せし時は日蝕せられて晝晦かりき、吳楚七國の反逆を謀るや彗星數丈の流光を放ち天狗星梁の野を飛過せり、兵起るに及び遂に伏尸數萬血其の下に流れて川をなせり、元光元狩年間蚩尤之旗星再び見れ長きものは半天にわたれり、其後京師より軍兵四方に出で夷狄を誅伐すると數十年、而して胡を伐つ尤も災害甚しかりき、南越の亡ぶるや熒惑星南斗星を守れり、朝鮮の拔き取らる、や孛星兩河星の間に光を流せり、兵大宛を征するや孛星あり招搖星の所にありて光を流せり、此等は漢に於て星變の分明にして且つ大なるものなり、若しこまごまき小變に至りては多くして勝けて説く可からず、是れに由りて之れを觀れば天下の災變は先づ天上の星に形あらはれて後、其の感應が地上に於て形はれ隨はざるものはあらざるなり(以上漢の星、變を叙す)、夫れ我漢代に於て天文を治むるものは、星變を占ふものには則ち唐都あり、雲氣を占ふものには王朔あり、歲の吉凶を占ふものには則ち魏鮮あり、三家各、其の特長を異にすと雖、其の本は共に甘公石申の二

家により、故に甘公石申二家の著せる星曆の書に説く所の五星の占法中、唯獨り熒惑星のみは常行に反して逆行するとあり、逆行して他の星宿を守る所あり、及び他の星宿も逆行すれば日月蝕せられて光薄くなる、かゝる場合は三家とも皆同じ占法を以て占ふことを爲す(以上漢の天、文家を叙す)

余史記を觀て古より現はれし星變の事を考ふるに、百年の中に五星出でて反つて逆行せざることなし、反つて逆行すれば其の光常に盛に大きくして色を變じ日月は蝕せられて光薄し、南北に運行するは一定の時あり、此れを五星の大法則とす、紫宮と東宮の房心二星と南宮の權衡二星と、西宮の咸池星と、北宮の虛危二星と、此れ等列星宿の部内の星は此れ天帝の五官の坐位なり、南北に相連りて移らず、其の形光の大小に一定の差あり、距離の遠近に一定のきまりあり、水・火・金・木・填の五星は天帝の五輔佐なり、東西に相連りて運行し、見はるとかくると一定の時あり、過ぎ行く所の贏縮に一定の法則ありて亂るゝことなし、又國君たるものは日に變事起りし時は徳を修め、月に變事起りし時は刑罰を省き、星に變事起りし時

は和好を結ぶ、凡て天運の變化が一定の度を過ぐれば乃ち占候するなり、國君強大にして徳あるものは天吉を示す故に昌ゆ、弱小にして詐を飾り行ふものは天凶を示す故に亡ぶ、されば天運の變ある毎に、太上の君は徳を修め、其の次の君は政を修め、其の次の君は救濟の法を修め、其の次の君は凶事をはらひ除く儀式を修む、皆之れを己に責めて之れを下民に正すとは之れなし、夫れ常星の變は見るゝと希なれども、三光の變はしばしば之れあり、故に此れが占候はしばしば用ひらる、日月の暈譎と雲氣と風氣とは此れ天の客氣の變化にして、其の發見する亦大なる運命の伴ふあり、然して其の國の政事と相應するを以て見れば、天と人との間に一の符節ありて相連繫せる者に近しと謂ふべし、此の日・月・五星・雲氣・風氣の五者は天の人事に感動して起る變化なり、故に天文を治むる者は必ず三五の變化の理に通じ古今の變を遍く極め、又深く時世の變遷を觀、其の精粗兩面を觀察して、天の變化に應ずるの法をとれば、天官の任務は此に完備せりといふべし(以上、總結)

【字解】 生民、人民なり、人民は天の生む所故に生民

といふ、曆、日月星辰、曆は日月星辰の躡度運行をはかること、五家、五帝なり、三代、夏殷周をいふ、紹、紹繼なり、うけつぐこと、内、冠帶、内は親しむこと、冠帶は冠帶の國即ち中國を指す、十有二州、五帝本紀を見よ、象、法象なり、法則とすべき象なり、日月星辰等を指す、類、法なり法則なり、陰陽五行を指す、五星、前に出づ、列宿、列星なり、州域、十二州の境域なり、三光、日・月・星辰(主として五星を指す)をいふ、幽厲、周の幽厲王なり、窟穴、天變の應ずる地域を指していふ、時應、天時の應變なり、禱祥、吉凶なり、六經、詩・書・易・春秋・禮・樂をいふ、不待告、待は須なり、モチフと訓む、告ぐるを用ひずとは告ぐることを爲さざること、不著、著は微意をあらはし説くこと、天數、天文なり、高辛、帝嚳なり、五帝本紀を見よ、重黎、南正重火正黎なり、曆書を見よ、唐虞、唐は堯の世虞は舜の世なり、羲和、曆書を見よ、有夏、夏なり、昆吾、傳を缺く、殷商、殷なり、商は殷の一名、故に殷商といふ、巫咸、巫は官名、咸は名なり、傳を缺く、史佚、周の武王の太史なり、姓は尹といふ、史は官名なり、萇弘、周の靈王の時の大夫なり、子華、傳を缺く、禘

窟、鄭の大夫なり、傳を缺く、甘公、名は德、天文星占八卷を作れり、唐昧、傳を缺く、尹臯、傳を缺く、石申、天文星經八卷をつくれり、天運、天の運行なり、三五、三五の數なり、三十歳に小變し五百載に大變し三大變して一紀となるよりいふ、上下各千歳、千歳は千五百歳の略なり、三紀は四千五百歳なり、故に中紀を本として見れば、上紀下紀共に千五百歳なり故にいふ、天人之際、天人の合會なり、續備、繼續し充備すると、日蝕三十六、隱公の時に一回、桓公の時に二回、莊公の時に四回、僖公の時に三回、文公の時に二回、宣公の時に三回、成公の時に二回、襄公の時に九回、昭公の時に七回、定公の時に三回、合せて三十六回なり、彗星三見、彗は幸の誤なり、幸星は彗の一種なり、文公・昭公・哀公の時にあらはる、故に三見といふ、宋襄公、宋世家を見よ、力政、政は征の誤なり、力征は武力を以て相征伐すること、五伯、五霸なり、十二諸侯年表に解す、主命、君主の命令なり、秦楚吳越夷狄也、爲三疆伯、此の四國は蠻夷の地に國す故に夷狄といふ、秦の穆公・楚の莊王・吳の夫差・越の勾踐各一方に霸たり、田氏篡齊、齊の卿田和が齊を篡ひ諸侯となれること、

齊田敬仲世家を見よ、三家分晉、晉の卿趙・韓・魏の三家が晉侯を滅して其を國を分ち諸侯となれること、趙世家・韓世家・魏世家を見よ、兵革、戰爭をいふ、焦苦、なやみくるしむこと、十二諸侯、十二諸侯年表を見よ、七國、戰國の七諸侯なり、秦・楚・燕・齊・韓・魏・趙をいふ、從衡、合從連衡なり、臯唐甘石、前の尹臯、唐昧・甘公・石申なり、凌雜、交り亂ること、米鹽、細碎なると、二十八舍主、十二州、十二州は二十八舍の分野なり故にいふ、何州が何宿の分野なるかは前に出づ、二十八舍は二十八宿に同じ、斗秉、斗柄に同じ、斗杓なり、中宮の條に解す、疆、境域なり、三晉、戰國の趙・韓・魏三國なり、河山、黄河と華山となり、街南、天街星は南北に二あり、其の南方の星を街南といひ、北方の星を街北といふ、畢、街南星の上にある、胡貉、胡は北狄にて匈奴をさす、貉は貉と通ず、東北の夷なり、月氏、西域の夷國の名、諸旃、旃引弓之民、もろもろの旃裘をきて弓をひく民にて夷狄の民を指す、昂、街北星の下にあり、山川東北流、山は東北に向つて低く川は東北に流下するをいふ、首在隴蜀、尾沒勃碣、隴は隴州にて甘肅の地に當り、蜀は四川の地にあ

たる、勃碣は渤海碣石なり、隴蜀は地勢高く勃碣は低し、山は是より次第に低下し川は是より發源して流る、故に首尾といふ、蹀疾、さわがしく疾きこと、此更爲客主人、太白星と辰星とはかはるく客となり主人となりて相對すること、星經に辰星出でざれば太白客となり、辰出づれば太白主人たりとなり、熒惑爲字云々必視熒惑所在、此の二十五字は前章熒惑の條下の文の誤りて竄入せしものなり、故に解を省く、畜異、災異に同じ、六王、燕・齊・楚・韓・魏趙六國の王なり、如亂麻、散亂せるさまをいふ、張楚並起、張は張良、楚は楚の陳涉を指す、張良は秦の始皇を狙撃し陳涉は討秦の先驅たり、故にいふ、詳細は陳涉世家留侯世家を見よ、三十年間、始皇十六年韓を滅してより漢の高祖項羽を滅して天下を一統する迄三十六箇年間にいふ、三十といふは大數をあぐるなり、駘藉、蹂躪に同じ、蚩尤、蚩尤の亂なり、五帝本紀黃帝の條を見よ、項羽救鉅鹿、項羽が鉅鹿にて秦軍を大破し味方をすくひしこと、項羽本紀を見よ、西坑秦人、項羽が秦兵四十萬を新安に坑殺せしこと、項羽本紀を見よ、東井、東宮の井宿なり、平城之圍、高祖が匈奴の爲に平

城に七日間かこまれしこと、高祖本紀を見よ、月暈參畢、月が參畢二星の間に入りて暈月のかさ(に)包圍さるゝこと、諸呂作亂、呂后崩後呂氏一族が亂をなせしこと、呂后本紀を見よ、吳楚七國叛逆、景帝の時吳・楚・膠西・膠東・淄川・濟南・趙の七侯王の反逆なり、景帝本紀を見よ、天狗、怪星の名、元光・元狩、武帝の年號、蚩尤之旗、堅星の名、越之亡、武帝の元鼎六年に南越を討ちて之れを滅ぼす、守斗、斗は南斗星なり、朝鮮之拔、武帝の元封二年朝鮮を討ちて之を拔く、星弗、于河戒、弗は孛星なり、河戒は南河北河二星の間なり、孛星が河戒に光を流すこと、兵征、大宛、武帝の大初二年大宛を討ちて之れを下す、招搖、北斗星の杓端の星の名、犖々、分明なる貌なり、委曲、こまごましきこと、勝道、道は説くこと、唐都、傳を缺く、甘石、甘公と石申となり、薄蝕、蝕せられて光うすぐらきと、史記、歴史の記録なり、嘗盛大、嘗は常と通ず、ツネニと訓む、大度、大體の法則なり、紫宮、中宮なり、部星、部内の星なり、經、南北をいふ、闕狹、距離の遠近をいふ、經緯、經の字は衍文なり、緯は東西をいふ、見伏、あらはるとかくるとなり、羸縮、前にとく、太

上、最上の意なり、禳、災厄をいのりはらふこと、正下、下民に正すこと、常星、移らずして一定の位にある星、二十八宿等をさす、暈適、暈は日月のかさ、適は謫と通ず、暈の一種なり、客氣、主氣の反對にて突然生ずる氣をいふ、俯仰、相應すること、大人之符、大に天の誤字なり、符は符節なり、終始古今、古今を始より終までしらべきはむること、精粗、精細なる所と粗大なる所となり、天官、天文を主る官なり、

蒼帝行德、天門爲之開、赤帝行德、天牢爲之空、黃帝行德、天矢爲之起、風從西北來、必以庚辛、一秋中、五至大赦、三至小赦、白帝行德、以正月二十日二十一日月暈圍常大赦、載謂有太陽也、一曰、白帝行德、畢昂爲之圍、圍三暮、德乃成、不三暮、及圍不

合、德不成、二曰、以辰圍不出、其旬、黑帝行德、天關爲之動、天行德、天子更立年、不德、風雨破石、三能三衡者、天廷也、客星出天廷、有奇令、

此の章錯簡あり竄入あり解すべからず、故に字句を解するのみに止む、參考の爲左に前哲の意見を掲ぐ、梁玉繩の史記志疑に曰く、此の已下既に前文と屬せず、而して字句錯雜多く、解すべからず、

王元啓の史記正譌に曰く、「蒼帝行德、天門爲之開、赤帝行德、天牢爲之空、黃帝行德、天矢爲之起、白帝行德、畢昂爲之圍、黑帝行德、天關爲之動」の十句は前文「此五者天之感動」の上に移在すべし、蓋し五行感動の理を言ふ也、「風從西北來、必以庚辛、一秋中、五至大赦、三至小赦」の凡二十字は、當に前文候歲の中(候、歲美)に入るべし、然れども魏鮮の説とは異なる、白帝行德の四字(三至小赦の下)は衍なり、以

正月二十日二十一日月暈圍常大赦の十六字は、乃ち「白帝行德」の節の注なり、而して常の字は當の字の誤と爲す、「載謂有太陽也」の六字は亦候歲の中の注なり、但載の字は誤れり、前文に所謂載なし、「一曰、圍三暮、德乃成、不三暮、及圍不、合德不成、二曰、以辰圍不出、其旬」の凡て二十七字は、占星家の異説にして太史公之れを兼せ記したるものならん、「天行、德天子更立年、不德、風雨破石」の凡そ十四字は即ち前文五帝の行德なり、「三能三」は缺文あり、蓋し三能三階を謂ふならん、「衡者天廷也、客星出、天廷、有奇令、」此の十三字は、即ち南宮の條に云ふ所の「衡太微三光之廷也」なり、索隱正義(司馬貞の史記索義)皆「三能三」の句に闕文あるを知らず、強ひて三衡を連ねて句となす、故に解費して義晦し、【字解】 蒼帝、東方主宰の帝也、東宮に屬す、天門爲之開、天門は星の名、天の門に象る、天の門開けて萬物の萌芽出づるにたとふ、赤帝、南方主宰の帝なり、南宮に屬す、天牢爲之空、天牢は星の名、天の牢獄也、天帝の德惠遍く及び牢獄空虚となりしなり、黃帝、中央主宰の帝なり、中宮に屬す、天矢、星の名、白帝、西

方主宰の帝なり、西宮に屬す、三暮、三夜なり、黑帝、北方主宰の帝、北宮に屬す、天關爲之動、天門なり、動は閉の意なり、三能、三台に同じ、星の名、衡、星の名、南宮にあり、奇令、奇異の法令なり、

封禪書第六

自古受命帝王曷嘗不封禪蓋有無其應而用事者矣未有睹符瑞見而不臻乎泰山者也雖受命而功不至至梁父矣而德不洽洽矣而日有不暇給是以即事用希傳曰三年不爲禮禮必廢三年不爲樂樂必壞每世之隆則封禪答焉及衰而息厥

曠遠者千有餘載近者數百載故其儀闕然堙滅其詳不可得而記聞云

【講義】古より天命を受けて天下に帝王たる者は皆封禪せざることを無きなり、蓋し受命の徳無く従つて其の符瑞の見るゝと無きに封禪の事を用ひし者もあらむ、されど未だ符瑞の見るゝを睹ながら泰山に登りて此の事をなさざる者はあらざるなり、さて天命を受くと雖も其の天下を治むる所の功業の未だ充分ならざる者あり、又功業充分なりと雖も其の徳澤の未だ洽からざる者あり、又徳澤已に洽しと雖も政務日に多端にして封禪の儀に従ふの暇無き者あり、是を以て古より封禪の事に即きて用ひ行ひしこと希なり、孔子の言に三年間禮をせざれば禮必ず廢れむ、三年間樂をせざれば樂必ず壞れむといへり、三年間の短日月も已に然り、況や世の隆なる毎に封禪して天地の神に答へ、其の世の衰ふるに及びて此の禮を息め、其の間の久しく遠きは千有餘載にも達し、近き者

も數百載にも及べり、故に封禪の祭儀は闕然としてうづもれほろびたり、是を以て今茲に此の事を書せむと欲すれども、其の詳細なることは聞き記すことを得ざるなり、此の段は此の篇の總論なり、

【字解】應、受命の徳なり、符瑞、受命のしるしなり、即ち黃龍寶鼎の類をいふ、臻、至るなり、功、天下を治むる功業なり、梁父、此の二字恐らくは衍文ならむ、暇給、ひまありて其の事に従事するの意なり、事、封禪の祭儀なり、傳、聖賢の言なり、此の語は孔子の言にて論語陽貨篇にあり、論語には必廢を必壞に必壞を必崩に作れり、答、天地の神に答ふることなり、闕然、かけうしなふさまなり、堙滅、うづもれうしなふなり、云、語助なり、此にては也の意なり、

尚書曰舜在璇璣玉衡以齊七政遂類于上帝禋于六宗望山川徧群神輯五瑞擇吉日見四嶽諸牧還瑞歲二月東巡狩

至于岱宗岱宗泰山也柴望秩于山川遂覲東后東后者諸侯也合時月正日同律度量衡修五禮五玉三帛二牲一死贊五月巡狩至南岳南岳衡山也八月巡狩至西岳西岳華山也十一月巡狩至北岳北岳恆山也皆如岱宗之禮中岳嵩高也五載一巡狩

【講義】此より時代を逐うて封禪の事を記す、尚書舜典に曰く、舜は天下を治むるに先づ天文を觀察するに璇璣玉衡を明にして日月五星を齊へ、遂に上帝に類祭し、六宗に潔祭し、山川に望し、羣神に徧くす、又唐代に諸侯に班ちたりし五瑞を收め、後に吉月日を擇びて四嶽の諸侯を召し、改めて五瑞を還して改朔の證となす、歳の二月に東に巡狩して岱宗に至る、岱宗とは泰山なり、泰山に登り柴祭して東國の山川

を望み、其の大小によりて位次を序で遙に之を祭り、遂に東后を引見す、東后とは東國の諸侯なり、舜又四時十二月を協ひ合せて曆日を正し、律度量衡を均一にし、吉凶軍賓嘉の五禮を修め、又五玉三帛二牲一死を以て贄と爲すの制を定む、五月に巡狩して南嶽に至る、南嶽とは衡山なり、八月に巡狩して西嶽に至る、西嶽とは華山なり、十一月に巡狩して北嶽に至る、北嶽とは恆山なり、此の三嶽にては皆岱宗の禮の如くせり、而して中嶽とは嵩高なり、さて此の如く四方を巡狩することは五載に一度なり、

【字解】 尙書、書經なり、此に引けるは舜典にして省略添加あり、璇璣、玉衡、七政、類禋、六宗、羣神、五瑞、柴、望秩、律度量衡、五玉、三帛、二牲、一死、以上皆五帝本紀に詳なり、

禹遵之、

【講義】 夏の禹王舜帝の後を承けて舜の事に従ふ、後十四世、至帝孔甲、淫徳好神、神瀆二龍去之、

【講義】 後十四世にして帝孔甲に至る、孔甲淫亂を事とし好みて鬼神に方べ、鬼神の徳瀆る、故に天より降したる雌雄の二龍も害の身に及ぶをおそれて遷り去れり、

其後三世、湯伐桀、欲遷夏社、不可作夏社、

【講義】 其の後三世にして桀に至る、殷の湯王桀を伐ちて夏の社稷を遷さむと欲す、而るに其の不可なるを知りて之を止め、更に之を修め作れり、

後八世、至帝太戊、有桑穀生於廷、一暮大拱、懼伊陟曰、妖不勝徳、太戊脩徳、桑穀死、伊陟贊巫咸、巫咸之興自此始、

【講義】 後八世にして帝太戊に至る、禁廷に桑の木と楮の木と合生するありて、一日の暮に大さ兩手にて搯る程となれり、是を見て帝太戊懼る、宰相の伊陟

曰く、かゝる不祥の妖事は帝徳未だ足らずして不恭の致す罰なりと、太戊是より徳を修めれば、桑穀枯死せり、是より先き太戊は臣巫咸をして神に事へて桑穀の災を禳はしむ、而して桑穀枯死したれば伊陟之を巫咸に告ぐ、巫咸は之を以て祈禱の效驗なりとなす、故に巫覡の興起は此より始まり、

【字解】 桑穀、桑の木と楮の木となり、生、合生なり、拱、兩手にて搯るをいふ、伊陟、伊尹の子にして當時宰相たり、妖、桑穀合生して一暮に拱の大さとなりしをいふ、死、枯死なり、贊、告ぐなり、巫咸、臣の名なり、巫咸之興、巫覡の興起をいふ、巫咸神に事へて吉凶を豫言す、故に其の名を以て巫覡のこととなす、

後十四世、帝武丁得傅説爲相、殷復興焉、稱高宗、有雉登鼎耳、武丁懼、祖己曰、脩徳、武丁從之、位以永寧、

【講義】 後十四世にして帝武丁に至る、武丁傅説を

得て宰相と爲して殷復興れり、故に武丁を高宗と稱す、此の時に雉の鼎の耳に登りて鳴きし不祥事あり、武丁は雉は原野に居るべき筈なるに帝王の珍寶とする所の鼎に登りて鳴きしを甚だ懼る、祖己曰く王憂ふること勿れ、徳を修めば怪事自ら去らむと、武丁之に従ふ、是を以て其の位に在ること永くして天下安寧なりき、

【字解】 鳩、鳴くなり、祖己、賢臣の名なり、

後五世、帝武乙慢神而震死、

【講義】 後五世にして帝武乙に至る、武乙神を慢りて天を射る、故に河渭の間に獵せし時雷に撃たれて震死せり、

【字解】 慢、神、慢はあなどるなり、武乙の天神を慢りしこと殷紀に詳なり、震死、雷に撃たれてふるひ死ぬること、

後三世、帝紂淫亂、武王伐之、由此觀之、始未嘗不肅祗、後稍怠慢也、

【講義】後三世にして帝紂に至る、紂は淫亂なり、因つて周の武王之を伐ちて殷を滅す、此に由つて之を觀れば、世の代りし始めの帝王は未だ嘗て肅み祇みて神を敬せざる無きなり、されど其の子孫に至るに従つて漸く怠り慢りて之を瀆すなり、

【字解】肅祇、肅は恭なり、祇は敬なり、つゝしむなり、
周官曰、冬至、祀天於南郊、迎長日之至、夏至、祭地祇、皆用樂舞、而神乃可得而禮也、天子祭天下名山大川、五嶽、視三公、四瀆、視諸侯、諸侯祭其疆內名山大川、四瀆者、江河淮濟也、天子曰、明堂辟雍、諸侯曰、泮宮、周公既相成王、郊祀后稷、以配天、

宗祀文王於明堂、以配上帝、自禹興而修社祀、后稷稼穡、故有稷祠、郊社所從來尚矣、

【講義】周禮に曰く、冬至の日に天を南郊に祀りて夏至の長日を迎へ、夏至の日に地祇を祀りて冬至の短日を迎ふ、而して皆樂舞を用ふ、故に之を以て天神地祇に禮を行ふことを得る所以なり、然るに天子と諸侯とは自ら其の祭祀の範圍を異にせり、即ち天子は天下の名山大川を祭り、諸侯は其の疆内の名山大川を祭るなり、而して天子は五嶽を三公に比し、四瀆を諸侯に比して其の次序を立つ、四瀆とは江河淮濟の四大川をいふなり、さて又天子の政堂を明堂といひ、學宮を辟雍といふ、而して諸侯の學宮を泮宮といふ、是亦其の制と名とを異にせり、さて周公は既に成王を相けて天下を治めたり、是に於て祖先の後稷を南郊に祀りて天に配し、文王を明堂に尊び祀りて上帝に配せり、さて又禹王の興りしより始めて土の神を祭りて社祀を修めたり、周の祖先の後稷は能く稼

穡して民に農事を教へたり、故に周に至りて稷祠あり、由つて南郊にて穀神を祀り、社祀にて土神を祀るとは、其の従りて來れる所久しと謂ふべきなり、
【字解】周官、周禮なり、冬至、冬至なり、長日之至、夏至、共に夏至なり、按ずるに今の周禮春官宗伯の文と異り、蓋し是れは河間獻王の獲し所の者歟、視、比なり、クラブと訓む、三公、太師太傅太保なり、明堂、天子の政堂なり、其の制南明に嚮ひて建て八窓四闔なるを以て名となす、辟雍、天子の學宮にして大射を行ふ所なり、辟は明なり、雍は和なり、君は尊明雍和にして此の學中にて道藝を習ひ、天下の人をして皆明達諧和ならしむるの意なり、一説に辟は壁なり、中央に明堂あり四方に池あり、池の四圍の圓なること壁の如し、故にいふと、泮宮、諸侯の郷射を行ふ所なり、東門西門より以南には水を通じて池となし、北には水無し、即ち天子の辟雍の半也、故にいふ、一説に泮は類に作る、類は班なり、ワカツと訓む、政教を班つ所以なりと、郊祀、南郊にて祭ること、宗祀、宗は尊ぶなり、たつとび祭ること、尚、上なり、今を去ること上古なり、久し、古し、

自周克殷後十四世、世益衰、禮樂廢、諸侯恣行、而幽王爲犬戎所敗、周東徙、維維、秦襄公攻戎、救周、始列爲諸侯、秦襄公既侯、居西垂、自以爲主、少皞之神、作西時、祠白帝、其牲用駟駒、黃牛、羝羊各一云、

【講義】周の武王殷に克ちてより後十四世にして世益衰へ、禮樂は廢れ、諸侯は各、自ら行を恣にす、而して幽王は犬戎に敗られぬ、是に於て周遂に東の方維邑に徙れり、此の時秦の襄公戎を攻めて周の急を救ひしかば、始めて列せられて諸侯と爲りぬ、秦の襄公既に諸侯と爲りて西邊に居り、自ら少皞の神を主ると思へり、由つて八年に西時を作りて白帝を祠り、其の牲には駟駒・黃羊・羝羊各一を用ひしと云ふ、
【字解】自周克殷後十四世、武王が殷に克ちしより

幽王に至る迄は凡て十一世なり、十四世とあるは誤に似たり、西垂、垂は陲と通ず邊境なり、少皞之神、少皞は金天氏なり、季秋の神なり、秦は西垂に居る、故に秋の神を主る、西時、時は祭壇なり、秦は西方に在り、故にいふ、白帝、天の五帝の一にして西天の神なり、故に白といふ、駟駒、赤馬にして黒の鬣なり、羝羊、羝は牡なり、

其後十六年、秦文公東獵、汧渭之間、卜居之而吉、文公夢黃虵自天下、屬地、其口止於郿、衍、文公問史敦、敦曰、此上帝之徵、君其祠之、於是作郿時、用三牲、郊祭白帝焉、自未作郿時也、而雍旁故有吳陽、武時、雍東有好時、皆廢無祠、或曰、自古以雍州積

高神明之隩、故立時、郊上帝、諸神祠皆聚云、蓋黃帝時嘗用事、雖晚周亦郊焉、其語不經見、摺紳者不道、

【講義】 其の後十六年にして秦の文公東の方汧水渭水の間に獵し、之に居らむとを卜ひしに吉なり、故に汧水の旁に都せり、文公或る夜黃虵天より下りて地に付き、其の口郿衍に止ると夢む、文公之を史敦に問ふ、敦曰く此れ上帝の地に下りし兆なり、君宜しく之を祠るべしと、是に於て文公郿時を作り、三牲を用ひて白帝を祭る、さて此の郿時を作らざりし以前には雍州の旁に故くより吳陽の武時あり、又雍州の東にも好時ありき、されど皆既に廢れて祠ること無し、或る人の説に曰く、古より雍州の山地は神明の隠れ在り、故に時を立て、上帝を祭り、諸の神祠も皆多く聚れりと云ふ、蓋し黃帝の時嘗て事を此に用ひ、晚周と雖亦此に天地の神を祀りしならむ、されど其の語經書に見えざれば摺紳の士は之を言は

ざるなり、

【字解】 其後十六年、其の後とは西時を作りてより後をいふ、西時を作りしは襄公八年なり、而して郿時を作りしは文公十年なるを以て襄公八年より文公十年までは十五年目なり、汧渭、二水の名なり、郿、衍、郿は地名なり、衍は山陵の間なり、三牲、牛羊豕なり、郊祭、天地の神を祭るを郊といふ、武時好時、武好共に地名なり、積高、山地なり、神明之隩、隩は隈なり、隠なり、神明の隠れ在るに適する所をいふ、摺紳、摺は挿なり、紳は大帶なり、笏を大帶に挿むをいふ、是れ高位高官の士にあらざれば能はず、故に高位高官の稱となす、摺一に縉に作り、又薦に作る、縉は摺に同じく、薦は進むなり、進みて紳帶の間に置くの意なり、道、言ふなり、

作郿時、後九年、文公獲若石、云、于陳倉、北阪城祠之、其神或歲不至、或歲數來、來也常以夜、光輝若流星、從東南來、集于祠城、

則若雄雞、其聲殷云、野雞夜雊、以一牢祠、命曰陳寶、

【講義】 郿時を作れる後九年に、文公石の如き寶のものを陳倉縣の北阪城に獲て之を祠る、其の神は或歳は至らず、或歳は數、來る、其來る時は常に夜に乗じて來り、其の光輝は流星の若くにして東南の方より來りて祠城に集る、而して其の形は雄の雞の如く、其の聲は殷々たり、故に山野に居る野雞も之に應じて夜鳴くなり、之を祠るに牛羊豕の三牲を以てし、命けて陳寶といふ、

【字解】 若石、云は語詞なり、意味なし、其聲殷云、殷は鳴く聲なり、云は句を足すの詞なり、タリの意あり、野雞、雉なり、一牢、牛羊豕の三牲をいふ、陳寶、陳倉にて獲たる石の若きものを寶となすの意なり、秦本紀に詳なり、參照すべし、

作郿時、後七十八年、秦德公既立、卜居雍、後子孫飲馬於河、遂

都雍、雍之諸祠自此興、用三百牢於鄜時、作伏祠、磔狗邑四門、以禦蠱菑、德公立二年卒、

【講義】 文公十年に鄜時を作りてより後、七十八年にして秦の德公既に立ち、雍に居らむことをトひて吉なり、故に後に國益、廣大となりて子孫馬を龍門河に飲ふに至れり、德公遂に雍に都す、雍の諸祠此より盛んに興り、三百牢を鄜時に用ふ、德公二年に始めて伏日を制し、三伏の日に諸の邪氣を禳はんとて其の祠社を作り、即ち狗を邑の四門に磔にして熱毒惡氣を禦がしむ、德公立ちて二年にして卒しぬ、

【字解】 作鄜時、後七十八年、文公十年に鄜時を作りてより德公元年に至るまで凡て八十年なり、此に七十八年となすは紀及び年表に合はず、飲、水を飲ますなり、ミヅカフと訓む、河、龍門河なり、三百牢、一説に百は白の誤なり、秦は西方の白帝を祀る故に白を尙ぶ、且秦未だ諸侯たり、何ぞ三百牢を用ひむやと、義可なるに似たり、されど本紀にも以犧三百牢

祠鄜時とあれば今は本文に従ふ、伏祠、伏は伏日なり、祠は年表及び漢志には祠社に作れり、三伏の日に邪氣を禳ふ祠社なり、磔、はりつけなり、蠱菑、熱毒惡氣のわざはひなり、

其後六年、秦宣公作密時於渭南、祭青帝、其後十四年、秦繆公立、病臥五日不寤、寤乃言夢見上帝、上帝命繆公平晉亂、史書而記載之、府而後世皆曰、秦繆公上天、

【講義】 其の後六年に、秦の宣公密時を渭南に作りて青帝を祭る、其の後十四年に、秦の繆公立つ、繆公病みて臥すこと五日、其の間寤られず、漸くにして始めて覺めて、上帝に見え、上帝繆公に命じて晉の亂を平げしむと夢むと言ふ、史官之を書して記録となし之を府に藏む、而して後世之を傳説して秦の繆公

天に上りしといふ、

【字解】 青帝、東天の神なり、

秦繆公即位九年、齊桓公既霸、會諸侯於葵丘、而欲封禪、管仲曰、古者封泰山、禪梁父者七十二家、而夷吾所記者、十有二焉、昔無懷氏封泰山、禪云云、慮羲封泰山、禪云云、神農封泰山、禪云云、炎帝封泰山、禪云云、黃帝封泰山、禪、亭、顓頊封泰山、禪云云、帝、岱、封泰山、禪云云、堯封泰山、禪云云、舜封泰山、禪云云、禹封泰山、禪、會稽、湯封泰山、禪云云、周成王封泰山、禪、社首、皆

受命然後得封禪、桓公曰、寡人北伐山戎、過孤竹、西伐大夏、涉流沙、束馬懸車、上卑耳之山、南伐至召陵、登熊耳山、以望江漢、兵車之會三、而乘車之會六、九合諸侯、一匡天下、諸侯莫違我、昔三代受命、亦何以異乎、於是管仲睹桓公不可窮以辭、因設之以事、曰、古之封禪、鄜上之黍、北里之禾、所以爲盛、江淮之間、一茅三脊、所以爲藉也、東海致比目之魚、西海致比翼之鳥、然後物有不召而自至者、十有五

焉、今鳳凰麒麟不來、嘉穀不生、而蓬蒿藜莠茂、鳴臯數至、而欲封禪、母乃不可乎、於是桓公乃止。

【講義】 秦の繆公位に即きて九年に、齊の桓公は既に霸者となりて威を天下に震ひ、此の歳の夏に諸侯を葵丘に會し、將に封禪せむと欲す、管仲之を諫めて曰く、古泰山に封じ、梁父山に禪せし者凡て七十二家ありき、而して夷吾が記憶する所は僅に十有二家なり、即ち昔無懷氏は泰山に封じて云云山に禪し、虞義氏は泰山に封じ、云云山に禪し、神農氏は泰山に封じ、云云山に禪し、炎帝は泰山に封じ、云云山に禪し、黃帝は泰山に封じ、亭亭山に禪し、顓頊は泰山に封じ、云云山に禪し、帝侏は泰山に封じ、云云山に禪し、堯は泰山に封じ、云云山に禪し、舜は泰山に封じ、云云山に禪し、禹は泰山に封じ、會稽山に禪し、湯は泰山に封じ、云云山に禪し、周の成王は泰山に封じ、社首に禪せり、是等は皆天命を受けて然る後に封禪することを得たるも

のにして、未だ天命を受けざる者は封禪することを得ざるなりと、桓公曰く、卿は寡人を以て未だ命を受けずと云ふと雖、寡人は既に北の方は山戎を伐ちて孤竹國を過ぎ、西の方は大夏を伐ちて流沙を涉り、馬の腹帶を繫しく束ねて兵車を懸け、以て卑耳の山に上り、南の方は召陵に至り、熊耳山に登りて江漢を望み、又兵を帥ゐての會合を三回、兵を帥ゐずしての會盟を六回、都合九回諸侯を合して一度天下を匡し、諸侯一人として我に違ふ者無きなり、此の如きは三代の命を受けたりし帝王と亦何を以て異ならむやと、是に於て管仲は桓公を説服するに普通の辭を以てするも不可なるを知り、因りて桓公の成し能はざる所の事實を假設して之を中止せしめむとす、曰く、古の封禪には鄙上の黍と北里の禾とを以て盛物と爲し、江淮の間に生ずる一茅にして三の脊あるものを以て藉物と爲し、東海よりは比目の魚を獻じ、西海よりは比翼の鳥を上りて之を供物と爲し、然る後に召さずして自ら至る所の端祥十有五ありき、而るに今鳳凰麒麟の類來らず、芽出度き穀物も生ぜず、却つて蓬蒿藜莠の如き惡草茂り、鳴臯の如き不祥の鳥數、至

る、而して封禪せむと欲するは乃ち不可なることなからむやと、是に於て桓公之を止む、

【字解】 葵丘、宋の地なり、清の河南省衛輝府考城縣の東三十里に在り、梁父、山の名なり、夷吾、管仲の名なり、無懷氏、伏羲以前の王者なり、云云、山の名にして梁父の東に在り、虞義、虞は伏に同じ、亭亭、山の名なり、帝侏、侏は譽に同じ、會稽、山の名なり、社首、山の名なり、山戎、鮮卑なり、孤竹、國の名なり、大夏、國の名なり、大宛の西南二千餘里に在り、流沙、西域極遠の地なり、束馬懸車、馬の腹帶を繫しく結びて兵車を駕すること、江漢、揚子江と漢水となり、兵車之會三、兵を帥ゐての會盟三回をいふ、即ち魯の莊公十三年に北杏に會して宋の亂を平げしと、僖公四年に蔡を侵して遂に楚を伐ちしと、六年に鄭を伐ちて新城を圍みしとなり、乘車之會六、兵を帥ゐずして普通の會盟六回をいふ、即ち魯の莊公十四年に鄆に、十五年に又鄆に、十六年に幽に、僖公五年に首止に、八年に洮に、九年に葵丘に會せしをいふ、鄙上、北里、共に地名なり、盛、もりものなり、一茅三脊、三のみねあるちがやなり、即ち靈茅をいふ、藉、しきものなり、比目

之魚、鱗なり、一に王餘、阪魚ともいふ、其の狀牛脾に似て細鱗、紫黑色にして一眼なり、故に二尾相比びて始めて行くことを得、比翼之鳥、其の狀鳧に似て各一翼一目なり、故に此の鳥も兩羽相得て乃ち飛ぶことを得、嘉穀、芽出度き穀物なり、即ち一莖九穗の如きをいふ、蓬蒿、うたよもぎなり、藜莠、あかざとはぐさとなり、以上共に皆惡草なり、鳴臯、惡鳥なり、ふくろふ、

是歲秦繆公內晉君夷吾、其後三置晉國之君、平其亂、繆公立三十九年而卒。

【講義】 是の歲に秦の繆公晉の君の惠公を梁より迎へて之を立つ、其の後三たび晉國の君を立て、其の國の亂を平ぐ、繆公立ちて三十九年にして卒しぬ、【字解】 內、晉君夷吾、内は納れて立つる也、夷吾は獻公の子惠公なり、此の時梁に出奔せり、繆公之を輔けて晉に納れて立たしめしなり、三置、晉國君、惠公懷公文公を立てしをいふ、

其後百有餘年、而孔子論述六藝、傳略言易姓而王、封泰山、禪乎梁父者、七十餘王矣、其俎豆之禮、不章、蓋難言之、或問禘之說、孔子曰、不知、知禘之說、其於天下也、視其掌、詩云、紂在位、文王受命、政不及泰山、武王克殷、二年、天下未寧、而崩、爰周德之洽、維成王、成王之封禪、則近之矣、及後、陪臣執政、季氏旅於泰山、仲尼譏之、

【講義】 其の後百有餘年にして、孔子は六藝を論じ述べ、其の傳中に略姓を易へて天下に王となりて泰山に封じ梁父に禪したりし者七十餘王を言へり、而

して其の封禪に用ひし俎豆の禮は明かならず、蓋し孔子も之を言ふに憚りしものならむ、例へば或る人が禘の説を問ひし時、孔子は魯の爲に之を諱みて知らずと爲し、禘の説を知れば天下を治むるとの易きは之を視るが如しとて其の掌を指し示したるが如し、殷の紂王尙位に在るに、文王已に天命を受く、されど其の政令未だ天下に布かれず、従つて泰山に封禪するに至らず、武王殷に克ちて二年、天下未だ寧からざるに崩じぬ、故に周徳の天下に洽く行き渡れる時は成王なり、故に成王の封禪することは幾ど理に近し、其の後に及び陪臣政を執り、魯の季氏は泰山に旅祭を爲すに至れり、是を以て仲尼之を譏りて曾て泰山は林放に如かずと謂はむやといへり、

【字解】 六藝、禮・樂・射・御・書・數なり、俎豆、共に祭器なり、俎は肉を載するもの、豆は菜を盛るもの、禘祭の名なり、帝王の始祖を祭るをいふ、此の祭は帝王に非れば能はず、其於天下也、視其掌、天下は天下の政事なり、其の掌を視すは易きをいふ、詩云、此の二字恐らくは衍文ならむ、陪臣、またけらいなり、旅、祭の名なり、山を祭ることをいふ、ヤマ、ツリと訓

む、譏、そしるなり、

是時、萇弘以方事周、靈王、諸侯莫朝、周力少、萇弘乃明鬼神、事、設射、狸首、狸首者、諸侯之不來者、依物怪、欲以致諸侯、諸侯不從、而晉人執殺萇弘、周人之言方怪者、自萇弘、

【講義】 是の時萇弘といへる者仙術を以て周の靈王に事ふ、靈王の時は周室微にして諸侯の周に朝する者莫く、周の威力全く地に墜ちたり、是の時に當り萇弘は鬼神の事を明かにし、其の術を以て狸首を射殺せり、狸首とは諸侯の來朝せざる者なり、萇弘はかくの如く怪しき術に依りて諸侯を服せしめむと欲したれども、諸侯は遂に周に従はざりき、而して晉人卒に萇弘を捕へて之を殺せり、故に周人の方術物怪を言ふ者は萇弘より始まりしなり、

【字解】 方、方術なり、即ち仙術のこと、設、萇弘得意の仙術を以ての意なり、

其後百餘年、秦靈公作吳陽上時、祭黃帝、作下時、祭炎帝、

【講義】 其の後百餘年にして秦の靈公に至る、靈公吳陽に上下の二時を作り、上時には黃帝を祭り下時には炎帝を祭れり、

後四十八年、周太史儋見秦獻公、曰、秦始與周合、合而離、五百歲當復合、合十七年、而霸王出焉、櫟陽、雨金、秦獻公自以爲得金瑞、故作畦時、櫟陽、而祀白帝、其後百二十歲、而秦滅周、

【講義】 其の後四十八年に、周の太史の儋秦の獻公に見えて曰く、秦は始め周と合へり、合ひて後離れ、

五百歲にして當に復合ふべし、合ひて十七年にして霸王出でむと豫言せり、櫟陽に黄金降り來る、秦の獻公は之を以て金瑞を得たりと思ひ、故に畦時を櫟陽に作りて白帝を祀れり、其の後百二十歳にして秦遂に周を滅しぬ、

【字解】 秦始與周合、周が非子を秦の地に封じて附庸となし、をいふ、合而離、離るは平王が襄公を封じて始めて諸侯と爲し、をいふ、復合、西周の君臣が邑を秦に獻ぜしをいふ、十七年、昭王が周を滅してより始皇九年に嫪毐を誅するまで正に十七年なり、霸王、始皇を指す、畦時、畦は壠なり、うね、山下に時ある状、恰も菲を種るたるうねの如し、故に名づく、

周之九鼎入于秦、或曰、宋太丘社亡、而鼎没于泗水彭城下、

【講義】 周滅びて周の九鼎は秦に入れり、或る人の説に曰く、周の滅亡と共に宋の太丘の社主亡せぬ、而して周の九鼎は秦に入りしにあらずして泗水の彭城の下に沈みしなりと、

白銀山より溢れ出でたり、周は火徳を以て王たり、故に赤鳥の符瑞ありたり、今秦は周の火に代る、さて火に克つは水なり、故に今は水徳の時なり、昔し秦の文公出でて獵したりし時黒龍を獲たりといふ、黒は北方の色なり、北方は五行に配して水なり、故に秦の祖先已に水徳の瑞ありしなり、是に於て秦更に河を名づけて徳水といひ、冬十月を年首と定め、色は黒を上び、數度は皆六を以て終りと爲し、音は大呂を上び、天下を統ぶる政は法を尙べりと、

【字解】 其後、宋の太丘の社主の亡せたりし年の後を指す、秦の周を滅したる後にあらず、地蟻、蟻は蚯蚓也、ミ、ズ、大さ五六圍長け十餘丈ありしといふ、赤鳥之符、火の天より下りて王宮に止まり、流れて赤色の鳥となりし瑞をいふ、六、老陰の數なり、水は陰なり、故に六を尙ぶ、大呂、十二律の一にして陰聲なり、故に之を尙ぶ、上法、水は陰にして刑殺を主る、故に法を嚴しくす、

即帝位三年、東巡郡縣、祠騶嶧山、頌秦功業、於是徵從齊魯之

其後百一十五年、而秦并天下、秦始皇既并天下、而帝、或曰、黃帝得土徳、黃龍地蟻見、夏得木徳、青龍止於郊、草木暢茂、殷得金徳、銀自山溢、周得火徳、有赤鳥之符、今秦變周、水徳之時、昔秦文公出獵、獲黒龍、此其水徳之瑞、於是秦更命河曰徳水、以冬十月爲年首、色上黒、度以六爲名、音上大呂、事統上法、

【講義】 其の後百一十五年にして秦天下を并合す、秦の始皇既に天下を并せて帝となれり、或る人の説に曰く、黃帝は土徳を得て王たり、故に黃龍地蟻の瑞見れたり、夏は木徳を以て王たり、故に青龍郊野に止まりて草木のびしげれり、殷は金徳を以て王たり、故に

儒生博士七十人、至乎泰山下、諸儒生或議曰、古者封禪爲蒲車、惡傷山之土石草木、掃地而祭、席用菹、稽言其易遵也、始皇聞此議、各乖異、難施用、由此細儒生、而遂除車道、上自泰山陽、至巔、立石頌秦始皇帝徳、明其得封也、從陰道下、禪於梁父、其禮頗采、太祝之祀、雍上帝所用、而封藏皆秘之、世不得而記也、始皇之上太山、中阪遇暴風雨、休於大樹下、諸儒生既細不得與用於封事之禮、聞始皇遇風

雨則譏之

【講義】 始皇帝位に即きて三年、東の方郡縣を巡り、騶の嶧山に祠りて秦の帝業を頌む、是に於て齊魯の儒者博士七十人を徴し従へて泰山の下に至り、將に封禪せむと欲す、儒者或は議して曰く、古の封禪には蒲車を用ひしといふ、是は山の土石草木を車輪にて傷めむとを惡みてなり、又地を掃ひて祭るとき、席くにあらごもを用ひしといふ、是は其の祭祀に従ひ易きを以てなりと、始皇此の議を聞き、各事理にもとりて施し用ひ難しとなす、此に由つて儒者を絀けて其の議を採用せず、遂に車道を除ひ、上るに泰山の南よりし、巔に至りて石を立て、秦の始皇帝の徳を頌め、始皇が封することを得たるを明かにし、北口より下りて梁父山に禪したり、其封禪の禮は頗る太祝が雍の上帝を祀るに用ひし所を采りしといふ、されど其の禮式の記録を封藏して皆秘したれば、世の人得て之を記す者無きなり、さて始皇が太山に上るときに中阪にて暴風雨に遇ひければ大樹の下に休息したり、時に諸の儒者の既に緝けられて封事の禮に與り

用ひらるゝことを得ざる者は、此の始皇の暴風雨に遇ひしとを聞きて之を譏れり、

【字解】 功業、帝業なり、儒生、孔孟の教を奉ずる學者なり、蒲車、車輪に蒲を卷き附けたる車なり、菹、菹は藉く也、藉は禾葉の皮を去りたるもの也、菹藉はあらごもなり、遶、從なり、大樹下、此の文にては單に大樹とありて何の木なるか明かならざれども、藝文類聚に引ける漢官儀によれば松の樹なり、始皇是に於て松の樹を五大夫に封ぜしこと有名なり、

於是始皇遂東游海上、行禮祠名山大川及八神、求僊人羨門之屬、八神、將自古而有之、或曰、太公以來作之、齊所以爲齊、以天齊也、其祀絕、莫知起時、八神、一曰天主、祠天齊、天齊、淵水、居臨菑南郊山下者、二曰地主、祠

泰山梁父、蓋天好陰、祠之必於高山之下、小山之上、命曰時、地、貴陽、祭之必於澤中、圓丘云、三曰兵主、祠蚩尤、蚩尤在東平陸監鄉、齊之西境也、四曰陰主、祠三山、五曰陽主、祠之罘、六曰月主、祠之萊山、皆在齊北、竝勃海、七曰日主、祠成山、成山斗入海、最居齊東北隅、以迎日出云、八曰四時主、祠琅邪、在齊東方、蓋歲之所始、皆各用一牢具祠、而巫祝所損益、珪幣雜異焉、

【講義】 泰山梁父に封禪したり、是に於て始皇遂に東の方海上に遊び、行く々名山大川及び齊の八神

を禮祠し、仙人羨門の徒を求む、八神とは將た古より有りしなり、或人の曰く、齊の太公より以來之を作れり、さて齊の齊たる所以は天齊淵あるを以てなり、而るに八神の祀は絶えて其の起原を知ること無し、さて八神とは一に天主といふ、天齊に祠る、天齊は淵水にして臨菑の南郊山の最下に在るなり、二に地主といふ、泰山と梁父山とに祠る、蓋し天は陰を好む、之を祠るに必ず高山の下小山の上に於てす、之を名づけて時といふ、地は陽を貴ぶ、故に之を祭るに必ず澤中の圓丘に於てすと云ふ、三に兵主といふ、蚩尤の冢に祠る、蚩尤の冢は東平陸の監郷に在りて齊の西境なり、四に陰主といふ、三山に祠る、五に陽主といふ、之罘山に祠る、六に月主といふ、之萊山に祠る、此の之罘之萊の二山は皆齊に在りて北の方渤海に竝び立てり、七に日主といふ、成山に祠る、成山は斗柄形の如く屈曲して海に突入し、最も齊の東北の隅に在りて日の出づるを迎ふ、八に四時主といふ、琅邪に祠る、琅邪は齊の東方に在り、東方は蓋し歳の始まるころなり、以上八神を祠るには皆各、牛羊豕の三牲を用ふ、而して之を主る巫祝は時に損益することあり、

又珪幣も雜りて整はず、各、同一なることあらざるなり、
【字解】天齊、淵水の名なり、五泉竝び出で、常の泉と異なり、其の狀天の腹齊の如きより名となす、南郊山下、山下は索隱本には山上下に作れり、故に師古の注にも下下者謂最下一也とあり、三山、東萊の曲成の三山なり、海中の三神山にあらず、斗入、斗杓の屈曲せるが如く突入せるをいふ、一牢具、牛羊豕の三牲の具はれるを一牢といふ、巫祝、かんなぎ、みこ、珪幣、神に上るたまとぬさとなり、

自齊威宣之時、騶子之徒、論著終始五德之運、及秦帝而齊人奏之、故始皇采用之、而宋毋忌、正伯僑、充尚、羨門子高、最後皆燕人、爲方僊道、形解銷化、依於鬼神之事、騶衍以陰陽主運、顯

於諸侯、而燕齊海上之方士、傳其術、不能通、然則怪迂阿諛苟合之徒、自此興、不可勝數也、

【講義】齊の威王宣王の時より騶衍の徒は五行説を論著せり、秦の始皇の帝となるに及びて、齊人は騶衍等の五行説を以て奏上す、故に始皇之を採用して秦を以て水徳の王と爲す、而して宋毋忌・正伯僑・充尚・羨門子高等の方士は最も後れて秦に來れり、皆燕人にして方術仙道を爲し、人の形體を解脫銷化して鳥に乗じて空中を飛翔す、而して之を爲すには多くは鬼神の事に依り據るなり、此の時騶衍は陰陽五行の運行の説を以て諸侯に顯れたり、而して燕齊海上の方士は騶衍の術を傳ふると雖之に通すること能はざるなり、方士已に此の術に通すること能はず、然れば則ち其の他の者に於てをや、故に之に乗じて怪しく曲れることをなす者及びおもねりへつらふの徒此の時より興りて勝げて數ふべからざるなり、
【字解】威宣、威王宣王なり、騶子、騶衍なり、終始五

德之運、五行の運行なり、方仙道、方は方術なり、即ち仙人の術なり、仙道は上に同じ、主運、騶子の書の篇名なり、五行の運行方面に隨ひて事を用ふるを説けりといふ、怪迂、あやしくまがれること、阿諛苟合、おもねりへつらふこと、

自威宣燕昭、使人入海求蓬萊、方丈、瀛洲、此三神山者、其傳在渤海中、去人不遠、患且至、則船風引而去、蓋嘗有至者、諸仙人及不死之藥皆在焉、其物禽獸盡白、而黃金銀爲宮闕、未至望之、如雲、及到三神山、反居水下、臨之風輒引去、終莫能至云、世主莫不甘心焉、

【講義】齊の威王宣王燕の昭王より以來は屢、人を

して海に入りて蓬萊・方丈・瀛洲の三神山を求めしむ、さて此の三神山は其の傳書に據るに渤海の中に在りて、人を去ること遠からず、されど且に至らむとすれば船風に引かれて去らるゝを患ふ、蓋し昔此に至れる者ありしならむ、其の説に諸の仙人及び不死の藥等は皆此の三神山に在り、其の他の物及び禽獸は盡く白く、而して黄金白銀を以て宮闕と爲せり、未だ至らずして之を望み見れば雲の如く、到るに近づけば三神山は反つて水下に居り、之に臨めば風輒ち船を引き去りて、終に能く至ること無しといふ、故に時の世主は如何にもして此の三神山を探らむとして思ひのまゝにせざることを無きなり、
【字解】燕昭、燕の昭王なり、黄金銀、初學記・藝文類聚・御覽竝に史を引きて銀の上に白の字あり、甘心、思ひのまゝにすること、

及至秦始皇并天下、至海上、則方士言之不可勝數、始皇自以爲至海上而恐不及矣、使人乃

齋童男女入海求之、船交海中、皆以風爲解、曰未能至望見之焉、

【講義】 其後秦の始皇が天下を并すに至るに及び、海上に至る、時に方士此の三神山のことを言ふこと勝げて數ふべからず、始皇自ら思ふに海上に至るとも恐らくは及ばじと、乃ち人をして童男女を引き連れて海に入りて之を求めしむ、其の船海中に交り、皆前後して引き返して解説するに、風に遇ひて其の處に至ることを得ず、唯之を望見したるのみなりと、

其明年、始皇復游海上、至琅邪、過恒山、從上黨歸、後三年、游碣石、考入海方士、從上郡歸、後五

年、始皇南至湘山、遂登會稽、竝海上、冀遇海中三神山之奇藥、不得、還至沙丘崩、

【講義】 其の明年、始皇復海上に遊びて琅邪に至り、恒山を過りて上黨より咸陽に歸る、後三年に碣石に遊びて海に入る所の方士の虚實を考ふ、此の時は上郡を経て歸れり、後五年に、始皇南の方湘山に至り、遂に會稽山に登り、其れより海上に旁ひて海中の三神山の奇藥に遇はむことを冀へども得ざりき、其の還る時沙丘に至りて崩じぬ、

秦亡、諸儒生疾秦焚詩書、誅僂

文學、百姓怨其法、天下畔之、皆譌曰、始皇上泰山、爲暴風雨所擊、不得封禪、此豈所謂無其德而用事者邪、

【講義】 二世元年、東の方碣石を巡り、海に竝ひ南して泰山を歴て會稽に至る、皆禮を以て之を祠り、始皇が立てたる所の石書の旁に又文を刻みて始皇の功德を彰せり、其の秋に諸侯秦に畔く、三年にして二世弑せらる、始皇封禪の後十二歳にして秦遂に亡びぬ、諸の儒者は秦が詩書を焚きて文學の士を誅戮せしむを疾み、百姓は秦法の酷しきを怨み、天下悉く秦に畔けり、皆をしりて曰く、始皇の泰山に上りし時は暴風雨に撃たれて封禪するを得ざりしなりと、此れ豈に古人の所謂其の徳無くして事を用ひたる者か、

坑埋にせしをいふ、文學、文學の士なり、即ち儒生をいふ、譌、詭なり、そしる、昔三代之君、皆在河洛之間、故嵩高爲中嶽、而四嶽各如其方、四瀆咸在山東、至秦稱帝、都咸陽、則五嶽四瀆皆并在東方、自五帝以至秦、軼興軼衰、名山大川或在諸侯、或在天子、其禮損益世殊、不可勝記、及秦并天下、令祠官所常奉天地名山大川鬼神、可得而序也、

【講義】 昔三代之君は、皆其の都を黃河洛水の間に奠めたり、故に嵩山を以て中嶽と爲し、他の四嶽は各、其の方に在り、四瀆は皆山東に在りき、秦の帝と稱するに至りて西の方咸陽に都す、よつて五嶽四瀆

は皆并せて東方に在り、さて五帝より秦に至るまでは軼タガヒに興り軼タガヒに衰へたれば、天下の名山大川は或は諸侯の領地に入り、或は天子の域内に入る、其の禮の損益も世々殊なりて、悉く勝けて記すべからざるなり、されど秦天下を并合するに及びて、祭祠官の常に奉祀する所の天地名山大川の鬼神をして秩序を立てて祭祀することを得しめたり、

【字解】三代之君、漢書郊祀志に君を居に作れり、在河洛之間、河は黄河、洛は洛水なり、夏の禹王は陽城に都し、又平陽に或は安邑に或は晉陽に在り、殷の湯王は亳マクに都し、又偃師に遷る、盤庚に至りて河北に徙り、又偃師に遷る、周は鄆・部ウベに都し、平王に至りて洛陽に徙る、嵩高、嵩山なり、四瀆、瀆はみぞなり、河の義となす、四つの大川をいふ、軼タガヒ、迭と通ず、更迭なり、タガヒニと訓む、

於是自殺以東、名山五、大川、祠二、曰太室、太室、嵩高也、恒山、泰山、會稽、湘山、水曰濟、曰淮、春以

脯酒爲歲祠、因泮、凍、秋、涸、凍、冬、賽、禱、祠、其牲、用牛、犢、各一、牢、具、珪、幣、各異、

【講義】是に於て殺山より東に名山五つと大川の祠二つとあり、五つの名山とは一に太室、太室は即ち嵩高なり、二に恒山、三に泰山、四に會稽山、五に湘山なり、二つの大川とは濟水と淮水となり、此等の神を祀るには春は脯と酒とを以て一年のために祀り、因りて凍を解かむことを禱り、秋は凍を凝コホラさむことを禱り、冬は一箇年の神福に報ゆる爲に賽して禱り祀り、其の牲には牛と犢とを各一匹を用ふ、而して牲・珪・幣は各異なりて一様ならず、

【字解】殺、山の名なり、脯、乾肉なり、ホジ、泮、凍、泮は解くなり、涸、凍、涸は互に同じ、凝コホるなり、賽、神福に報ゆることなり、牢、具、牛、羊、豕、三牲の具はるを牢といふ、即ち牢具とは牲のことなり、

自華以西、名山七、名川四、曰華

山、薄山、薄山者襄山也、岳山、岐

山、吳岳、鴻冢、瀆山、瀆山、蜀之汶

山也、水曰河、祠臨、晉、沔、祠漢中、

湫淵、祠朝那、江水、祠蜀、亦春秋

洋涸、禱賽、如東方、名山川、而牲

牛、犢、牢、具、珪、幣、各異、

【講義】華山より西に名山七つ、名川四つあり、七名山とは一に華山、二に薄山、薄山は襄山なり、三に岳山、四に岐山、五に吳岳、六に鴻冢、七に瀆山、瀆山は蜀の汶山なり、四名川とは一に河といふ、其の神を臨晉に祠る、二に沔といふ、其の神を漢中に祠る、三に湫淵といふ、其の神を朝那に祠る、四に江水といふ、其の神を蜀に祠る、亦春は凍を解かむことを秋は凍を凝コホらさむことを禱り、冬は神の福に報いむとて賽して禱るは東方の名山川の如くす、而して其の牲には牛犢を用ふこといへども、牲珪幣は各異なるなり、

而四、大冢、鴻、岐、吳、岳、皆有嘗禾、

【講義】而るに四つの大山の鴻・岐・吳・岳は皆新穀を以て祭るなり、

【字解】大冢、山頂を冢といふ、故に大冢とは大山のことなり、嘗禾、嘗は秋の祭なり、禾は穀なり、新穀を以て祭るをいふ、

陳寶節來祠、

【講義】陳寶の神靈節に應じて來るときは之を祠る、

其河加有嘗醪、此皆在雍州之

域、近天子之都、故加車一乘、駟

駒四、

【講義】其の黄河の神を祭るには他の三川よりも嘗醪を加ふ、而して他の三川は皆雍州の域に在りて天子の都に近し、故に車一乗と駟駒四とを加ふ、

【字解】嘗醪、祭に供ふるにごりざけなり、駟駒、黒き鬣ウサギの赤馬なり、

灞產長水・澧・潯・涇・渭・皆非大川、以近咸陽、盡得比山川祠、而無諸加。

【講義】 其他灞水・產水・長水・澧水・潯水・涇水・渭水は皆大川にあらざれども、咸陽に近きを以て盡く名山川の祠に比することを得たり、而して諸の加祭は之れ無きなり。

【字解】 諸加、車駟の屬をいふ、

汧・洛・二淵・鳴澤・蒲山・嶽・嶠山之屬、爲小山川、亦皆歲禱、賽洋涸、祠、禮不必同、而雍有日月參辰、南北斗・熒惑・太白・歲星・填星・二十八宿・風伯・雨師・四海・九臣・十餘廟、西亦有數十祠、於湖有周

天子祠、於下邽有天神、澧・潯・有昭明、天子辟池、於社、亳有三社、主之祠、壽星祠、而雍、菅廟亦有杜主、杜主、故周之右將軍、其在秦中、最小鬼之神者、各以歲時奉祠。

【講義】 汧水・洛水・二淵・鳴澤・蒲山・嶽・嶠山の屬は華西に於て小山川たり、此等の神を祭るには皆歲毎に春は泮凍、秋は涸凍、冬は禱賽の祠を爲す、されど其の禮は必しも大山川に同じからず、而して雍の地には日月・參辰・南北斗・熒惑・太白・歲星・填星・二十八宿・風伯・雨師・四海・九臣・十四臣・諸布・諸嚴・諸述の屬百有餘廟あり、隴西の西縣にも亦數十祠あり、湖縣に於ては周の天子の祠あり、下邽に於ては天神の祠あり、澧・潯には昭明星の祠と周の天子の辟雍の池あり、杜亳の兩地に於ては三杜主の祠と壽星の祠とあり、而して雍の菅廟にも亦杜主あり、杜主とは故の周

の右將軍なり、此は其の鬼の格式、秦中に在りて最も卑小なれども、而かも神靈の顯著なるものなり、以上の祠各、歲毎の四時に奉祠す、

【字解】 二淵、二つの源ある淵なり、參辰、日月星を祀る祠なり、四海・九臣・十四臣・諸布・諸嚴・諸述、皆祠廟の名なり、而して其の名數の起る所は詳ならず、西、隴西の西縣にして秦の舊都なり、故に祠多し、湖、縣の名なり、昭明、熒惑の散じたる星なり、杜亳、三社、漢書郊祀志には杜亳五社に作れり、社は杜の誤なり、而して漢志の五は三の誤なり、壽星、南極老人星なり、最小鬼之神者、鬼の格式卑小なりと雖、其の神靈の顯著なるをいふ、

唯雍四時、上帝爲尊、其光景動、人民唯陳寶。

【講義】 上來山川の諸祠を序ぶと雖、唯雍の四時に奉祀する青黃赤白の神を尊となす、而して其の節によりて來る光景の人民を感動せしむるは唯陳寶のみなり、

【字解】 四時、宣公密時を作りて青帝を祠り、靈公上

時を作りて黃帝を祠り、下時を作りて赤帝を祠り、獻公畦時を作りて白帝を祠りしをいふ、其光景、陳寶の靈の節により來るの光景なり、陳寶、解前に詳なり、故雍四時、春以爲歲禱、因泮凍、秋涸凍、冬賽祠、五月嘗駒、及四仲之月、祠若月祠、陳寶節來一祠、春夏用駢、秋冬用駟、時駒四匹、木禺龍、轅車一駒、木禺車馬一駒、各如其帝色、黃犢羔各四、珪幣各有數、皆生瘞埋、無俎豆之具、三年一郊、秦以冬十月爲歲首、故常以十月、上宿郊見、通權火、拜於咸陽之旁、而衣上白、其用如經祠云、

【講義】 秦の奉祠する所唯雍の四時と陳寶とを重しとなす、故に雍の四時には春は一歳の爲に其の幸福を禱り、又凍を解かむを願ひ、秋は凍を凝らさむことを祈り、冬は養して神福に報ゆ、而して五月は駒を供へて祀り、四時の仲月の祀は毎月の祀の如くす、又陳寶の節に應じて來る祭には春夏は駢を用ひ、秋冬は駢を用ふ、さて又四時の五月の祭に供ふる牲の駒は、各、四匹を用ひ、之に四頭の木龍を駕したる轡車と四頭の木馬を駕したる車とを加へ、而して其の龍馬等の色は各、其の時に祀る上帝の色の如くし、又黄色の兒牛と兒羊とを各、四匹づつ加ふ、而して其の珪と幣とも各、定數あり、牲は皆生ながら埋めて之を供へ、別に俎豆に盛るにあらず、以上は歲時の祀なれども三年に一度は郊祀を爲す、而して之を爲すには冬十月を以てす、是れ秦は冬十月を歲首となしたればなり、故に常に十月を以て特別の齋戒をなして郊祀して神に見え、火を擧げて天に通じ、咸陽の旁に拜す、而して此の時皆白衣を著く、其の供物は常の祠の如くすと云ふ、

【講義】 秦の奉祠する所唯雍の四時と陳寶とを重しとなす、故に雍の四時には春は一歳の爲に其の幸福を禱り、又凍を解かむを願ひ、秋は凍を凝らさむことを祈り、冬は養して神福に報ゆ、而して五月は駒を供へて祀り、四時の仲月の祀は毎月の祀の如くす、又陳寶の節に應じて來る祭には春夏は駢を用ひ、秋冬は駢を用ふ、さて又四時の五月の祭に供ふる牲の駒は、各、四匹を用ひ、之に四頭の木龍を駕したる轡車と四頭の木馬を駕したる車とを加へ、而して其の龍馬等の色は各、其の時に祀る上帝の色の如くし、又黄色の兒牛と兒羊とを各、四匹づつ加ふ、而して其の珪と幣とも各、定數あり、牲は皆生ながら埋めて之を供へ、別に俎豆に盛るにあらず、以上は歲時の祀なれども三年に一度は郊祀を爲す、而して之を爲すには冬十月を以てす、是れ秦は冬十月を歲首となしたればなり、故に常に十月を以て特別の齋戒をなして郊祀して神に見え、火を擧げて天に通じ、咸陽の旁に拜す、而して此の時皆白衣を著く、其の供物は常の祠の如くすと云ふ、

【字解】 嘗駒、馬を牲として祭ること、四仲之月、四時の仲月なり、即ち二月・五月・八月・十一月をいふ、駢、赤馬なり、駟、黒鬣の赤馬なり、木禺龍、禺は寄り、偶なり、龍の形を木に寄するなり、即ち木龍のこと、轡車、鈴の附きたる車なり、駟、一乗の車に駕けたる四頭の馬なり、犢、兒牛なり、羔、羊の子なり、瘞埋、うづむなり、上宿、特別念入の齋戒なり、權火、權は火を擧ぐることなり、經、常なり、

【講義】 西時と郵時との祠には舊慣の如くして天子親しく往かず、此の祠の諸の祭典には皆太祝常に主り、每歲四時を以て之を奉祠す、

【字解】 畦時、畦恐らくは郵の誤ならむ、太祝、神祇官なり、

至如他名山川諸鬼及八神之屬、上過則祠、去則已、

【講義】 六時陳寶の外の有名なる山川、諸の鬼神及び八神の屬の如きに至りては、天子の巡狩して通過する時は之を祠り、去る時は則ち已む、

郡縣遠方、神祠者、民各自奉祠、不領於天子之祝官、祝官有祕祝、即有蓄祥、輒祝祠、移過於下、

【講義】 郡縣に在る遠方の神祠は其の地方の民各自ら之を祭りて天子の神祇官を煩はざるなり、さて天子の神祇官に祕祝といふ官あり、何か不祥事の起りし時は、此の祕祝は其の過を下に移すなり、

【字解】 祝官、神祇を主る官なり、祕祝、其の過を下に移す、故に國家諱みて之を祕す、因つて名となす、蓄祥、不祥事なり、祝、祕祝なり、

漢興高祖之微時、嘗殺大蛇、有物曰蛇、白帝子也、而殺者赤帝子、高祖初起、禱豐粉榆社、徇沛、

爲沛公、則祠蚩尤、繫鼓旗、遂以十月、至灊上、與諸侯平、咸陽立爲漢王、因以十月爲年首、而色上赤、

【講義】 漢興りて高祖のまだ微賤なりし時、嘗て澤中にて大蛇を殺す、物ありて老嫗に化して曰く、蛇は白帝の子なり、而るに今之を殺す者は赤帝の子なりと、是れ漢が秦を滅すの意なりしかば高祖心に之を喜びて自ら負めり、高祖の初め起る時に豊の粉榆の社に禱れり、沛を徇へて沛公と爲るに及び、蚩尤を祠りて武運を禱り、鼓と旗とに牲血を塗りて祭る、遂に十月に灊上に至り、諸侯と咸陽を平げて、立ちて漢王と爲る、是に因りて十月を年の首と爲し、色は赤を尙ぶ、

【字解】 有、物、怪物の老嫗に化するをいふ、蛇、白帝子也、而殺者赤帝子、秦は西垂に居りて少昊の神を主となす、故に西時を作りて白帝を祠り、又畦時を作りて白帝を祠れり、白帝は即ち小昊の神なり、因つて白

帝の子とは秦を指す、赤帝は堯の後にして漢を指す、言は漢當に秦を滅すべしとの意なり、罌・牲血を器物に塗りて祭ること、チヌルと訓む、

二年、東擊項籍而還、入關、問故秦時上帝祠何帝也、對曰、四帝有白青黃赤帝之祠、高祖曰、吾聞天有五帝、而有四何也、莫知其說、於是高祖曰、吾知之矣、乃待我而具五也、乃立黑帝祠、命曰北時、有司進祠、上不親往、

【講義】 二年に東方の項籍を撃ちて函谷關に入り、故の秦時の上帝は何帝を祠りしかを問ふ、或る人對へて曰く秦は四帝を祠りて白青黃赤帝の祠ありきと、高祖曰く、吾れ聞けるに天に五帝ありと、而るに秦は四帝のみを祠れるは何ぞやと、群臣其の説を知る者無し、是に於て高祖曰く、吾れ之を知れり、是れ

我が興るを待ちて五に具へむとするなりと、乃ち黒帝の祠を立て命けて北時と曰ふ、有司進みて之を祠る、上親ら往きて祀らざりき、

【字解】 關、函谷關なり、悉召故秦祝官、復置太祝、太宰、如其故儀禮、因令縣爲公社、下詔曰、吾甚重祠而敬祭、今上帝之祭、及山川諸神當祠者、各以其時禮祠之如故、

【講義】 高祖は悉く故の秦の祝官を召す、復新に太祝太宰の神祇官を置きて秦時の儀禮の如くす、因つて縣に令して公社を建てしめ、詔を下して曰く、吾れ甚だ神祠を重んじて敬み祭らむとす、今上帝の祭及び山川諸の神の當に祠るべき者は、各、其の時を以て禮祠すること秦時の如くすべしと、

後四歲、天下已定、詔御史令豐謹治粉榆社、常以四時、春以羊彘祠之、令祝官立蚩尤之祠於長安、

【講義】 後四歲にして天下已に定まりぬ、是に於て御史に詔して豐の令をして謹みて粉榆の社を治めしめ、常に四時を以て祠り、春は特に羊豕を以て之を祠れり、又祝官をして蚩尤の祠を長安に立てしむ、是れ皆高祖が微なりし時、其の武運を禱りし神なるを以て、天下の定まりし後之に報いしなり、

【字解】 彘、豕なり、のこ、長安置祠祝官、女巫、其梁巫、祠天地、天社、天水、房中、堂上之屬、晉巫、祠五帝、東君、雲中、司命、巫社、巫族、人、先炊之屬、秦巫、祠社

主巫、保族、纍之屬、荆巫、祠堂下、巫先、司命、施糜之屬、九天巫、祠九天、皆以歲時祠、宮中、其河巫祠河、於臨晉、而南山巫祠南山、秦中、秦中者二世皇帝、各有時月、

【講義】 長安に神祠に奉仕する官と女巫とを置く、其の中の梁巫は天地・天社・天水・房中・堂上等の神を祭り、晉巫は五帝・東君・雲中君・巫社・巫祠・族人・先炊等の神を祭り、秦巫は杜主・巫保・族纍等の神を祭り、荆巫は堂下・巫先・可命・施糜等の神を祭り、九天巫は九天の祠を祭る、此等は皆毎歲四時に宮中に於て祭典を執行す、又河巫は河神を臨晉に祠り、南山巫は南山の神を秦中に祠る、秦中とは二世皇帝の靈を奉祠せる所なり、此の二祭は各、定まれる時月あり、

【字解】 祠祝官、神祠に奉仕する官なり、女巫、神の位次を主るもの、かんなぎ、みこ、梁巫、秦巫劉氏の嘗

て魏に隨ひて大梁に在りしことあり、故に梁巫といふ、天地・天社・天水、皆神の名なり、房中・堂上、此の二神を祭るには房中堂上にて其の徳を歌ふ、故にいふ、晉巫、范氏の世、晉に仕へし巫なり、五帝、青・赤・白・黃・黒の上帝なり、東君、日輪なり、雲中、雲なり、漢書郊祀志には雲中君に作れり、司命、此の二字衍文なり、司命は荆巫の祠る所にして下文に出づ、漢志には此二字無し、巫社巫、漢志には巫社巫祠に作れり、師古の注に、巫社巫祠皆古巫之神也とあり、族人先炊、共に神の名なり、先炊は古の炊母神なり、秦巫、氾會の支庶秦に留りて劉氏と稱す、之を秦巫劉氏といふ、社主、三社主なり、前に見ゆ、巫保族、二神の名なり、荆巫、梁巫後に豊に留る、豊は荆に屬す、故に荆巫といふ、堂下、此の神は堂の下に在り、故にいふ、巫先、古の巫の最も先なる者、即ち巫咸の類なり、司命、文昌星の第四星なり、施糜、糜粥を施すことを主る神の名なり、九天、中央を鈞天、東方を蒼天、東北を旻天、北方を玄天、西北を幽天、西方を皓天、西南を朱天、南方を炎天、東南を陽天といふ、時月、漢志には時日に作れり、

其後二歲、或曰、周興而邑、郃立后稷之祠、至今血食天下、於是高祖制詔御史、其令郡國縣立靈星祠、常以歲時祠以牛、

【講義】 其の後二歲にして或る人の曰く、昔周の興るや郃に邑を畫して后稷の祠を立て、今に至るまで天下の公社として祭るに牲牢を奉供せりと、是に於て高祖も御史に制詔して郡國縣をして靈星祠を立てしむ、常に四時を以て祭るに牛を以てす、

【字解】 郃、后稷の封せられし國の名なり、血食、牲牢を以て祭るをいふ、制詔、制は帝王の制度の命なり、詔は其の告命なり、靈星祠、靈星は龍星なり、龍星の左角を天田といひ、右角を天庭といふ、此の星は農事を主る、而して龍は辰なり、故に壬辰の日に之を祭る、

高祖十年、春、有司請令縣常以春三月及時臘祠社稷、以羊豕、

民里社各自財以祠、制曰、可、

【講義】 高祖十年の春、有司請ひて縣をして常に春三月と十二月の臘とに社稷を祀るに羊豕を以てし、又民里の社には里民各、自ら財を集めて之を祠らしめむと、制して曰く可なりと、

其後十八年、孝文帝即位、十三年、下詔曰、今祕祝移過于下、朕甚不取、自今除之、

【講義】 其の後十八年を経て、孝文帝位に即く、位に即きて十三年にして詔を下して曰く、百官の非は朕の躬に由る、今祕祝は其の過を下に移すは、是れ朕が不徳を彰はすに同じ、朕甚だ之を取らざるなり、今より後は此の官を除くべしと、

【字解】 祕祝、祝官の一なり、其の過を下に移す、故に國家之を諱みて祕す、因つて名とす、

始、名山大川、在諸侯、諸侯祝各、

自奉祠、天子官不領、及齊淮南國廢、令太祝盡以歲時致禮如故、

【講義】 始め名山大川の諸侯に在るものは諸侯の神官自ら之を奉祠して天子の神官は之に與からざりしなり、然るに齊と淮南との國の廢するに及び、其の國に在る所の太山と天柱山とは天子の太祝をして盡く歲時を以て禮祠せしむること秦の時の如くす、

是歲制曰、朕即位十三年于今、賴宗廟之靈、社稷之福、方內艾安、民人靡疾、間者比年登、朕之不徳、何以饗此、皆上帝諸神之賜也、蓋聞古者饗其徳、必報其功、欲有增諸神祠、有司議、增雍、

五時路車各一乘、駕被具、西時
 〔畦〕時、禺車各一乘、禺馬四匹、駕
 被具、其河、湫、漢水、加玉各二、及
 諸祠各增廣壇場、珪幣俎豆、以
 差加之、而祝釐者、歸福於朕、百
 姓不與焉、自今祝致敬、毋有所
 祈、

【講義】 孝文帝十三年、制度の命を發して曰く、朕位に即きて今に十三年、其の間宗廟の神靈の加護と社稷の介福とに頼りて、國內治まり安んじ、民人疾むこと無く、近頃年々豊饒なり、かゝる太平の打ち續けるは、朕の不徳にして何ぞ此を享けむ、皆上帝諸神の賜なり、蓋し聞くに古は其の德澤を享くれば必ず其の功勞に報いしと、朕も亦諸の祀の壇場の珪幣を増し廣めむと欲すと、有司之を議して雍の五時に路車各一乗と車に駕し馬に被ふの飾具を増せり、又西時酈

時には木偶車各一乗と木偶馬四匹と駕被の飾具とを増し、其黄河・湫水・漢水には玉各二を加ふ、又諸祠には各壇場の珪幣俎豆を増し廣むるに差等を附けたり、而して帝又制して曰く福を祝ふ者皆福を朕が躬に歸して百姓之に與からざるなり、是れ朕が不徳を重ぬるなり、今より後祝官は敬を致して朕が躬の福を祈る所有ること勿れと、

【字解】 是歳、孝文帝の十三年なり、十三年于今、孝文紀を按ずるに此の制は十四年に在り此に十三年となすは誤ならむ、艾安、艾は父と通ず、治なり、靡、無なり、間者、近頃なり、登、豊饒なり、ミノルと訓む、饗、享なり、ウクと訓む、増、諸神祠、諸神の祀に供ふる珪幣を増すこと、雍五時、上の雍の四時に高祖の北時の黒帝を加へたるもの、路車、路は大なり、路車は君の乗る車なり、駕被、駕は車に馬をつくること、被は馬に被ふもの、西時畦時、畦は酈の誤ならむ、禺車、禺は偶なり、寄なり、車の形を木に偶するなり、即ち木刻の車なり、禺馬、木刻の馬なり、祝釐者、釐は福なり、福を祝ふ者は即ち神祇官なり、祝、神祇官なり、

魯人公孫臣上書曰、始秦得水
 德、今漢受之、推終始傳、則漢當
 土德、土德之應、黃龍見、宜改正
 朔、易服色、色上黃、是時丞相張
 蒼好律歷、以爲漢乃水德之始、
 故河決金堤、其符也、年始冬十
 月、色外黑、內赤、與德相應、如公
 孫臣言、非也、罷之、後三歲、黃龍
 見成紀、文帝乃召公孫臣、拜爲
 博士、與諸生草改歷服色事、其
 夏下詔曰、異物之神、見于成紀、
 無害於民、歲以有年、朕祈郊上
 帝諸神、禮官議無諱、以勞朕、有

司皆曰、古者天子、夏親郊祀、上
 帝於郊、故曰郊、於是夏四月、文
 帝始郊、見雍五時祠、衣皆上赤、

【講義】 魯人公孫臣上書して曰く、始め秦は水徳を得て王たり、今漢は秦に代りて天位を受く、之を五行終始の傳に推し考ふれば、漢は土徳に當る、土徳の應として黃龍の瑞見れむ、依つて宜しく正朔を改め服色を易へ、色は土の黃を尙ぶべしと、是の時丞相の張蒼律歷を好み天時に通ず、思へらく、漢は水徳の時なり、故に黄河の水金堤を決壊したるは其のしるしなり、年は冬の十月を首と爲す、十月は陰氣外に在りて黒く陽氣尙伏して地に在り、故に内赤し、是れ水徳と相應ぜり、公孫臣の言の如きは非理なりと、之を罷めて採用せず、後三年黃龍成紀に見れて公孫臣の豫言適中せり、文帝乃ち公孫臣を召して拜して博士と爲し、諸生と曆及び服色を改むることを起草せしむ、其の夏詔を下して曰く、異物の神靈成紀に見れて民に害無く、歳は是を以て豊年なり、朕由つて上帝諸神に

報いむ爲に親ら郊祀して祈らむ、禮官之が爲に議して朕が親らすることを諱みて之を勞すとすこと勿れと、有司皆曰く、古は天子夏に於て親ら上帝を郊に郊祀せり、故に此の祭を郊といふと、是に於て夏四月文帝始めて雍の五時にて上帝を郊祀して見ゆ、其の衣皆赤を上べり、

【字解】終始傳、五行相勝の終始することを記したる篇なり、鄒子の書に終始篇あり、正朔、正は年の首なり、朔は月の始なり、故に正朔は曆のことなり、色上、黄、黄は土の色なり、漢は土徳の王たり、故に之を尙ぶ、律歴、律度曆數なり、水徳之始、始は漢書郊祀志に時に作れり、從ふべし、河決、金堤、河は黄河なり、決は決壊なり、金堤は東郡の界に在り、黄河の水の金堤を決壊せるは水徳の應なり、後、二歳、漢志に明年に作れり、是なり、孝文紀を案するに十五年黃龍見成紀とあり、證すべし、成紀、縣の名、天水郡に屬せり、異物之神、黃龍を指す、有、年、豐年のこと、

其明年趙人新垣平、以望氣見上、言長安東北有神氣、成五采、

文采を成し、其の形恰も人の冠冕を著くるが如し、或る人の曰く、東北は太陽の出づる舍にして西方は太陽の没する墓なりと、今天瑞既に東北に見れ下れば、宜しく廟を立て、上帝を祀りて此の符應に合ふべしと、是に於て渭陽に五帝の廟を作りて堂守を一にせり、故に一字五殿にして一殿に一帝を奉祀し、一殿毎の面に一門あり、各、其の帝の色に塗る、其の祠に用ふる所の珪幣及び儀式も亦雍の五時の如くす、夏四月、文帝親ら灃渭の二水の會合する所に拜して渭陽の五帝に郊見す、さて其の地勢を案するに、五帝の廟の南は渭水に臨み、北は蘭池の溝水を穿てり、而して祭祀には此の二水一池に臨みて火を擧げて祠り、其の光輝然えて天に附くが如し、是に於て新垣平を貴びて上大夫と爲し、賜ふに千金を累ぬ、而して博士諸生をして六經中より採取すべきを採取して王制を作り、巡狩封禪の事を謀り議せしむ、

【字解】望氣、氣を望み見て吉凶を知ること、五采、五色の文なり、冠、冠、冠は冕と通ず、かむりなり、神明之舍、神明は日輪なり、舍は日輪の出づる所にして陽谷をいふ、墓、日西に没す、故に西方を墓といふ、立

若人冠冕焉、或曰、東北神明之舍、西方神明之墓也、天瑞下、宜立廟祠上帝、以合符應、於是作渭陽五帝廟、同宇、帝一殿、面各五門、各如其帝色、祠所用及儀、亦如雍、五時、夏四月、文帝親拜灃渭之會、以郊見渭陽五帝、五帝廟南臨渭、北穿蒲池、溝水、權火舉而祠、若光輝然、屬天焉、於是貴平上大夫、賜累千金、而使博士諸生刺六經中、作王制、謀議巡狩封禪事、

【講義】其の明年、趙人の新垣平氣を望むと云ふを以て上に見ゆ、言く、長安の東北に神氣ありて五色の

祠、立の下疑らくは廟の字を脱す、同、宇、堂宇の棟の同じきをいふ、是は上同じくして下の異なるをいふ、即ち下は五帝を祠るべき五つの殿となしたるなり、灃渭之會、二水の會する所なり、即ち渭陽の五廟は二水の合流する北岸に在り、蒲池溝水、蒲は蘭の誤なり、蘭池は始皇の盜に逢ひし所なり、溝水は渭水より蘭池に引き入る溝なり、權火、祭祀に火を擧ぐることに、刺、採取なり、トルと訓む、王制、帝王の制度を記したるもの、漢の戴聖禮記中に編入す、

文帝出長安門、若見五人於道北、遂因其直北、立五帝壇、祠以五牢具、

【講義】文帝渭陽の長門亭を出づる時に、摸糊として五人を道の北に見るが如し、是に於て遂に其の立てる處に値つて五帝の壇を立て、祠るに五牢を以てせり、

【字解】長安門、安の字衍文なり、下文に渭陽長門五帝とあり、又漢志にも安の字無し、長門は亭の名な

り、五人、五帝の幻影なり、直北、直は値なり、當るなり、五牢、牛羊豕三牲の具はれるを一牢といふ、其明年、新垣平使人持玉杯上書闕下、獻之、平言上曰、闕下有寶玉氣來者、已視之、果有獻玉杯者、刻曰、人主延壽、平又言、臣候日再中、居頃之日、卻復中、於是始更以十七年爲元年、令天下大酺、平言曰、周鼎亡在泗水中、今河溢通泗、臣望東北、汾陰直有金寶氣、意周鼎其出乎、兆見不迎、則不至、於是上使使治廟汾陰、南臨河、欲祠出周鼎、人

有上書告新垣平所言氣神事皆詐也、下平吏治、誅夷新垣平、
 【講義】 其の明年新垣平先づ人をして玉杯を持ちて禁廷に上書して之を獻せしめ、平は之を素知らぬ顔にて上に言して曰く、今禁廷に寶玉の氣の來るありと、已にして之を視るに果して玉杯を獻する者あり、而して其の玉杯に彫刻して人主延壽といへり、平又上に言して曰く、臣日輪を候ふに西に傾けるが再び天の中央に立ちもどることあらむと、居ること頃にして西に沒せむとする日輪が復天に中せり、是に於て始めて十七年を更めて元年と爲し、天下の民をして大いに歡樂して飲酒せしむ、平又上に言して曰く、周の鼎は亡せて泗水の中に沈めり、今黄河溢れて泗水に通ず、臣東北を望むに汾陰の正當に金寶の氣あり、思ふに周の鼎此より出でむ、此の如く兆の見れたるに之を迎へずば終に周鼎を得じと、是に於て上使をして廟を汾陰の南に治め建て、黄河に臨ましめ、之を祠りて周鼎を出さむと欲す、此の如く新垣平は詐偽幻術を以て文帝を誑したれば、之を知れる人

ありて上に上書して新垣平の言ふ所の氣神の事は皆詐なりと告ぐ、上由つて平を獄吏に下して其の罪を糾し治めしむ、果して詐なりしことを知り、乃ち新垣平を誅し平げたり、

【字解】 闕下、禁廷なり、再中、再び天の中央に立ちもどるをいふ、淮南子にも「魯陽公與韓構酣戰日暮、援戈麾之、日却三舍」とあり、如何なる現象なるか詳ならず、況や再中するに於てをや、酺、王徳洽くして民歡樂して飲酒するをいふ、汾陰直、汾陰に正當するをいふ、誅夷、夷は平ぐなり、

自是之後、文帝怠於改正朔服色、神明之事、而渭陽長門五帝使、祠官領、以時致禮、不往焉、明年、匈奴數入邊、興兵守禦、後歲少不登、

【講義】 新垣平を誅してより後、文帝は正朔服色を改むる神祠の事に怠る、而して渭陽長門亭の五帝の

廟も祠官をして之を受け持ち時に禮を致さしめて、親ら往きて其の祭典を執行せざるなり、其の明年匈奴數、邊境に入る、因つて兵を興して之を守禦す、其の後歲々少しく豐饒ならざりき、

數年而孝景即位、十六年、祠官各以歲時祠如故、無有所興、至今天子、

【講義】 其の後五六年にして孝景帝位に即く、景帝十六年に祠官各、四時を以て祠ること舊の如くし、別に興し盛ならしむるところある無く、今の天子に至る、

【字解】 十六年、景帝の七年と中元の六年と後元の三年とを合したるもの、即ち景帝は後元三年に崩せり、今天子、司馬遷時代の天子にして武帝なり、
 今天子初即位、尤敬鬼神之事、元年漢興已六十餘歲矣、天下

艾安、搢紳之屬、皆望天子封禪、改正度也、而上鄉儒術、招賢良、趙綰、王臧等、以文學爲公卿、欲議古、立明堂、城南、以朝諸侯、草巡狩封禪、改歷服色、事未就、會竇太后治黃老、言不好儒術、使人微伺得趙綰等、姦利事、召案綰、臧、自殺、諸所興、爲皆廢、

未だ成就せざるに、會、竇太后が黃老の言を信じ治めて儒術を好まざるに遭ふ、太后は乃ち人をして密に趙綰等が姦計を運らして利益を獲むとするの證據を得しめ、之を召し出して、綰、臧の二人の罪を糾さしむ、綰、臧是に於て自殺す、故に諸の興し爲す所の事は皆廢せらる、

【講義】 今の天子初めて位に即きて、尤も鬼神の祀を敬む、其の元年は漢興りて已に六十餘歳に當る、其の間天下治まり安んじ、高位高官の士は皆天子が封禪して正朔度量服色を改めむとを望む、而して上は好みて儒術に向ひ、賢良の科に第せる趙綰、王臧等を招き、文學を以て公卿と爲し、古の制度を議して明堂を城南に立て、諸侯を朝せしめむと欲す、又巡狩封禪して曆朔服色を改むることを起草せしむ、此の事

【字解】 艾安、艾は父と通ず治なり、搢紳、搢は挿むなり、紳は大帶なり、笏を大帶の間に挿むとて高位高官の士をいふ、正度、正は正朔なり、度は度量服色なり、郷、向ふなり、賢良、漢代の士を採る科名なり、明堂、王者の政を行ふ所なり、朝廷といふに同じ、黃老、黃帝老子の書なり、姦利、姦計を運して利益を得ること、綰、臧、趙綰と王臧となり、

後六年竇太后崩、其明年徵文學之士、公孫弘等、明年今上初至雍、郊見五時、後常三歲一郊、

【講義】 後六年にして竇太后崩じぬ、其の明年に文學の士公孫弘等を徵す其の明年に、今上初めて雍に

至りて五時に郊祀して見ゆ、後常に三歲に一度郊祀することとなしぬ、

是時上求神君、舍之上林中、蹶氏觀、神君者、長陵女子、以子死、見神於先後、宛若、宛若祠之、其室、民多往祠、平原君往祠、其後子孫以尊顯、及今上即位、則厚禮置祠之內中、聞其言、不見其人云、

の平原君も亦往きて之を祠る、其の後に平原君の子孫は之が爲に尊貴となりて顯はる、今上位に即くに及びて、厚く禮して之を内裏の中に置き祠る、而して其の言を聞くと雖其の人を見ずと云ふ、

【字解】 舍、置くなり、蹶氏、觀は方士の居る所なり、蹶氏は其の名なり、以子死、子は漢書郊祀志に乳に作れり、乳は産乳なり、また乳離れせざるに死にしをいふ、先後宛若、先後は兄弟の妻の互稱なり、即ち娚娚といふに同じ、宛若は娚の字なり、平原君、武帝の外祖母なり、内中、内裏の中なり、

【講義】 是の時武帝神君を求めて之を上林苑中の蹶氏觀に舍く、神君とは長陵の女子なり、女子初め嫁して人の妻となり、一男を生む、一男まだ乳離れせざるに死す、女子悲哀の極喪心す、而して其の神靈を娚の宛若に見す、宛若之を其の室に祠るに、遂に神靈の言を聞くことを得、依て民多く往きて祠りて福を請ふ、家人の小事を問ふに皆驗あり、故に武帝の外祖母

是時李少君亦以祠竈穀道、卻老方見上、上尊之、少君者、故深澤侯舍人、主方、匿其年、及其生長、常自謂七十、能使物、卻老、其游以方、徧諸侯、無妻子、人聞其能使物、及不死、更饋遺之、常餘

金錢衣食、人皆以爲不治生業、而饒給、又不知其何所、人愈信、爭事之、少君資好方、善爲巧、發奇中、嘗從武安侯飲、坐中有九十餘、老人、少君乃言、與其大父游射處、老人爲兒時、從其大父、識其處、一坐盡驚、少君見上、上有故銅器、問少君、少君曰、此器齊桓公十年、陳於栢寢、已而案其刻、果齊桓公器、一宮盡駭、以爲少君神、數百歲人也、少君言上曰、祠竈、則致物、致物、而丹砂可化爲黃金、黃金成、以爲飲食

器、則益壽、益壽、而海中蓬萊、僊者乃可見、見之、以封禪、則不死、黃帝是也、臣嘗游海上、見安期生、安期生食巨棗、大如瓜、安期生僊者、通蓬萊中、合則見人、不合則隱、於是天子始親祠竈、遣方士入海、求蓬萊、安期生之屬、而事化丹砂、諸藥、齊爲黃金矣、居久之、李少君病死、天子以爲化去、不死、而使黃鍾、史寬舒、受其方、求蓬萊、安期生、莫能得、而海上燕齊怪迂之方士、多更來言神事矣、

【講義】

是の時李少君といへる者亦祠竈穀道卻老の方術を以て上に見ゆ、上之を信じて之を尊ぶ、少君とは故の深澤侯の家臣にして侯の方薬を主りしものなり、其の年齢及び其の生長の經歷を匿せり、常に自ら七十歳なりと謂ひ、能く鬼物を使用して年を積むも老人とならず、其の游説するに方術を以て諸侯に行きわたれり、妻も無ければ子も無く、全くの獨身者なれども、人其の能く鬼物を使ひて死なざるを聞き、更るべく之に物品食糧を饋り遺るを以て常に金錢衣食を餘せり、依つて人皆少君は生業を治めずして饒に給すとす、又其の何れの國の人なるかを知らねども、人皆愈、信じて争ひて之に事ふ、少君もとより方術を好み、善く豫め巧辯を發して其れが不思議に適中する也、嘗て武安侯田蚡の招待を受けて酒宴に侍す、坐中に九十餘の老人あり、少君乃ち其の老人の祖父と遊びて射擊せし地名を語りて昔話を爲す、老人も亦まだ小兒たりし時に其祖父に従ひて遊びし處は今少君の話す地なりしを識る、是に於て一坐の者盡く驚けり、少君上に見ゆ、上に故き銅器あり、之を少君に問ふ、少君曰く、此器は齊の桓公十年に栢寢臺に

陳列せし物なりと、已にして其刻銘を察むるに果して齊の桓公の器なりき、由て一宮の人盡く駭きて思ふに少君は神にして數百歳の人なりと、少君上に言つて曰く、竈を祠する時は鬼物を來す、鬼物を來さば丹砂化して黄金と爲るべし、黄金成り之を以て飲食の器を爲る時は年壽を益す、年壽を益せば海中の蓬萊の仙者に見ゆべし、之に見えて封禪する時は死なざるなり、黃帝は即ち其の人なり、臣嘗て海上に遊びて安期生に見えしことありき、安期生臣に巨大の棗を食はしむ、其の大き瓜の如し、安期生は仙者なり、蓬萊山中に出入し、其の意に合へば人を見、合はざれば隱ると、是に於て天子始めて竈を祠り、方士をして海に入りて蓬萊の安期生の徒を求めしめぬ、丹砂及び諸の藥劑を化して黄金を爲ることを事となす、居ること久しくして李少君病みて死にぬ、されど之を信する天子は少君は死なずして化して仙去せりと思へり、是より先き黃鍾、史寬舒の二方士をして其の方を受けしめ、蓬萊の安期生を求めしめしに能く得ることなし、而るに尙海上の燕齊の怪迂を語る方士は、多く更るべく來りて鬼神の事を言ふ、

【字解】祠、竈、穀、道、卻、老、祠、竈はかまどを祭ること、穀道は穀物を避けて食はざるの方、卻老は年齒を積むとも老人とならざるの術なり、舍人、家臣なり、主方、方藥を主ること、使物、物は鬼物なり、以方、方は方術なり、饋遺、物を贈り與ふること、生業、なりはひ、饒、ゆたかなり、資、本なり、モトヨリと訓む、巧發奇中、時々巧辯を以て豫言し、其が不思議に適中するをいふ、大父、祖父なり、栢寢、臺の名なり、致物、鬼物を來すなり、丹砂、辰砂なり、巨棗、大いなるなつめなり、合、意に適ふと、藥齊、齊は劑に同じ、怪迂、あやしく正しからざること、

亳人謬忌奏祠太一方曰天神貴者太一太一佐曰五帝古者天子以春秋祭太一東南郊用太牢七日爲壇開八通之鬼道於是天子令太祝立其祠長安東南郊常奉祠如忌方

【講義】亳人謬忌といへる者太一神を祠の方を奏して曰く、天の神の貴き者は太一なり、太一の輔佐を五帝といふ、古は天子春秋に太一を東南の郊に祭る、而して之を祭るに太牢を七日間用ひ、壇をつくりて八通の鬼道を開きしと、是に於て天下太祝をして太一の祠を長安の東南の郊に建立し、常に之を奉祠すること謬忌の言ひし方の如くす、

【字解】太一、北極神の別名なり、用太牢、七日、漢書郊祀志には日一太牢七日に作れり、太牢は牛羊豕の三牲の具はれるをいふ、

其後人有上書言古者天子三年壹用太牢祠神三天一地一太一天子許之令太祝領祠之於忌太一壇上如其方

【講義】其の後に人上書して言ふあり、古は天子三年に一度太牢を用ひて三神を祠る、三神とは一は天神一は地神一は太一神なり、請ふ之を祠れと、天子之を許し、太祝をして之を謬忌が建立したる太一壇上

に受け持たせて祠らしむ、而して其の祭典は古の方の如くす、

【字解】祠、神、三、天、地、太一の三神を祠るをいふ、其方、古の方なり、

後人復有上書言古者天子常以春解祠祠黃帝用一梟破鏡冥羊用羊祠馬行用一青牡馬太一澤山君地長用牛武夷君用乾魚陰陽使者以一牛令祠官領之如其方而祠於忌太一壇旁

【講義】後人復上書して言ふあり、古は天子常に春に於て諸神を祠りて殃を解きて福を求む、即ち黃帝を祠るには一羽の梟と一匹の破鏡とを用ひ、冥羊を祠るには羊を用ひ、馬行を祠るには一足の青き牡馬を用ひ、太一・澤山君・地長を祠るには牛を用ひ、武夷

君を祠るには乾魚を用ひ、陰陽の神を祠るには一牛を用ひしと、是に於て天子祠官をして之を領祠せしめて古の方の如くす、而して其の祭壇は太一壇の旁に於てせしむ、

【字解】解祠、祭祠して殃を解き福を求むると、梟破鏡、梟は母を食ふといふ惡鳥の名、フクロフ、破鏡は父を食ふといふ獸の名也、一説に破れ鏡なりといふ、冥羊・馬行・澤山君・地長・武夷君・陰陽使者、皆神の名なり、漢志には澤を阜に作り、山の下又山の字あり、而して地長の二字を脱す、

其後天子苑有白鹿以其皮爲幣以發瑞應造白金焉

【講義】其の天子の苑に白鹿あり、其の皮を以て方一尺の貨幣を爲りて壁を薦む、其の直黃金一斤に相當す、又龍馬龜の瑞應の文を見はして白金の貨幣三品を鑄造せり、

【字解】以其皮爲幣、白鹿の一尺四方の皮に續を縁と爲したる貨幣を爲りしこと、黃金一斤に直る、瑞應、龍と馬と龜との芽出度しるしなり、白金、銀

と錫との合金なり、此の貨幣には龍馬龜の三品あり、龍は天瑞馬は地瑞龜は人瑞なり、龍文の貨は重さ八兩にして圓く直三千なり、之を白選といふ、馬文の貨は龍文より軽く方形にして直五百なり、龜文の貨は又小さく橢圓にして直三百なり、

其明年郊雍獲一角獸若麟然、有司曰陛下肅祇郊祀上帝報享錫一角獸蓋麟云於是薦以薦五時時加一牛以燎錫諸侯白金風符應合于天也

【講義】 其の明年に、雍に郊祀して一角の獸を獲たり、其の狀麟の若し、有司曰く陛下肅み祇みて郊祀し賜ひし故に、上帝之に報いす、めむとて此一角の獸を錫ひしなり、蓋し此は所謂麟ならむと云ふ、是に於て之を雍の五時に薦め、時毎に牲に一牛を加へて舉火を燎き、諸侯には白金を錫ひて瑞應の天意に適へることを示せり、

【字解】 報、享、むくいす、むなり、薦、五時、一角獸を雍の五時にす、むるをいふ、燎、焚くなり、舉火をやくなり、風、示すなり、

於是濟北王以爲天子且封禪、乃上書獻太山及其旁邑、天子以他縣償之、常山王有罪遷天子封其弟於眞定、以續先王祀、而以常山爲郡、然後五岳皆在天子之邦、

【講義】 是に於て濟北王思ふに、天子の徳洽くして此の如く瑞應見るれば且に封禪せらるべけむと、乃ち上書にして太山及び其の傍の邑を獻す、天子由つて他の縣を濟北王に與へて之を償ふ、時に常山王罪ありて他に遷さる、天子其の弟を眞定に封じて先王の祀を續がしむ、而して常山を以て郡と爲す、此くして後に五岳皆天子の邦域に在るなり、

【字解】 常山、恆山なり、山の名に依りて郡の名と爲

す、而して漢の文帝の諱を避けて恆を常となし、なり、天子之邦、邦は漢志及び武帝紀には郡と爲す、其明年齊人少翁以鬼神方見上、上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方蓋夜致王夫人及竈鬼之貌云、天子自帷中望見焉、於是乃拜少翁爲文成將軍、賞賜甚多、以客禮禮之、文成言曰、上即欲與神通、宮室被服、非象神、神物不至、乃作畫雲氣車、及各以勝日駕車、辟惡鬼、又作甘泉宮、中爲臺室、畫天地、太一、諸鬼神、而置祭具、以致天神、居歲餘、

其方益衰、神不至、乃爲帛書以飯牛、佯不知、言曰、此牛腹中有奇、殺視得書、書言甚怪、天子識其手書、問其人、果是僞書、於是誅文成將軍、隱之、其後則又作栢梁銅柱、承露仙人掌之屬矣、

【講義】 其の明年、齊人の少翁鬼神の方を以て上に見ゆ、上に愛幸する所の王夫人あり、此の夫人卒しぬ、上夫人を思ひ念ひて已まず、少翁乃ち其の方を用ひて試に夜王夫人の像及び竈の神の貌を招かむと云ふ、天子之をなさしむるに果して帷中より夫人の像を望み見ることを得たり、是に於て少翁を拜して文成將軍と爲し、賞賜甚多く、客分の禮を以て之を待遇す、文成上に言して曰く、上神と通せんと欲せば宮室より被服に至るまで皆神に象るにあらざれば鬼神至らじと、乃ち畫ける雲氣車を作り、各之を勝日に畫き、其の車に駕して惡鬼を辟く、又甘泉宮を作り、中

に臺室を爲り、天地太一の諸の鬼神を畫き、之に祭典の器具を置きて天神を招き來す、文成居ると一年餘にして其の方益衰へて效驗なく從つて神至らざるなり、是に於て文成又詐僞して上を誑かさむと欲し、帛書を爲りて牛に飯はしめ、伴りて知らざるまねして言して曰く、此の牛の腹の中に奇物あらむと、殺して之を視るに果して書を得たり、而して其の書の意甚怪しく、且つ天子文成が手書なることを識れり、由つて其の人を問はしむるに果して文成の僞書なりき、是に於て今までの方も此の如きものとなして文成將軍を誅す、而して之を世に發表せざりき、其の後又栢梁銅柱、承露仙人掌等を作れり、

【字解】 王夫人、漢書には李夫人に作れり、雲氣車、五色の車なり、勝日、五行相剋の日なり、即ち水事あらむとすれば黃車に乗るが如し、黃は土色なり、土は水を剋するを以てなり、故に青車は甲乙の日に赤車は丙丁の日に黒車は壬癸の日に白車は庚辛の日に黃車は戊己の日に畫き置きて、何事か成さむとすれば、相剋の理に依りて各其車に駕して惡鬼を祓ふ也、天・地・太一、是れ上文の一天、一地、一太一の三

神なり、栢梁、臺の名なり、高さ二十丈香栢を殿梁と爲し、其の香十里に聞ゆといふ、承露、承露盤なり、建章宮に在り、高さ三十丈大さ七圍、銅にて造る、上に仙人の掌ありて雲表の露を承く、之に玉屑を和して飲めば長壽すといふ、

文成死明年、天子病、鼎湖甚、巫醫無所不致、不愈、游水、發根、言上郡有巫、病而鬼神下之、上召置祠之、甘泉及病、使人問神君、神君言曰、天子無憂病、病少愈、疆與我會甘泉、於是病愈、遂起幸甘泉、病良已、大赦置酒、壽宮神君、壽宮神君最貴者太一、其佐曰大禁、司命之屬、皆從之、弗可得見、聞其言、言與人音等、時

去時來、來則風蕭然、居室帷中、時畫言、然常以夜、天子祓、然後入、因巫爲主人、關飲食、所以言行下、又置壽宮北宮、張羽旗、設供具、以禮神君、神君所言、上使人受書、其言、命之曰書法、其所語、世俗之所知也、無絕殊者、而天子心獨喜、其事祕、世莫知也、

て病の少しく愈えし時、遂に推して起ちて甘泉宮に幸す、果して病又良、愈ゆ、由つて大赦して壽宮に神君を置く、さて壽宮の神君の最も貴き者は太一神なり、其の佐を大禁といふ、司命等の諸神皆之に従へり、而して神君は見ることを得べきに非ざれども、其の言ふ所は聞くことを得、其の言は人の音と等し、時に去り時に來る、其の來る時風サツと吹きて自ら容儀をつゝしましむるなり、來れば室の帷中に居り、時には日中と雖言ふ、されど常には夜言ふなり、天子と雖自ら潔齋祓除して後に此に入るなり、而して神君は病巫に因りて主人と爲りて飲食に關る、其の言行する所は之を巫に下して取次がしむ、又壽宮を北宮に置き、羽旗を張り供物を設けて神君を禮す、神君の言ふ所は上人をして受けて其の言を書さしむ、之を命けて畫法といふ、其の語る所は世俗の知る所に於て別に異なること無し、されど天子は心に獨り之を喜び其の事を祕密にして世人に知らしめざるなり、

【字解】 鼎湖、湖は縣の名なり、又胡に作る、昔黃帝首陽山の銅を採りて鼎を湖に鑄る、故にいふ、愈、癒なり、游水、縣の名なり、發根、人の名なり、下之、

乗り移るをいふ、及病、上の病むをいふ、神君、病巫に乗り移れる神也、良已、病のやゝゆるるなり、置酒、酒の字衍なり、漢志に無し、祓、潔齋祓除なり、所、以言行下、漢志には所、欲言行下に作れり、此の所以は以所の譌ならむ、即ち神君の言行する所を以て巫に下すをいふ、書法、書は畫の譌なり、漢志に畫法に作れり、孟康之に注して策畫之法也とせり、

其後三年、有司言、元宜以天瑞命、不宜以一二數、一元曰建、二元以長星曰光、三元以郊得一角獸曰狩云、

【講義】 其の後三年、有司議して上言す、改元は宜しく天より下さる瑞祥を以て名くべく、宜しく一元二元三元と一二の數を以て數ふべからず、故に從來の第一元は建といひて建元と爲し、第二元は長星の光見れたるを以て光といひて元光と爲し、第三元は郊に一角の獸を得たるを以て狩といひて元狩と爲すべしといふ、

【字解】 以一二數、一二は元の第一第二にして年數にあらず、故に下文に一元二元三元といへり、一元曰建、建元は支那年號の初なり、是れより前漢の呂后までは元年より一二の年數を以て終り、文帝より初めて元を改めて後元と爲し、景帝には中元後元あり、武帝に至り、初めは一元二元三元といひしを是に至りて建元、元光、元狩と追號せしなり、三元、三元は元朔にして元狩にあらず、恐らくは誤あらむ、故に漢志に此の二字無し、

其明年冬、天子郊雍、議曰、今上帝朕親郊、而后土無祀、則禮不答也、有司與太史公、祠官、寬舒議、天地牲角鬮栗、今陛下親祠后土、后土宜於澤中圓丘爲五壇、壇一黃犢、太牢具、已祠盡瘞

而從祠衣上黃、於是天子遂東、始立后土祠汾陰脰丘、如寬舒等議、上親望拜如上帝禮、禮畢、天子遂至滎陽而還、過雒陽、下詔曰、三代邈絕、遠矣難存、其以三十里地封周後、爲周子南君、以奉其先祀焉、是歲天子始巡郡縣、浸尋於太山矣、

【講義】 其の明年の冬、天子雍に郊祀し、臣下と議して曰く、今上帝は朕已に親ら之を郊祀せり、而るに后土をば祀ること無くんば禮として應答せらるゝこと無けむと、是に於て有司と太史公と祠官の寬舒と議す、さて從來天地を祀る牛には角の或は繭の如く、或は栗の如き小なる者のみ用ひたり、今陛下親ら后土を祠らむとす、后土は宜しく澤中の圓丘に於て五壇を爲るべし、壇には一の黃犢と太牢の具へとを設け、已に

祠れば盡く地に瘞むべく、而して祠に從事する者は皆黃衣を著くべしと、是に於て天子遂に東に行きて始めて后土を立て、汾陰の脰丘に祠ると寬舒等の議の如くし、上親ら望みて之を拜すること上帝を祠る時の禮の如くす、此の禮畢りて天子遂に滎陽に至りて還る、其の途次雒陽を過ぎ、詔を下して曰く、三代の昔は邈絶にして、遠くして其の祖先を祭祀する者も無からむ、其れ三十里の地を以て周の子孫の嘉を封じて周子南君と爲し、以て其の先祖を奉ぜしむべしと、是歲天子始めて郡縣を巡りて漸くにして太山に就く、

【字解】 后土、土の神なり、太史公、漢志には太史令談に作れり、牲角鬮栗、牛の角の或は繭の如く、或は栗の如きなり、即ち其の小牛をいふ、鬮は繭の俗字なり、太牢、漢志には太の字無し、脰丘、脰は尻の骨なり、丘の形高く起りて尻の骨の如し、故に名とす、邈絶、遠く久しき様なり、難存、祖先を祀る者の存する無きをいふ、周後、藁子嘉を指す、浸尋、浸は漸なり、尋は就なり、

其春樂成侯上書言樂大樂大膠東宮人故嘗與文成將軍同師已而為膠東王尙方而樂成侯姊為康王后無子康王死他姬子立為王而康王后有淫行與王不相中相危以法康后聞文成已死而欲自媚於上乃遣樂大因樂成侯求見言方天子既誅文成後悔其蚤死惜其方不盡及見樂大大說大為人長美言多方略而敢為大言處之不疑大言曰臣嘗往來海中見安期羨門之屬顧以臣為賤不

信臣又以為康王諸侯耳不足與方臣數言康王康王又不用臣臣之師曰黃金可成而河決可塞不死之藥可得僊人可致也然臣恐效文成則方士皆奄口惡敢言方哉上曰文成食馬肝死耳子誠能脩其方我何愛乎大曰臣師非有求人者求之陛下必欲致之則貴其使者令有親屬以客禮待之勿卑使各佩其信印乃可使通言於神人神人尙肯邪不邪致尊其使然後可致也於是上使驗小方

鬪棊棊自相觸擊是時上方憂河決而黃金不就乃拜大為五利將軍居月餘得四印佩天士將軍地士將軍大通將軍印制詔御史昔禹疏九江決四瀆間者河溢阜陸隄繇不息朕臨天下二十有八年天若遺朕士而大通焉乾稱蜚龍鴻漸于般朕意庶幾與焉其以二千戶封地士將軍大為樂通侯賜列侯甲第僮千人乘輦斥車馬帷幄器物以充其家又以衛長公主妻之齎金萬斤更命其邑曰當利

公主天子親如五利之第使者存問供給相屬於道自大主將相以下皆置酒其家獻遺之於是天子又刻玉印曰天道將軍使使衣羽衣夜立白茅上五利將軍亦衣羽衣夜立白茅上受印以示不臣也而佩天道者且為天子道天神也於是五利常夜祠其家欲以下神神未至而百鬼集矣然頗能使之其後裝治行東入海求其師云

【講義】其の春樂成侯上書して樂大のことを言す、樂大は膠東王の家臣なり、故嘗て文成將軍と其の師を同じくせり、而して膠東王の方藥を主る、而して樂

成侯の姉は康王の後たり、未だ子無きに康王死にぬ、他の姫の子立ちて王と爲る、而して康后素より淫行ありしかば王との仲相好からず、互に相危みて禮法を以てして相親まざりき、康后文成將軍が已に死にたるを聞きて、自ら上に媚びむと欲し、さてこそ樂大をして弟の樂成侯に因りて上に見えむとを求めて其の方術を言はしめしなり、此の時天子既に文成を誅夷して後に其の早く死にたるを悔い、且つ其の方術の盡きざるをも惜めり、依つて樂大を見るに及びて大いに悦ぶ、大人と爲り長け高く容貌美にして其の言ふ所方略多し、故に敢て大言を爲して之に處るも疑はれざる也、嘗て大言して曰く、臣常に海中に往來して蓬萊の安期生羨門子高の徒を見る、二仙顧みて臣を以て賤しと爲して臣を信ぜず、又臣に注意して康王は諸侯たるのみ、此方を與ふるに足らずと爲す、而るに臣數、康王に言し、に康王又臣を用ひざりき、臣の師曰く、黄金も成すべく、河の決壊も塞ぐべく、不死の薬も得べく、僊人にもなるべしと、然れど臣文成に效ひなば則ち方士皆口を掩ひて笑はむとを恐る、故に惡ぞ敢て方術を言はむやと、上曰く、文成は

馬肝の毒を食ひて死にたるのみ、方術の爲に殺されたるにあらず、子誠に能く其の方を修むれば、我が爲に言へ、我何をか愛まむやと、大曰く、臣の師は此の方を修むる人を多く求むるにあらず、人之を求むるなり、陛下必ず此の方を致さむと欲せば、陛下の使者を貴びて親みありて客禮を以て之を待遇せしめて、之を卑しむこと勿く、各陛下の信印を佩ばしめば、乃ち言を神人に通ぜしむべし、此の如くして神人尙肯ぜむや否や、決して卻ること勿からむ、故に陛下の使者をして尊くし然る後に其の方を致すべしと、是に於て上先づ小なる方術を驗ましむ、樂大乃ち碁を鬪はしむるに、碁自ら相觸れ撃つ也、是の時上方に河の決壊すると丹砂を鍊るも黄金を得ざるとを憂ふ、乃ち大を拜して五利將軍と爲す、居ると一月餘にして四つの信印を得たり、由つて五利將軍の印に天士將軍、地士將軍、大通將軍の三印を兼ね佩ぶるに至る、上御史に制詔して曰く、昔夏禹は九河を疏通し四瀆の塞を決開せり、而るに此頃河は阜陸に溢れて隄防の繇役息まず、朕天下に臨むと茲に二十八年、其間日夜此の事に心痛す、而るに今天朕に士を遺りて

大いに其の意を通せしむるが如し、易の乾の九五に飛龍天に有るといひ、漸の六二に鴻般に進むといへるは、今朕の意中之に與かるにちかゝらむ、即ち道を得たることは飛龍の天に有るが如く、樂大を得たることは鴻の水涯の磐に進みて一擧千里なるが如し、其れ二千戸を以て地士將軍大を封じて樂通侯と爲せよと、列侯の甲第、婢僕千人、乘輦、斥車馬、帷幄、器物を賜ひて其家に充たしめ、又衛長公主を以て之に妻せて金萬斤を齎らしめ、更に其の邑を命けて當利公主となす、天子親ら五利の第に行く、由て使者、存問の客、供へ給ふる者、道に相連る程なり、故に大主將相より以下皆其の家に酒宴して其費用を獻じ遺る、是に於て天子又玉印を刻みて天道將軍といふ、之を授くる使をして羽衣を著て夜白茅の上に立たしむ、五利將軍も亦羽衣を著て夜白茅の上に立ちて其の印を受け、以て臣にあらざることを示す、而して天道の印を佩ぶることは且に天子の爲に天神を道かむとするの意なり、是に於て五利常に夜中に天神を其の家に祠りて神を下さむと欲す、而るに神未だ至らざるに百鬼集る、然れども大頗る能く之を使ふといふ、其

の後旅裝を整へて東の方海に入りて其の師を求めしといふ、
【字解】 宮人、家人なり、尙方、方藥を主る役なり、康王、膠東王なり、康后、樂成侯の姉なり、相中、中は得るなり、仲好きをいふ、以て法、禮法を以てして親み無きをいふ、説、悦ぶなり、長美、長け高く容貌美好なり、安期、羨門、安期は安期生なり、羨門は名を子高といふ、共に仙人なり、奄、口、奄は掩ふなり、馬肝、馬の肝は毒ありて人を殺す、故に肉を食ふも馬肝を食ふこと勿れの語あり、武帝文成を誅しながら文成自ら馬肝を食ひて死にしが如く言ふは、是れ尙方術を信じて樂大をして其の説を言はしめむとするの意に出づ、愛、惜むなり、其使、天子の使なり、鬪、碁碁自相觸撃、鶏の血を鐵の鍼に雜へ磨り込みて磁石に擣き和げたるものを碁頭に置けば局上に自ら相撃つ也といふ、四印、五利將軍、天士將軍、地士將軍、大通將軍の信印なり、制詔、制は制度の命なり、詔は告令なり、九江、江恐らくは河の誤ならむ、九州の河なり、四瀆、河江淮濟なり、阜陸、阜は水旁の地なり、陸は廣平の地なり、隄繇、隄防を築く役なり、大通、大いに能く天意

に通ずるをいふ、乾、易の乾卦の九五の爻辭也、鴻漸、于般、此は易の漸卦の六二の爻辭なり、鴻は大鳥也、漸は進むなり、般は磐なり、水涯の堆き石なり、鴻の磐に進むは一舉千里の喻なり、如、行くなり、甲第、邸宅に甲乙の次第あり、故に甲第といふ、僮、婢僕の總稱なり、乘輦、輦は輿に同じ、乘輿は天子の御車なり、斥車馬、斥けて用ひざるの車馬なり、大吏、武帝の姑にして竇太后の女なり、治行、旅裝なり、

大見數月、佩六印、貴震天下、而海上燕齊之間、莫不搃扼而自言有禁方能神僊矣、

【講義】 樂大上に見えて五六箇月にして六印を佩び、貴きこと天下に震へり、而して海上燕齊の間の士は皆奮勵して自ら禁方に達して神遷を能くすと云はすと云ふこと莫きに至れり、

【字解】 六印、前の四印に樂通侯と天道將軍との二印を加へたるもの、搃扼、搃は手に滿つるなり、又は執り持つなり、扼は腕に通ず、腕を擧げ執り持ちて奮

勵するをいふ、禁方、祕密の方藥なり、其夏、六月中、汾陰巫錦爲民祠、魏雕后土營、旁見地如鈎狀、培視得鼎、鼎大異於衆鼎、文鏤無款識、怪之、言吏、吏告河東太守勝、勝以聞、天子使使驗問、巫得鼎、無姦詐、乃以禮祠、迎鼎、至甘泉、從行、上薦之、至中山、嚙暝有黃雲、蓋焉、有麋過、上自射之、因以祭云、至長安、公卿大夫皆議請尊寶鼎、天子曰、聞者河溢、歲數不登、故巡祭后土、祈爲百姓育穀、今歲豐庶、未報、鼎曷爲出

哉、有司皆曰、聞昔秦帝興神鼎

一、一者壹統、天地萬物所繫〔終〕

也、黃帝作寶鼎三、象天地人、禹

收九牧之金、鑄九鼎、皆嘗亨飴

上帝鬼神、遭聖則興、鼎遷于夏

商、周德衰、宋之社亡、鼎乃淪沒、

伏而不見、頌云、自堂徂基、自羊

徂牛、鼎及鼈、不吳不鷲、胡考

之休、今鼎至、甘泉光潤、龍變承

休、無疆、合茲中山、有黃白雲降、

蓋若獸爲符、路弓乘矢、集獲壇

下、報祠大享、唯受命而帝者、心

知其意、而合德焉、鼎宜見於祖

禰藏于帝廷、以合明應、制曰、可、

【講義】 其の夏の六月中に汾陰の巫の錦といへる者、民の爲に魏雕の後土の兆域の旁に祠る、其の地を見るに鈎の狀の如く曲りて持ち上れり、培りて視るに鼎を得たり、鼎の大きは普通のものに異なり、其の文鏤條の如く細長くして何れの時代のものなるか誌識無ければ判然せず、之を怪みて縣吏に言ふ、縣吏之

を河東郡の太守勝に告ぐ、勝之を天子に聞え上ぐ、天子乃ち使をして巫が鼎を得たるかを驗み問はしむるに眞實なり、よつて禮祠して鼎を迎へ、天子の行幸に從へて上りて甘泉に至り、將に之を天に薦めむとす、

中山に至る時、日出でて雲無く且つ温きに忽に黃雲ありて天を蓋ひ、麋ありて過ぎる、上自ら之を射殺して因つて鼎を祭りしと云ふ、長安に至るときに、公卿大夫皆議して今度獲たる寶鼎を尊ばむと請ふ、天子曰く、此頃河溢れて歲數、豊ならず、故に諸郡を巡りて后土を祭り、百姓の爲に五穀を實さむと祈る、今歳の豊作未だ報ぜられず、然るに鼎何の故に出でしぞやと、有司皆曰く、聞き及ぶ所によれば、昔太昊伏羲

氏は神鼎一を興せり、一とは一統の義にして天地萬物の象を繋ぐる所なり、次に黃帝は寶鼎三を作れり、三とは天地人に象れり、次に禹は九州より九牧の金を收めて九鼎を鑄て、九州の物を象れり、而して此等は皆曾て牲牢を烹て上帝鬼神を祭祀せしなり、故に鼎は聖徳の君に遭へば則ち興り出づるなり、而して禹の九鼎夏商周に遷り傳はり、周徳の衰ふるや、宋の社主亡びて鼎は泗水に沈没して復見えざるなり、詩の周頌絲衣に云く、祭祀の禮を行はむとするに堂内より門側の塾に至るまで其處に設けたる壺濯籩豆の具はれるや否やを視、次に門外の牲を視て羊より牛にゆき、次に又門外に備へたる大鼎、鼎及び小鼎を視て、夫々其の整へるを告げ、祭の始終言語をつゝ、しみて、謙くせず、威儀を正しておごらず、是を以て壽老の福を承くべしといへり、今鼎甘泉に至るの後に光り潤ひて龍の如くに變じ、福を承けて疆無く、又黃白の雲の降るありて、初め中山に至りし時の黃雲の瑞に相合ふなり、蓋し甘泉に見る、雲も獸の形の如くにして符瑞をなすなり、是に於て又大弓四矢の符瑞を一時に壇下に獲たり、由つて其符瑞に報いむが爲

に大に祠享す、唯命を受けて帝たる者は心に天の意を知りて天と其の徳を合すなり、故に今得たる所の鼎は宜しく祖禰の廟に見し、又帝廷に藏めて以て明かなる瑞應に合すべしと、上制して可なりと曰ふ、【字解】 巫錦、錦は巫の名なり、魏、魏后土、汾陰の後土なり、汾陰は本魏地の墳なり、故にいふ、營、祠の兆域なり、培、手に把るなり、トルと訓む、鏤、絲條なり、細長きをいふ、款識、款は誌なり、識は表すなり、一に陰文を款といひ陽文を識といふと、鐘鼎などの銘なり、吏、縣吏なり、以聞、上聞に同じ、天子に申し上ぐるなり、從、行上薦之、行は天子の行幸なり、上は奉るなり、薦は天に進むなり、暍、漢志に晏温に作れり、日出でて雲無きを暍といひ、日出でて温かなるを暍といふ、麋、大鹿なり、不登、凶年のこと、豐、麋、ゆたかにしげるなり、秦帝、太昊伏羲氏なり、繫終、漢志には終を象に作れり、嘗亨鴈、嘗は曾てなり、亨は祭るなり、鴈は煮るなり、牲牢は煮て祭祀するをいふ、宋之社、亳社也、亳は湯都の亳也、宋州に屬す、周の武王紂を伐ちて亳社を立つ、故に宋之社といふ、淪沒、泗水に沈みしをいふ、頌、詩經周頌絲衣篇なり、自堂

徂、基、祭の夕に其の準備をなすをいふ、基は門側の塾なり、堂に升り塾に行きて壺濯籩豆の整へるや否やを下檢分すること、鼎、鼎は大鼎なり、鼐は小鼎なり、吳、譁なり、カマビスシと訓む、鰲、おごるなり、胡考之休、胡は壽なり、考は老なり、休は福なり、路弓乘矢、路は大なり、乘は四矢なり、合、徳、天と徳を合すをいふ、祖禰、祖は高祖の廟なり、禰は父の廟なり、

入海求蓬萊者言蓬萊不遠而不能至者殆不見其氣上乃遣望氣佐候其氣云

【講義】 前に海に入りて蓬萊山を求めし者の言ふに、蓬萊は遠からず渤海の中に在り、而るに此に至ること能はざるは、多くの者其の氣を望み見ざればなりと、上乃ち望氣の者を遣し輔佐して其の氣を候はしめしと云ふ、

其秋上幸雍且郊或曰五帝太

一之佐也宜立太一而上親郊之上疑未定齊人公孫卿曰今年得寶鼎其冬辛巳朔旦冬至與黃帝時等卿有札書曰黃帝得寶鼎宛胸問於鬼臾區鬼臾區對曰黃帝得寶鼎神策是歲己酉朔旦冬至得天之紀終而復始於是黃帝迎日推策後率二十歲復朔旦冬至凡二十推三百八十年黃帝僊登于天卿因所忠欲奏之、所忠視其書不經、疑其妄書、謝曰、寶鼎事已決矣、尚何以爲、卿因嬖人奏之上

大說、乃召問卿、對曰、受此書、申公、申公已死、上曰、申公何人也、卿曰、申公、齊人、與安期生通、受黃帝言、無書、獨有此鼎書、曰、漢興、復當黃帝之時、曰、漢之聖者在、高祖之孫、且曾孫也、寶鼎出、而與神通、封禪、封禪七十二王、唯黃帝得上、太山、封、申公曰、漢主亦當上、封、上封、則能僊、登天矣、黃帝時、萬諸侯、而神靈之封、居七千、天下、名山八、而三在蠻夷、五在中國、中國華山、首山、太室、太山、東萊、此五山、黃帝之所

常游、與神會、黃帝且戰、且學、僊、患、百姓、非其道者、乃斷、斬、非鬼神者、百餘歲、然後得與神通、黃帝郊雍、上帝宿三月、鬼臾區號大鴻、死葬雍、故鴻冢是也、其後黃帝接萬靈、明廷、明廷者、甘泉也、所謂寒門者、谷口也、黃帝采首山銅、鑄鼎於荆山下、鼎既成、有龍垂胡鬚、下迎黃帝、黃帝上、騎、群臣後宮、從上七十餘人、龍乃上去、餘小臣不得上、乃悉持龍鬚、龍鬚拔墮、墮黃帝之弓、百姓仰望、黃帝既上天、乃抱其弓、

與胡髯號、故後世因名其處、曰鼎湖、其弓曰烏號、於是天子曰、嗟乎、吾誠得如黃帝、吾視去妻子、如脫躡耳、乃拜卿為郎、東使候神於太室、

【講義】 其の秋上雍に幸してまさに郊祀せむとす、或る人の曰く、天の五帝は太一の佐なり、故に宜しく太一の時を立て、而る後に上親ら之に郊祀すべしと、上疑ひて未だ定めず、時に齊人の公孫卿曰く、今年已に寶鼎を得たり、其の冬辛巳の日の朔は恰も冬至に相當す、此れ黃帝の時と相等し、卿に一札の書あり、其の書に曰く、黃帝は寶鼎を宛胸に得しときに、之を鬼臾區に問ふ、鬼臾區對へて曰く、黃帝寶鼎と神策とを得たり、是歲己酉の朔旦は冬至に當り、此の日に天の紀元を得たり、是れ終りて復始まるの時なりと、是に於て黃帝日を迎へて神策を推し數へたり、其の後率ね二十歳にして朔旦に冬至來る、凡て二十歳

を十九回推し數へたる三百八十年にして黃帝僊人となりて天に登れりと記せり、卿乃ち所忠に因りて之を上に奏せむと欲しき、所忠其の書の不經なるを視て、其の妄書なることを疑ひ、之が傳奏の勞を取らず謝して曰く、寶鼎の事は世已に決せり、尙何を以て此の書を奏することをせむと、卿又嬖人に因りて之を奏す、時に上大いに悦びて乃ち召して卿に問ふ、對へて曰く、此の書は申公に受けしなり、申公已に死にぬと、上曰く申公何れの人ぞと、卿曰く、申公は齊人なり、仙人安期生と通じて黃帝の言を受く、而して定まれる書無けれど獨此鼎書のみあり、其の書中に曰く、漢興らば復黃帝の時と其の紀を同じくせむと、又曰く、漢の聖者は高祖の孫か曾孫かにあらむ、而して此の時代に寶鼎出でむ、寶鼎出でて神と其の徳を通じて封禪せむ、古より封禪せし王は七十二人あり、唯黃帝のみ太山に上りて封することを得たりと、申公曰へりき、漢主も亦當に太山に上りて封せむ、上りて封せば能く僊人となりて天に登らむと、黃帝の時に萬の諸侯あり、而して其の中に就きて神靈の事を修むるを以て封せられたる者七千に居れり、而して神靈

とは名山大川の靈の天下の守護神をいふなり、當時の名山は八つあり、而して其の三は蠻夷に在り、五は中國に在り、中國の名山は華山、首山、太室、太山、東萊、是なり、此五山は黃帝の嘗て遊びて其神と會せし所なり、黃帝は且つ戰ひ且つ僊を學べり、故に百姓の其の道を誹るを患ひて、鬼神をそしる者を斷ち斬れり、此く鬼神を信じて百餘歳にして然る後に神と通ずることを得たり、又黃帝は雍の上帝に郊祀して其處に宿ること三箇月に及び、鬼臾區を大鴻と號し、其の死屍を雍に葬れり、故の鴻冢是なり、其の後黃帝萬の神靈に明廷に接す、明廷とは甘泉のことなり、又黃帝の仙人となりしと謂ふ所の寒門は中山の谷口なり、黃帝首山の銅を採掘して鼎を荆山の下に鑄る、鼎既に成りし時龍ありて領下の髻を垂れ、下りて黃帝を迎ふ、黃帝龍に上り騎る、羣臣後宮の從ひ上る者七十餘人に及ぶ、龍此等の人々を載せて天に上り去る、其の他の小臣は上ることを得ず、よつて悉く龍の髻を持つ、龍の髻抜けて墮つ、此の時黃帝の弓も墮つ、百姓之を仰ぎ望めば、黃帝既に天に上れり、乃ち其の弓と龍の髻とを抱きて泣き號ぶ、故に後世因つて其

の處を名けて鼎湖といひ、其の弓を烏號といふと、是に於て天子曰く、嗟、吾れ誠に黃帝の如くなることを得ば、吾れ妻子を去るを視ること躡を脱ぐが如くせむのみと、乃ち卿を拜して郎と爲し、東の方神を太室山に候はしむ、

【字解】宛胸、地名也、胸一に句に作る、補紀に宛侯に作る、鬼臾區、黃帝の時の諸侯也、神策、筮策なり、めどき、天之紀、天の紀元なり、不經、經は常なり、常法に違へると、嬖人、君の愛を受くるもの、きにいり、曾孫、ひいまご也、神靈之封、神靈の事を修むるによりて封ぜらるゝをいふ、非、誹なり、ソシルと訓む、寒門、黃帝の仙となりし處なりといふ、盛夏と雖凜然と寒し、故にいふ、胡髻、胡は領下の垂肉なり、胡髻はあごひげなり、躡、舞履なり、クツと訓む、

上遂郊雍、至隴西、西登崆峒、幸甘泉、令祠官寬舒等、具太一祠壇、祠壇放薄忌太一壇、壇三垓、五帝壇環居其下、各如其方、黃

帝西南除八通鬼道、太一其所用如雍、一時物而加醴棗脯之屬、殺一狸牛、以爲俎豆牢具、而五帝獨有俎豆醴進、其下四方地爲醜食、群神從者及北斗云、已祠、胙餘皆燎之、其牛色白、鹿居其中、彘在鹿中、水而泊之、祭日以牛、祭月以羊、彘特、太一祝宰則衣紫及繡、五帝各如其色、日赤、月白、十一月辛巳朔旦冬至、昧爽、天子始郊拜太一、朝朝日、夕夕月、則揖而見、太一如雍郊禮、其贊饗曰、天始以寶鼎神

策授皇帝、朔而又朔、終而復始、皇帝敬拜見焉、而衣上黃、其祠列火滿壇、壇旁亨炊具、有司云、祠上有光焉、公卿言、皇帝始郊見太一、雲陽有司奉瑄玉嘉牲薦饗、是夜有美光、及晝、黃氣上屬天、太史公祠官寬舒等曰、神靈之休、祐福兆祥、宜因此地、光域立太時壇、以明應、令太祝領秋及臘間祠、三歲天子一郊見

【講義】上遂に雍に郊祀し、隴西に至る、西の方崆峒山に登り甘泉に幸す、祠官寬舒等をして太一の祠壇を具へしむ、其の祠壇は薄忌の太一の壇に放ひて、三重の壇なり、而して五帝の壇は其の周圍に環りて其の下方に居る、各、其の方角の如くにす、五帝の中黃

帝は中央土色なり、されど中央のは已に太一神あり、故に坤位の未なる西南に八通の鬼道を除ひて之を祠る、太一神に用ふる所は雍の一時に供ふる物の如くし、而して之に加ふるに醴酒と棘と脯との類を以てし、一の犛牛を殺して俎豆に盛る牢の具へとす、而して五帝には唯俎豆と醴酒とのみを進めて犛牛の類無し、されど其下の四方の地には聯續して祭る食物を供ふ、而して羣神の從祠せらる、者は北斗まで及ぼすと云ふ、已に祠りて下げたる昨餘は皆之を燎く、之を燎くに其の牛肉の色は白くなるまで燎き、又鹿をば牛肉中に居き斃をば鹿の中に内れ、水にて之を釜中に灌ぐなり、日を祭るには牛を以てし、月を祭るには羊と斃との特を以てす、太一の祝宰は紫及び繡の衣を著け、五帝の祝官は各其方の色の如くし、日を祭る祝官は赤衣を、月を祭る祝官は白衣をきる、十一月辛巳の朔旦冬至の夜の引き明け方に天子始めて郊祀して太一神を拜す、此の日朝旦に行宮を出で東向して日を拜し、其の夕に西向して月を拜す、則ち揖して太一神を見ること雍の郊祀の禮の如くす、其の祝辭に曰く、天始めて寶鼎神策を以て皇帝に授けたり、

皇帝神策を推し數へて朔旦の冬至より率ね二十歳にして復朔旦の冬至となることを發見す、即ち天の紀終りて復始まれるなり、是に於て皇帝敬み拜して天を祀ると、而して衣は黄色を上げ、其祠に烈火壇に満ち、壇の旁に享炊の具あり、有司は祠の上に光ありといふ、公卿言ふ、皇帝始めて太一を雲陽に郊見せしとき、有司瑄玉嘉牲を奉じて薦め供ふ、是の夜美光あり其の翌日に及びて黄氣上りて天につけりと、太史公及祠官寬舒等曰く、神靈の大いなる、福を祐け祥を兆す、宜しく此の地の光輝ある域に因つて太時の壇を立て、以て天の瑞應を明にすべしと、太祝をして此時を受け持たしむ、秋と臘とにて間の祠りをなし、三歳に天子一たび郊見することなしぬ、

【字解】 三、垓、垓は重なり、三重の壇なり、其方、青帝は東、赤帝は南、白帝は西、黒帝は北をいふ、其、此の字恐らくは衍文ならむ、補紀には之れ無し、狸牛、犛牛なり、くろうし、酸食、聯續して祭る食物、昨餘、祭の供物の下り物なり、ひもろぎ、泊之、泊は灌なり、ス、グと訓む、特、たゞ一牲のみを用ふるをいふ、味、爽、味は晦なり、爽は明也、夜の引き明けをいふ、朝

日、東方に向ひて日を拜すること、贊饗、祝辭なり、瑄玉、璧の大き六寸を瑄といふ、

其秋爲伐南越、告禱太一、以牡荆畫幡、日月北斗登龍、以象天一、三星爲太一、鋒、命曰靈旗、爲兵禱、則太史奉以指所伐國、

【講義】 元鼎五年の秋、南越を伐たむとて之を太一神に告げて其の戰勝を禱る、此の時戰勝を禱る爲に始めて一の靈旗を作成せり、そは牡荆を以て幡の柄となし、幡に日と月と北斗と登り龍とを畫きて天一星に象れり、さて北斗七星の中の三星は太一神を守護する鋒たり、故に此幡を命けて靈旗といふ、凡て天子兵馬を出して戰勝を禱る時は、太史此の旗を捧げて其の伐たむとする所の國を指すなり、

【字解】 其秋、元鼎五年の秋なり、牡荆、灌木の名、和名なまえのき、一ににんじんばくともいふ、天一、星の名なり、漢志に太一に作れるは非なり、三星、北斗

の三星なり、奉、捧ぐなり、而五利將軍使不敢入海、之泰山祠、上使人隨、實母所見、五利妄言見其師、其方盡多不讎、上乃誅五利、

【講義】 曩に五利將軍東の方海に入りて其の師を求めむとて行けり、而るに使して敢て海に入らずして泰山の祠に行きぬ、上是に於て人をして將軍に隨ひて其の鬼神の效を驗さしむるに、其の實一も見る、こと無し、是れ畢竟五利が妄に其の師に會はむなどと詐りしなり、其の後其の方術盡きて多く相應せざるなり、上乃ち五利將軍を誅しぬ、

【字解】 而、此の字遠く上句の東入海求其師云に接す、不讎、讎とは相應するなり、不讎とは五利の言ふ所前後相應せずして驗無きをいふ、シルシアラズと訓む、

其冬、公孫卿候神河南、言見僊

人跡、緱氏城上、有物如雉、往來城上、天子親幸、緱氏城、視跡、問卿、得母效、文成、五利乎、卿曰、僊者非有求人主、人主者求之、其道非少寬假、神不來、言神事、事如迂誕、積以歲、乃可致也、於是郡國各除道、繕治宮觀、名山神祠、所以望幸也、

【講義】 其の冬、公孫卿鬼神を河南に伺ひ望み、還りて言ふ、僊人の跡を緱氏城の上に見たり、且つ何物かありて其の狀雉の如く城上に往來せりと、天子親ら緱氏城に幸して其の僊跡といふを視て、卿に問ひて曰く、汝の言ふ所亦文成五利の二方士に效ふにあらずやと、卿答へて曰く、そも僊人は敢て人主に求むる所あるにあらず、人主却つて僊人を求めむとす、故に

其の之を求むるの道は、少しく其の心を寛假にするにあらざれば、鬼神此に來らじ、凡て神事を言ふには其の事迂遠妄誕なるが如しと雖、久しく歲月を積まば其の術に達すべしと、是に於て郡國各、道路を除ひ、宮觀名山神祠の所を繕ひ治めて天子の行幸を望めり、

【字解】 候、伺望なり、ウカフと訓む、文成、五利、文成は文成將軍にして少翁のことなり、五利は五利將軍にして樂大のことなり、共に方士なり、迂誕、迂は迂遠なり、まはりどほし、誕は妄なり、みだりなり、其春既滅南越、上有嬖臣李延年、以好音見、上善之、下公卿議曰、民間祠、尚有鼓舞樂、今郊祠而無樂、豈稱乎、公卿曰、古者祠天地、皆有樂、而神祇可得而禮、或曰、太帝使素女鼓五十絃瑟、

悲、帝禁不止、故破其瑟、爲二十五絃、於是賽南越、禱祠、太后后土、始用樂舞、益召歌兒、作二十五絃、及空侯、琴瑟自此起、

【講義】 其の明年の春には既に南越を滅しぬ、時に上に嬖臣李延年と云者あり、音樂に妙なるを以て屢見ゆ、上之を善す、公卿に令を下して議して曰く、民間の祠にすら尙瑟を鼓し舞を舞ふの樂あり、今天子郊祀して樂無くんば豈に其の大祭にかなはむやと、公卿之に同じて曰く、古は天地を祠るに皆樂ありき、故に其の神祇に對して禮を行ふことを得たりと、或る人の曰く、太昊伏羲氏は素樸の女をして五十絃の瑟を鼓せしめしに、其の音悲めり、帝其の悲哀の情を禁ずるも自ら止まず、故に其の瑟を破りて別に二十五絃の瑟を爲りしと、此の如く公卿皆議して郊祀に音樂を奏することを賛したれば南越に於て神德に報い、太后后土を禱り祠るに、始めて樂舞を用ふ、其の後益、歌兒を召して二十五絃の瑟と空侯とを作る、故

に瑟の盛なるは此より起れり、【字解】 其春、其明年の春なり、即ち元鼎六年なり、嬖臣、嬖は便辟なり、きにいりのけらい、稱、適なり、カナフと訓む、太帝、太昊伏羲氏なり、素女、素樸の女なり、不止、悲哀の情自ら止まざるをいふ、賽、神德に報ゆるなり、二十五絃、即ち瑟のことなり、空侯、一に坎侯ともいふ、武帝の樂人侯調の造りし樂器なり、琴瑟、琴の字衍なり、漢志には琴の字無し、

其來年冬、上議曰、古者先振兵、釋旅、然後封禪、乃遂北巡朔方、勒兵十餘萬、還祭黃帝、冢橋山、釋兵、須如上、上曰、吾聞黃帝不死、今有冢、何也、或對曰、黃帝已僊上天、群臣葬其衣冠、

【講義】 其の來年の冬、上議して曰く、古は先づ兵を止め軍を釋きて、然る後に封禪せりと、乃ち遂に北の

方朔方を巡り、兵を治むること十餘萬、還りて黃帝の冢を橋山に祭り、兵を須如に釋く、上曰く、吾れ聞けるに黃帝は登仙して死なざりきと、今冢あるは何ぞやと、或る人對へて曰く、黃帝已に仙となりて天に上れり、而るに群臣其の衣冠を此に葬れり、故に冢ありと、

【字解】 振、兵釋、旅、振は止むなり、釋は解くなり、旅は軍なり、衆なり、戰に勝ちて兵を收むるをいふ、勒、治むるなり、須如、一本に涼如に作る、

既至甘泉、爲且用事太山、先類祠太一、自得寶鼎、上與公卿諸生議封禪、封禪用希、曠絕、莫知其儀禮、而群儒采封禪、尙書、周官、王制之望、祀射牛事、齊人丁公、年九十餘、曰、封禪者、合不死之名也、秦皇帝不得上封、陛下

必欲上稍上、卽無風雨、遂上封矣、上於是乃令諸儒習射牛、草封禪儀、數年、至且行、天子既聞公孫卿及方士之言、黃帝以上封禪、皆致怪物、與神通、欲放黃帝以上、接神僊人、蓬萊士、高世比德於九皇、而頗采儒術、以文之、群儒既已不能辨明封禪事、又牽拘於詩書古文、而不能騁上爲封禪祠器、示群儒、群儒或曰、不與古同、徐偃又曰、太常諸生行禮、不如魯善、周霸屬圖封禪事、於是上絀偃、霸而盡罷諸

儒不用

【講義】 武帝朔方より還り、既にして甘泉宮に至り、振旅せし爲に特に事を太山に用ひむとして、先づ太一神を類祠す、さて元鼎年中に寶鼎を得しより、上公卿諸生と封禪の事を議せり、而して封禪の儀式は古より用ふることを希なれば、其の事久遠にして其の儀禮を知ること莫し、羣儒は之を尙書・周官・王制の望祀射牛の事に采りて説を立てむとす、此の時齊人の丁公とて年九十餘歳の者の曰く、封禪とは當に不死の名なるべし、故に秦の皇帝は泰山に上らむとして暴風雨に遇ひ、遂に封することを得ざりしを以て短命なりき、陛下必ず泰山に上らむと欲せば、稍、上りて卽ち風雨の障無くむば、遂に頂上に登りて封することを得べむ、従つて又長壽を得べしと、上是に於て諸儒をして射牛を習ひ封禪の儀式を草せしむ、其の後數年にして將に此の禮を行はむとするに至り、天子既に公孫卿及び其の他の方士の言を聞けり、そは黃帝より以上の人君は封禪するに皆不可思議の事を致して鬼神と通せりと、故に黃帝より以上の人君

に放ひて神僊の人蓬萊の士に接近し、世に超然として徳を上古の九皇に比せむと欲せり、而るに又頗る儒術を採用して之を文飾せむとす、されど羣儒は既に封禪の事を辨ち明らむること能はず、又詩經書經及び古記録を引き來るものに拘泥して其の事の調査を進行すること能はざるなり、されど上は封禪の祠の器具を作りて羣儒に示す、羣儒或は古と同じからずといふ、徐偃又曰く、禮官の太常の諸生の禮を行ふは魯の儒生の善きには如かざるなりと、周霸又諸儒を會して封禪の事を圖る、此の如く諸儒の爲す所徒に時日を費して一も得る所無し、是に於て上偃霸の二儒を退け、又盡く諸儒を退けて用ひざるなり、

【字解】 爲、且、爲は振旅したるが爲なり、且は將なり、類祠、類は祭の名なり、其の義は比なり、郊祀に比して祭るをいふ、曠絕、久遠なること、尙書、書經なり、周官、周禮なり、王制、禮記の編名なり、望祀、山川を望み祭ること、射牛、天子の宗廟を祀る時、必ず自ら其の牲を射ること、合、當なり、マサニと訓む、秦皇帝、秦の始皇帝なり、上封、上は泰山に上るなり、九皇、上古の人皇九人をいふ、此言方士の口より出づ、

其の誰なるか詳ならず、騁、走なり、封禪の儀式の調査の進行せざるをいふ、太帝、禮を掌る官なり、魯善、魯の儒生の禮に詳しきをいふ、屬、會なり、儒生を會合するをいふ、紕罷、共に退くなり、

三月、遂東幸緱氏、禮登中嶽、太室、從官在山下、聞若有言萬歲、云、問上上不言、問下下不言、於是、以三百戶封太室奉祀、命曰崇高邑、

【講義】元封元年三月に、遂に東の方緱氏城に幸し、禮敬して中嶽の太室山に登る、其の從官は山下に在り、時に何處とも無く十萬人許の聲にて萬歲と言ふことあるが如きを聞けりと云ふ、山下の者は山上の者に問ふに、山上の者は言はずといひ、山上の者は山下の者に問ふに、山下の者は言はずといふ、是に於て太室山が言ひしものと爲し、三百戶を以て太室山を封じて之を奉祠せしめ、其の奉邑を命けて崇高邑と

いふ、
【字解】三月、元封元年の三月なり、漢書武帝紀及び荀紀通鑑には正月に作れり、此と郊祀志と三月に作れるは謬なり、太室、崧高山のこと、山に石室あり、故に名づく、崇高、崧高山のこと、此の山を崇奉するを崇高といふ、

東上太山、太山之草木葉未生、乃令人上石、立之太山巔、上遂東巡海上、行禮祠八神、齊人之上疏言神怪奇方者、以萬數、然無驗者、乃益發船、令言海中神山者數千人、求蓬萊神人、公孫卿持節、常先行、候名山、至東萊、言夜見大人、長數丈、就之、則不見、見其跡甚大、類禽獸、云群臣

有言見一老父牽狗、言吾欲見巨公、已忽不見、上即見大跡、未信、及群臣有言老父、則大以爲僊人也、宿留海上、予方士傳車、及間使求仙人、以千數、

【講義】中嶽より東の方太山に上る、此の時太山の草木の葉未だ生ぜざれば石を上ぐるとも傷害する所無ければ、人をして石を上げて之を太山の巔に立てたり、上遂に東の方海上に巡り、行く／＼八神を禮祠せり、時に齊人の上疏して鬼神に關する怪しく奇しき方術を言ふ者萬を以て數ふ、されど一の驗ある者無し、乃ち益、船を發して海中の神山の事を言ひ傳ふる者數千人をして蓬萊の神人を求めしむ、公孫卿は節を持ちて常に天子に先立ちて各地の名山を候ふ、其の東萊に至る時に言ふ、夜大人の長け五六丈なるを見れば、之に就き近くに其の形を見ず、其の跡を見るに大にして禽獸の跡に類せりといふ、又羣臣口

口に言ふことあり、そは一人の老父の狗を牽けるを見たり、而して其の老父の言に、吾れ天子に見えむと欲すといひて忽ちにして見えずなりぬと、上乃ち大いなる跡を見るも未だ之を信ぜず、羣臣の老父のこを言ふに及びて此れは定めて仙人なりと思ひ、由つて海上に宿り留りて、方士に傳車を予へて老父を搜索せしめ、又微に仙人を求めしむること千を以て數ふるに至る、

【字解】八神、天・地・兵・陰・陽・月・日・四時の八主をいふ、節、天子より賜はる證符なり、牛毛を飾りとなす、巨公、巨は大也、天子は天下の父也、故に天子を巨公といふ、武帝を指す、間、微なり、ヒソカニと訓む、四月、還至奉高、上念諸儒及方士、言封禪、人人殊、不經難施行、天子至梁父、禮祠地主、乙卯、令待中儒者、皮弁薦紳、射牛行事、封太山下、東方如郊祠太一之

禮封廣丈二尺、高九尺、其下則有玉牒、書書祕禮畢、天子獨與待中奉車子侯上太山、亦有封其事皆禁、明日下陰道、丙辰禪太山下趾、東北肅然山、如祭后土禮、天子皆親拜見、衣上黃、而盡用樂焉、江淮間一茅三脊爲神藉、五色土益雜封、縱遠方奇獸蜚禽、及白雉諸物、頗以加禮、兕牛犀象之屬、不用、皆至太山、祭后土、封禪祠、其夜若有光、晝有白雲起封中、天子從禪還、坐明堂、群臣更上壽、於是制詔御

史、朕以眇眇之身、承至尊、兢兢焉懼、不任、維德菲薄、不明於禮樂、修祠太一、若有象景光、屑如有望、震於怪物、欲止不敢、遂登封太山、至于梁父、而後禪肅然、自新、嘉與士大夫更始、賜民百戶、牛一、酒十石、加年八十孤寡、布帛二匹、復博、奉高、蛇丘、歷城、無出今年租稅、其大赦天下、如乙卯、赦令、行所過、毋有復作、事在二年前、皆勿聽治、又下詔曰、古者天子五載一巡狩、用事太山、諸侯有朝宿地、其令諸侯各

治邸太山下

【講義】四月に東より還りて奉高に至る、武帝念へらく、諸儒及び方士の封禪を言ふとは、人人によりて殊なり、且つ其言ふ所常に脱れて施し行ひ難しと、それより梁父山に至りて地主を禮祠し、乙卯の日に侍中の儒者をして皮弁指紳の禮装にて牛を射て神事を行はしめ、太山の下の東方に封じて太一を郊祠するの禮の如くす、其封の廣さは一丈二尺、高さ九尺、其土封の下に玉牒の書を埋む、其書に何事を記したりしかは祕して知らしめず、此禮畢りて武帝獨り侍中の奉車子侯と俱に太山に登り、此にて亦封ぜり、其頂上の封事も皆禁じて知らしめず、翌日北道より下りぬ、丙辰の日に太山の麓の東北なる肅然山に禪すると、后土を祭る禮の如くし、天子皆親ら行きて神に拜見す、之に従ふ者の衣は黄色を上げ、而して盡く音樂を用ひ、又江淮の間に産する三脊ある茅を編みて神供の藉物となし、五色の土を益し雜へて封ず、又遠方に産する奇しき獸鳥及び白雉其他の動物を放ちて頗る禮を加ふ、而して兕牛犀象の類は用ひざりき、此くて

肅然山の祠を終へて君臣皆太山に至りて又后土を祭る、此の封禪の祠に其の夜光あるが如く見え、晝白雲ありて封中より起れり、武帝禪より還りて古時の明堂の跡に坐せり、羣臣更に祝辭を上る、是に於て御史に制詔を出して曰く、朕は少々の身を以て天子の至尊を承け、兢兢として其の位に任へざらむことを懼れ、其の德薄くして禮樂に明かならず、されど昨太一を修め祠りしに、天地の瑞應を承けて、其の夜光ありて恰も明光に象れることあるが如く見え、衆多の萬歳と呼べるありて恰も之を望み見らるゝとあるが如く聞ゆ、かゝる神怪の事に震れて止めむと欲すれども止めず、遂に登りて太山に封じ、梁父に至り而して後に肅然山に禪せり、是に於て自ら新になりしを悦び、又士大夫と俱に何事も更め始むることを嘉みす、よつて民に百戸毎に牛一尾、酒十石を賜ひ、八十歳以上上の者と馮るべなき者には布帛二匹を加へ、博・奉高・蛇丘・歷城の四縣を免租して今年の租税を出すこと無らしめ、又天下に大赦して元朔三年の赦令の如くせよ、又行の過つ所は復作すことなからしめ、二年前の犯罪は皆免して聽き治むるとなからしめよと、

又詔を下して曰く、古は天子五歲に一たび諸國を巡狩して事を太山に用ひたり、故に諸侯各、太山の下に朝宿の地を有てり、今又諸侯をして各、邸第を太山の下に治めしむべしと、

【字解】 不經、經は常なり、常法に脱れたるをいふ、皮弁、鹿皮にて作りたる冠なり、薦紳、搢紳に同じ、玉牒、玉は美稱なり、玉札といふに同じ、奉車、天子の乘輿を掌る官、子侯、霍去病の子なり、陰道、北道なり、蜚禽、蜚は飛なり、加禮、禮の字漢志に祠に作れり、兕牛、兕は野牛に似て青きもの、明堂、天子の政務を執る處、此處は古の明堂の在りし處にして、漢は明年の秋に明堂を作りしなり、眇々、少々なり、兢兢、懼るるさま、菲薄、菲は薄なり、屑、雜然と衆多なるさま、有望、望の字漢志に聞に作れり、震、驚きふるふなり、肅然、山の名なり、復、租税を免除すること、乙卯、元朔三年なり、

天子既已封太山、無風雨災、而方士更言蓬萊諸神、若將可得

於是上欣然、庶幾遇之、乃復東至海上、望冀遇蓬萊焉、奉車子侯暴病、一日死、上乃遂去、竝海上、北至碣石、巡自遼西、歷北邊、至九原、五月、反至甘泉、有司言寶鼎出、爲元鼎、以今年爲元封元年、

【講義】 天子既に已に太山に封せし時に風雨の災無かりき、よつて方士更る、蓬萊の諸神も將に得べからむとするが若しといふ、是に於て上欣然として悦びて之を遇はむことを庶幾ひ、乃ち復東の方海上に至りて望見し、蓬萊の諸神に遇はむことを冀ふ、時に奉車の子侯暴に病みて一日にして死にぬ、上乃ち遂に去りて海上に旁ひて北の方碣石に至り、巡りて遼西より北邊を歴て九原に至り、五月に反りて甘泉宮に至る、有司上言して曰く、寶鼎の出でたる年に改

元して元鼎と爲しぬ、今年泰山に封じて肅然に禪したれば宜しく元封元年と爲すべしと、

【字解】 有司言云云、此の句宜しく上の羣臣更上、壽の句の下に在るべし、此にあるは錯簡ならむ、其秋、有星、弗于東井、後十餘日、有星、弗于三能、望氣、王朔言、候獨見、旗星出如瓜、食頃復入焉、有司皆曰、陛下建漢家、封禪、天其報德星云、其來年冬、郊雍、五帝、還拜祝祠、太一、贊饗、曰、德星昭衍、厥維、休祥、壽星、仍出、淵耀、光明、信星、昭見、皇帝、敬拜、太祝之享、

【講義】 其の秋星ありて天の東井に現れて彗星と爲る、其後十餘日にして又星ありて天の三能に現れて

彗星と爲る、時に氣を望み見る者の王朔といへる人上言して曰く、臣天文を候ひ察るに東井三能に現れたる其星は其狀唯瓜の如くなるが一餉時にして復入りしを見しのみと、而るに有司は皆帝に諛ひて曰く、陛下始めて漢家の封禪を建て給へり、天由つて之に報ゆるに此德星を以てせりといふ、其の來年の冬に、雍の五帝を郊祀し、還りて拜し祝ひて太一神を祠る、其の祝詞に曰く、德星明かに大いにして美しく祥し、壽星出でてしづかに耀いて光明なり、信星明かに現れて皇帝敬みて太祝の行ふ享を拜すと、

【字解】 弗、彗星と爲ること、東井、秦の分野なり、三能、能は台に同じ、紫微星に上中下の三台あり、之を三台坐と稱す、旗星、旗は其に作るを是となす、上句の東井三能に出でたる星を指す、旗は東北曲の十二星にして瓜の狀にして忽ち出でて忽ち入るものにあらず、食頃、一度餉ふ時の間をいふ、シバラクと訓む、德星、鎮星なり、一に歲星なりといふ、贊饗、祝詞なり、昭衍、明大なり、休祥、休は美しきなり、祥はめでたきなり、壽星、南極老人星なり、淵耀、しづかにかゝやくなり、信星、鎮星なり、太祝、祠を主どる官な

其春、公孫卿言、見神人、東萊山、
 若云、欲見天子、天子於是幸緱
 氏城、拜卿爲中大夫、遂至東萊、
 宿留之數日、無所見、見大人跡、
 云、復遣方士、求神怪、采芝藥、以
 千數、是歲旱、於是天子既出、無
 名、乃禱萬里沙、過祠太山、還至
 瓠子、自臨塞決河、留二日、沈祠
 而去、使二卿將卒塞決河、徙二
 渠、復禹之故跡焉、

【講義】 元封二年の春、公孫卿上に謂つて曰く、東萊山にて神人を見たりし時、其の神人の言に天子を見むと欲すと云ふが如しと、天子是に於て東の方緱氏城に幸し、卿を拜して中大夫と爲し、遂に東萊に至

りて宿り留りて神人を待つこと五六日に及ぶ、されど神人を見ることなし、唯大人の跡を見しと云ふ、復方士をして神怪の事を求め不死の薬を採取せしむること千人を以て數ふるに至る、是の歳旱す、天子既に都を出でし時は神人に會せむが爲にして政務上の名無し、然るに天下旱魃して苦む、是に於て萬里沙の祠に雨を禱り、それより過ぎりて太山に祠り、還りて瓠子堤に至り、自ら監督して決壊せる河を塞ぎ、留まると二日、白馬を沈め河神を祭りて去り、二卿をして卒を將りて決せる河を塞がしめ、二流の大渠を徙して禹の故き跡に復らしむ、

【字解】 其春、元封二年の春なり、芝藥、不死の薬なり、瓠子、堤の名なり、沈祠、白馬を河に沈めて祀ること、一説に祭具を沈め祀ると、

是時既滅兩越、越人勇之、乃言、
 越人俗鬼、而其祠皆見鬼、數有
 效、昔東甌王敬鬼、壽百六十歲、
 後世怠慢、故衰耗、乃令越巫立

越祝祠、安臺無壇、亦祠天神上帝百鬼、而以鷄卜、上信之、越祠鷄卜始用、

【講義】 是の時には既に南東の兩越を滅しぬ、越人の勇之といへる者の言に、越人の風俗として鬼神を信するに習へり、而して其の祠には皆鬼神現れて數、效驗あり、昔東甌王は鬼神を敬ひしを以て其の壽百六十歳に及べり、後世鬼を敬することを怠慢にす、故に體力衰へ耗りて年齒延びざるなりと、天子乃ち越の巫をして越風の祝祠を立てしむ、其の祠は唯臺を安置して壇無し、其の祭神には天神上帝及び百鬼を祠る、而して鷄を煮て卜ふなり、天子之を信す、是に於て始めて越祠に鷄卜を用ひらる、

【字解】 兩越、南越と東越となり、勇之、越人の名なり、俗、風習なり、ナラハシトスと訓む、鷄卜、鷄一羽と狗一匹とを用ふ、卜はむとすれば先づ鷄狗の生命ある中に卜事を祝願し、訖れば鷄狗を殺して煮て神に祭り、其中鷄のみを取り出して其兩眼の骨の上の

孔裂を見て卜ふ、而して其の形人物に似れるを吉となし、否らざるを凶となす、

公孫卿曰、仙人可見、而上往常
 遽、以故不見、今陛下可爲觀、如
 緱城、置脯棗、神人宜可致也、且
 仙人好樓居、於是上令長安則
 作蜚廉桂觀、甘泉則作益延壽
 觀、使卿持節設具、而候神人、乃
 作通天莖臺、置祠具其下、將召
 來僊神人之屬、於是甘泉更置
 前殿、始廣諸宮室、

【講義】 公孫卿曰く、仙人をば見ることを得べし、而るに從來上の之を見ること能はざりしは上の往くこと常に急遽なり、故に見えざりき、今陛下觀を造營すること緱氏城の如くし、此に脯棗を置かば神人宜し

く招き致すべし、且つ仙人は高樓の棲居を好むと、是に於て上長安の都には蜚廉桂觀を作り、甘泉宮には益延壽觀を作らしめ、卿をして天子の節を持ちて器具を設けて神仙の人を候はしむ、よつて通天莖臺を甘泉宮に作り、祠の器具を其の下に置き、將に僊神人の徒を招き來さむとす、是に於て甘泉宮に更に前殿を設け置き、始めて諸の宮室を廣めぬ、

【字解】 觀、方士の棲みて鬼神を祭る樓のことなり、緱城、緱氏城なり、肺棗、ほじとなつめとなり、蜚廉、桂觀、漢志には觀を館に作り、蜚廉と桂との二館の名なり、益延壽觀、漢志には益壽延壽館に作り、

夏有芝生殿房内中天子爲塞河興通天臺若見有光云乃下詔甘泉房中生芝九莖赦天下母有復作

【講義】 其の夏、芝草殿房内の中間に生ず、又天子決河を塞げる記念として通天臺の工事を興し、に、光

あるを見るが如しと云ふ、乃ち詔を下して曰く、甘泉宮の房中に芝の九莖にして連葉なるを生じたり、よつて天下に令して罪人を赦し、復罪を犯すこと無からしむと、

【字解】 内中、房内の中間なり、芝九莖、芝は靈草なり、九莖は九莖にして其の葉の相連れるものなり、其明年、伐朝鮮、

【講義】 元封三年に朝鮮を伐ちて其の王を降す、夏旱、公孫卿曰、黃帝時、封則天旱、乾封三年、上乃下詔曰、天旱意乾封乎、其令天下尊祠靈星焉、其明年、上郊雍、通回中道、巡之、春至、鳴澤、從西河歸、

【講義】 元封三年の夏旱す、公孫卿曰く、黃帝の時、天を祀らむとして封すれば天旱して乾封すること三年に及ぶと、上乃ち詔を下して曰く、今天の旱するは

其の意朕が封する所の土を乾燥せしめむとするか、其れ天下をして龍星を尊び祠りて農祥を祈るべしと其の明年に上雍に郊祀し、回中より道を通じて蕭關に出でて巡ぐる、春鳴澤に至り西河より歸る、

【字解】 乾封、天を祀る封土を暴して乾かしむること、一説に祭に尸を立てざるを乾封となすと、靈星、龍星なり、龍星の左角を天田といふ、之を祀りて豊作を祈るなり、回中道、回中は地名なり、安定郡に在り、道とは回中より道を通じて北の方蕭關に出でしをいふ、鳴澤、澤の名なり、涿郡の遼縣の北界に在り、

其明年冬上巡南郡至江陵而東登禮灑之天柱山號曰南岳浮江自尋陽出樅陽過彭蠡禮其名山川北至琅邪並海上四月中至奉高脩封焉

【講義】 元封五年の冬、上南郡より巡りて江陵に至りて又東し、灑縣の天柱山に登りて禮祠し、之を號し

て南岳といふ、それより揚子江に浮び、尋陽より樅陽に出で彭蠡を過ぎて、其の地に在る名山大川を禮祠す、又北して琅邪に至り海上にそひ、四月中に奉高に至りて封を修めぬ、

【字解】 其明年、元封五年なり、南岳、霍山なり、一名天柱山、又衡ともいふ、江、揚子江なり、尋陽、廬江郡に屬す、清の湖北省黃州府黃梅縣の北に當る、樅陽、廬江郡に屬す、清の安徽省安慶府桐城縣の東南に當る、彭蠡、湖の名なり、琅邪、山の名なり、奉高、縣の名なり、

初天子封太山、太山東北趾、古時、有明堂處、處險不敞、上欲治明堂、奉高旁、未曉其制度、濟南人公玉帶上黃帝時明堂圖、明堂圖中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水、園宮垣、爲複道、上有樓

從西南入，命曰昆侖。天子從之入，以拜祠上帝焉。於是上令奉高作明堂汶上，如帶圖。及五年脩封，則祠太一、五帝於明堂。上坐，令高皇帝祠坐，對之。祠后土於下房，以二十太牢。天子從昆侖道入，始拜明堂，如郊禮。禮畢，燎堂下，而上又上太山，自有祕祠其巔，而泰山下祠五帝，各如其方。黃帝并赤帝，而有司侍祠焉。山上舉火，下悉應之。

【講義】 初め天子太山に封せし時に、太山の東北の或る跡に古の明堂のありし處を見たり、されど其處は險阻にして顯れず、故に上明堂を奉高の旁に治め

建てむと欲す、而して未だ其の制度に曉通せず、時に濟南の人に公玉帶と云へるあり、黃帝の時の明堂圖といふものを奉る、其の圖を見るに、圖中に一殿あり殿の四面に壁無く、茅を以て屋根を葺き、水を通じて宮垣を圍らし、複道を作る、上に樓ありて西南より入る、其の道を命じて昆侖といふ、天子は此の昆侖道より入りて上帝を拜祠するなり、是に於て上奉高縣をして明堂を汶上に作らしむるに帶の上りし圖の如くせり、其の後三年を経て此の五年に及びて封を修む、則ち太一五帝を明堂の上坐に祠り、高皇帝の祠坐をして上坐に對せしめ、后土の神を明堂の下房に祠る、之に享するに二十の大牢を以てし、天子昆侖道より入り、始めて明堂を拜すると郊の禮の如くす、禮終りて堂下に燎く、而して上又太山に上り、自ら其巔に於て祕密に太一を祠れり、而して太山の下にて五帝を祠ること各、其の方角の如くす、而して黃帝は從來西南の方に祠りしを今は赤帝に并せて南方に祠れり、此等の祭祀には有司與り侍りて、山上に火を擧ぐれば山下も亦悉く之に應じて火を擧げたり、

【字解】 處險、處は居なり、不徹、徹は顯なり、複

道、上下二重の廊下なり、昆侖、西南より樓に入るの道の名なり、其狀昆侖山の五城十二樓に似たるよりいふ、

其後二歲十一月甲子朔旦冬至、推曆者以本統天子親至太山、以十一月甲子朔旦冬至日、祠上帝明堂、毋脩封禪、其贊饗曰、天增授皇帝太元神策、周而復始、皇帝敬拜太一。

【講義】 其の後二歳の十一月甲子の朔旦は恰も冬至に相當す、曆數を推し算ふる者は本統を以てすれば此の日に天子親しく太山に至りて封禪すべきなり、されど此の十一月甲子朔旦の冬至の日を以て上帝を明堂に祠りて太山に封禪すること無かりき、是れ封禪は五歲に一度なすべきものにして今は元封五年の封禪を去ること僅に二歲なるのみ、故に明堂に祠りしなり、其の祝詞に曰く、天増、皇帝に太元の神策を

授け給ひて曆數周りて復其の本に還りて始まる、是に於て皇帝敬みて太一を拜すと、

【字解】 其後二歲、太初元年なり、十一月甲子朔旦冬至、十一月は建子の月なり、甲子は干支の首めなり、朔旦は月の初なり、冬至は節の名なり、日の赤道以南の最も遠きに在るの日にして一歲中尤も短き日なり、建子の月なるを以て朔旦の夜半(子の刻)に冬至に入るなり、曆書を参照すべし、

東至海上、考入海及方士求神者、莫驗、然益遣、冀遇之、

【講義】 上東の方海上に至りて、曩に海に入り蓬萊の仙者を求むる者及び方士の神を求むる者を考ふるに、皆經驗無し、されど益、人を遣して神仙に遇はむことを冀へり、

十一月乙酉、栢梁、裁十二月、甲午朔、上親禪高里、祠后土、臨勃海、將以望祀蓬萊之屬、冀至殊

廷焉

【講義】十一月二十二日に栢梁臺に火災あり、十二月甲午の朔に上親ら高里山に禪して后土を祠る、又渤海に臨みて將に蓬萊及び其の他二神山を望祀せむとす、是れ其の異域に至らむことを冀ひてなり、
【字解】乙酉、二十二日なり、栢梁、臺の名なり、裁、火災なり、高里、山の名、太山の下に在り、殊廷、猶異域といふが如し、

上還、以栢梁裁故、朝受計甘泉、公孫卿曰、黃帝就青靈臺、十二日燒、黃帝乃治明廷、明廷甘泉也、方士多言古帝王有都甘泉者、其後天子又朝諸侯甘泉、甘泉作諸侯邸、勇之乃曰、越俗有火裁、復起屋、必以大用勝服之、

於是作建章宮、度爲千門萬戶、前殿度高未央、其東則鳳闕、高二十餘丈、其西則唐中、數十里、虎圈、其北治大池、漸臺、高二十餘丈、命曰太液池、中有蓬萊、方丈、瀛洲、壺梁、象海中神山龜魚之屬、其南有玉堂、璧門、大鳥之屬、乃立神明臺、井幹樓、度五十丈、輦道相屬焉、

【講義】上渤海より還る、前に栢梁臺火災に罹りし故を以て、朝して郡國の計簿を甘泉宮に受く、是れ公孫卿の言に本づく、即ち公孫卿曰く、黃帝の青靈臺を造りし時、落成して二十二日に燒失しぬ、黃帝乃ち之に更ふるに明廷を治めたり、明廷とは甘泉なり、方士は多く古の帝王の甘泉に都せる者あるを言ふ、

故に其の後天子又諸侯を甘泉に朝せしめ、甘泉に其の邸宅を作らしめしと、越人勇之又曰く、越の習俗に火災あれば、復此にまさる家屋を建築して、其の災害に打勝たむとするなりと、上是に於て栢梁臺よりも大いなる建章宮を作る、即ち千門萬戸を度り作りて、其の落成したる所を見るに、前殿を度るも尙未央宮より高し、其の東には則ち高さ二十餘丈の銅鑄の鳳凰を戴ける門闕あり、其の西には則ち堂庭に廣さ數十里なる虎を飼ふの圈あり、其の北には大池及び高さ二十餘丈の漸臺を治む、此の池を太液池と名づく、其の中に蓬萊・方丈・瀛州・壺梁ありて、海中の神山龜魚の屬に象れり、其の南には玉堂・璧門・大鳥の屬あり、乃ち又別に神明臺・井幹樓を立つ、之を度るに高さ五十丈あり、而して天子の御車の通ふ道も相續きて開けり、
【字解】上還、武帝の渤海より還りしをいふ、計、郡國の計簿也、勝服、災害に打ち勝つをいふ、鳳闕、鳳は銅鑄の鳳凰なり、闕は門觀なり、門觀の高さ二十丈なる上に銅鑄の鳳凰を据う、故にいふ、唐中、唐は堂庭なり、虎圈、虎を飼ふの閑なり、漸臺、漸は浸なり、臺

池中に在りて水に浸さる、故に名となす、輦道、天子の御車の通ふ道なり、御成り道、相屬、相續き開けるをいふ、

夏、漢改曆、以正月爲歲首、而色上黃、官名更印章、以五字爲太初元年、

【講義】夏五月、漢曆を改めて正月を以て歲首と爲す、これ迄は十月を以て歲首と爲し、なり、而して漢は土徳を以て興りしにより色は黄を上げ、官名を印章に刻するには更めて五字を用ふ、五は土の數なればなり、改元して太初元年と爲す、

【字解】夏、漢書武紀によるに夏五月なり、以正月爲歲首、正月は建寅の月なり、之を歲首と爲すは夏曆に復せしなり、漢は從來秦曆に效ひて十月（建亥の月）を以て歲首と爲し、なり、更印章、以五字、印章に必ず五字を用ふ、足らざれば之の字を加へて五字と爲す、假令へば丞相には丞相之印章と爲すが如きをいふ、

是歲、西伐大宛、蝗大起、丁夫人、
雜陽、虞初等、以方祠、詛匈奴、大
宛焉。

【講義】 是の歳、天下の罪人を發して西の方大宛を
伐つ、又蝗大いに發生して東方より敦煌に至る、丁夫
人及び雜陽の虞初等方術を以て祠りて匈奴大宛を詛
ひしといふ、

【字解】 大宛、西方の戎國なり、蝗、禾を害する蟲な
り、いなむし、丁夫人、丁は姓、夫人は名なり、

其明年、有司上言、雍五時無牢
熟、具芬芳不備、乃令祠官進時
犢、牢具、色食所勝、而以木禺馬
代駒焉、獨五月嘗駒、行親郊、用
駒、及諸名山、山川用駒者、悉以木
禺馬代、行過乃用駒、他禮如故、

【講義】 其の明年に有司上言して曰く、雍の五時に
は近頃牢熟の具へ無く、又かんばんしき香具も備はら
ざるなりと、上乃ち祠官をして毎時に小牛の具を進
めしむ、而して其色は毎時の帝の色の勝つ所を供へ
しむ、又駒に代ふるに木禺の馬を以てせしむ、唯五月
には眞の駒を祭り、又上の行幸して親しく郊祀する
時には駒を用ひて木禺馬を用ひず、又五時のみに限
らず、諸の名山、山川に駒を供ふる所は悉く木禺馬を代
用せしむ、されど行幸の過ぐる所には駒を用ひ、他の
禮は故の如くす、

【字解】 其明年、太初二年なり、牢、熟具、牛羊豕の三
牲を烹たる具へなり、芬芳、かんばんしき香具なり、色
食所勝、色は牲の色なり、食に供ふるなり、所勝は
五行の勝つ所なり、即ち火は金に勝つ、故に赤帝に供
ふるには白牲を以てするが如きをいふ、木禺馬、木彫
の馬なり、

其明年、東巡海上、考神僊之屬、
未有驗者、方士有言、黃帝時爲

五城十二樓、以候神人於執期、
命曰迎年、上許作之、如方、命曰
明年、上親禮祠上帝焉、

【講義】 太初三年、上東の方海上に巡り、神仙を求む
るの徒を考ふるに、未だ驗ある者あらず、是に於て方
士上言して曰く、黃帝の時には五城十二樓を建て、
神人を執期の地に候ふ、之を命じて迎年といひしと、
上許して黃帝の時の如く五城十二樓を作らしめ、方
の如く神人を此に待つ、命じて明年といふ、上親ら上
帝を禮祠す、

【字解】 其明年、太初三年なり、執期、地名なり、迎
年、祈年といふに同じ、明年、延年を得るを明かにす
るとの意なり、上帝、帝は黃の誤ならむ、漢志には上
犢、黃に作れり、補紀には衣上、黃に作れり、

公玉帶曰、黃帝時、雖封太山、然
風后封臣、岐伯令黃帝封東太
山、禪凡山、合符、然後不死焉、天

子既令設祠具、至東太山、東太
山卑小、不稱其聲、乃令祠官禮
之、而不封禪焉、其後令帶奉祠
候神物、

【講義】 公玉帶曰く、黃帝の時に太山に封ずと雖、然
れども尙風后封巨岐伯の諸臣が黃帝をして東太山に
封じ凡山に禪せしめて、太山と符を合せたればこそ
黃帝は死なざりけれと、天子是に由つて既にして祠
の具を設けしめて東太山に至る、東太山は卑く小く
して其の太山といふ名に稱はず、よつて祠官をして
之を禮せしめ、天子親ら封禪せず、其の後帶をして奉
祠せしめて神物を候はしむ、

【字解】 風后、封臣、岐伯、封臣漢志には封鉅に作れ
り、鉅は巨に同じ、此に臣と書するは鉅の誤なり、此の
三人は皆黃帝の臣なり、東太山、太山の東琅邪朱虛縣
に在る山の名なり、凡山、凡一に丸に作る、此も亦朱
虛縣に在り、太山卑小、太の上に東の字を脱す、

夏遂還太山修五年之禮如前而加以禪祠石閭石閭者在太山下陞南方方士多言此僊人之閭也故上親禪焉

【講義】太初三年の夏、上遂に東太山より太山に還りて五年毎に祀るの禮を修むること前の如くす、而して之に加ふるに石閭に祠りて禪す、石閭とは太山のふもとの南方に在るなり、方士多くは言へり、此は仙人の門閭なりと、故に上親ら之に禪せしなり、

其後五年復至太山脩封還過祭恆山

【講義】其の後五年にして、復太山に至りて封を修む、還りに北に巡り過ぎて恆山を祭りぬ、

【字解】其後五年、天漢四年なり、恆山、北嶽なり、今天子所興祠太一后土三年

親郊祠建漢家封禪五年一修封薄忌太一及三一冥羊馬行赤星五牀寬舒之祠官以歲時致禮凡六祠皆太祝領之至如八神諸明年凡山他名祠行過則祠行去則已方士所興祠各自主其人終則已祠官不主他祠皆如其故今上封禪其後十二歲而還徧於五岳四瀆矣而方士之候祠神人入海求蓬萊終無有驗而公孫卿之候神者猶以大人之跡爲解無有效天子益怠厭方士之怪迂語矣然

羈縻不絕冀遇其真自此之後方士言神祠者彌衆然其效可睹矣

【講義】今の天子の興し祠る所の太一后土は、三年毎に親ら郊祠し、漢家の封禪を建つるは五年毎に一たび封を修む、薄忌が太一及び三一・冥羊・馬行・赤星五牀の山祠及び寬舒の祠宮は歲時に禮を致す、而して六祠は皆太祝之を領す、八神・諸の明年・凡山及び他の名祠の如きに至りては、行幸の過る時は之を祠り、去る時は已む、又方士の興し祠る所は各、自ら主と爲り、其人終れば已めて祠官主たらざるなり、其の他の祠は皆其の故の例の如くす、今上封禪し、其の後十二歲にして還りて五岳四瀆に遍す、而して方士の神人を候ひ祠り、海に入りて蓬萊に神仙を求むる者は一も驗あると無し、而して公孫卿の神を候ふは、猶大人の跡ありといふを以て上の心を解かむとす、されど效あること無し、天子益、方士の怪しく迂遠なる語に怠り厭ふ、されど尙其の言にほだされて之と絶

縁すること能はず、其の眞の仙神に遇はむことを冀へり、此より後方士の神祠を言ふ者彌衆し、然れども其の效の無きこと已に知るべきなり、
【字解】今天子、漢の武帝なり、薄忌太一、薄忌は毫人謬忌のことにして紀には薄誘忌に作れり、此の人の傳ふる所の太一の祠方あり、故に薄忌の太一といふ、三一・冥羊・馬行・赤星・五、五の下漢志には牀の字あり、五牀山祠のとなり、以上太一と共に六祠なり、寬舒之祠官、官は漢志に宮に作れり、從ふべし、諸明年、五城十二樓を作りて神人を候ふことを明年といふ、行、下の行の字は衍也、漢志には無し、羈縻、羈は馬絡なり、縻は牛の轡なり、二字にてほださるゝこと、效可、略、今人の其の事已に知るべしとの意に同じ、
太史公曰、余從巡祭天地諸神名山川而封禪焉、入壽宮、侍祠神語、究觀方士祠官之意、於是退而論次自古以來、用事於鬼

神者具見其表裏後有君子得
以覽焉若至俎豆珪幣之詳獻
酬之禮則有司存

【講義】 太史公曰く、余天子に従ひ巡りて天地の諸
神名山川を祭りて封禪したり、又壽宮に入りて祠神
の語を侍り聞き、方士祠官の意をも究め觀察するこ
とを得たり、是に於て退きて古より以來、事を鬼神に
用ひたる者を論じ次でて、其の表裏を見しぬ、後世君
子あらば、此の書によりて封禪の大意を覽ることを
得む、若し其の俎豆珪幣の詳なることと獻酬の禮とに
至りては別に之を記す有司あれば、此には之を略し
たり、

【字解】 從巡、武帝に扈從して天下を巡りしをいふ、

河渠書第七
夏書曰禹抑鴻水十三年過家

不入門陸行乘車水行載舟泥
行蹈毳山行即橋以別九州隨
山浚川任土作貢通九道陂九
澤度九山然河蓄衍溢害中國
也尤甚唯是爲務故道河自積
石歷龍門南到華陰東下砥柱
及孟津雜洩至于大邳於是禹
以爲河所從來者高水湍悍難
以行平地數爲敗乃斷二渠以
引其河北載之高地過降水至
于大陸播爲九河同爲逆河入
于勃海九川既疏九澤既灑諸
夏艾安功施于三代

【講義】 夏書に曰く、禹は天下の洪水を治め止めむ
とて、十三年の間、吾が家の前を通り過ぐるも其門に
入らず、陸行には車に乗り、水行には舟に載り、泥行
には毳を踏み、山行には直き輶の車に乗り、天下を隈
無く巡り視て九州を區畫し、山脈に隨つて川を深く
して水を通じ、土地の良否に應じて貢物を定め、九州
の道を通じ、九州の澤に隄を築き、九州の物産を度り
て其貢賦の上下を制定せり、されど黄河の洪水は毎
年の如く氾濫して中國を害ふと甚大なれば、禹は專
ら此の洪水を遏むることを務と爲す、故に河を道くと
西の方積石より發し、龍門山の險を鑿り歷て、南の方
華陰に到り、東に折れて砥柱山を下り、孟津雜洩に及
びて大邳山に至る、是に於て禹思へらく、河水の從つ
て來ること上流高ければ、水勢疾くして強し、故に此
の勢を以てしては平地に行かす難し、若しこのま
ま平地に行かすれば、水害あらむと、乃ち二流
の大渠を分ちて河水を引けり、而して之を北の方の
高地に行かすめ、降水を過ぎらしめ、大陸澤に至ら
しむ、これより數流に布き陳べて九河と爲し、以て其
の水勢を緩くす、九河の末流復合同して逆河と爲り

て海に入る、此の如くして九州の諸川既に疏通し、九
州の澤既に分れ灑ぎ、諸夏治まりて安し、其の功績獨
夏のみにあらず、延いて殷周の代にまで施し及べり、
【字解】 夏書、夏の代の記録なり、抑、遏なり、ヤムと
訓む、毳、そりなり、橋、一に樅に作る、直輶の車なり、
浚、深なり、任土、土地の良否に應ずること、作貢、貢
物を定むること、陂、隄を築くなり、九山、山は産な
り、九州の産物なり、衍溢、あまりあふる、なり、砥
柱、河の中にある山の名なり、湍悍、湍は疾なり、悍は
強なり、爲敗、敗は水害なり、斷、分つなり、降水、川
の名なり、大陸、澤の名なり、播、布き陳ぶなり、逆河、
勃海なり、勃海、勃の字衍なり、疏、疏通なり、灑、そ、
ぐなり、艾安、治まりやすんずるなり、

自是之後滎陽下引河東南爲
鴻溝以通宋鄭陳蔡曹衛與濟
汝淮泗會于楚西方則通渠漢
水雲夢之野東方則通鴻溝江

淮之間、於吳則通渠、三江五湖、於齊則通蓄濟之間、於蜀蜀守冰、鑿離碓、辟沫水之害、穿二江、成都之中、此渠皆可、行舟有餘、則用溉浸、百姓饗其利、至于所過、往往引其水、益用溉田疇之渠、以萬億計、然莫足數也、

【講義】 三代の後、滎陽縣下に於て河水を引く、其の東南の方に大なる溝渠を作り、以て宋・鄭・陳・蔡・曹・衛の諸國に通じ、又濟・汝・淮・泗の諸水とも會す、又楚に於ては西方は渠を漢水雲夢の野に通じ、東方は鴻溝と江淮との間に通ず、又吳に於ては渠を三江五湖に通ず、又齊に於ては渠を蓄濟二水の間に通ず、蜀に於ては蜀守の李冰といふ者離碓を鑿り開きて沫水の害を避け、二江を成都の中に穿てり、此等の渠は皆舟を行るべく、水餘れば之を用ひて田に溉ぎ

浸す、百姓是を以て其の利を承く、其の河渠の過ぐる所に至りては往々其の水を引きて益、田畝の小渠に溉ぐこと萬億を以て計る程衆し、されど一一之を數へ記するに足る無し、

【字解】 滎陽、縣の名なり、清の河南省開封府滎澤縣の西南に當る、鴻溝、大なるみぞ、即ち官渡水と汴河となり、此の二流楚漢の分界となる、故に後世物の區畫を鴻溝といふ、三江、北江と中江と南江となり、五湖、一湖の名なり、後世の太湖のこと、二江、鄆江と流江となり、溉浸、浸は浸に同じ、そゞぎひたすなり、饗、受くるなり、田疇、疇は麻田なり、

西門豹引漳水溉鄴、以富魏之河內、

【講義】 魏の西門豹漳水を引きて魏の鄴都に溉ぎて水利を便にし、以て魏の河内を富ましぬ、

而韓聞秦之好興事、欲罷之母令東伐、乃使水工鄭國間說秦、

令鑿涇水、自中山西邸瓠口爲渠、竝北山東注洛、三百餘里、欲以溉田、中作而覺、秦欲殺鄭國、鄭國曰、始臣爲間、然渠成、亦秦之利也、秦以爲然、卒使就渠、渠就用、注填闕之水、溉澤鹵之地、四萬餘頃、收皆畝一鐘、於是關中爲沃野、無凶年、秦以富彊、卒并諸侯、因命曰鄭國渠、

【講義】 而るに韓は秦の好みて事を興すを聞き、之に事業を興さしめて疲らしめ、東の方韓を伐たしむると無からしめむと欲し、乃ち水工の鄭國といふ者をして間諜となりて秦を説かしめて、涇水をほりて中山の西より瓠口に至るまでを渠となさしむ、秦是に於て北山に竝ひ東の方洛水に注ぐこと三百餘里に

及び、以て其の間の田に溉がむとす、然るに工事の最中に韓が秦を弱めむとするの策に出でしこと發覺せり、秦因つて鄭國を殺さむとす、鄭國曰く、仰の如く始め臣は韓の間諜となりて秦に此の渠を鑿らしめたり、されど若し此の渠成りなば亦秦の利益大ならずやと、秦其の言を然りとなし、卒に渠を成就せしむ、渠就りて淤濁の水を引き澤及び鹵地の四萬餘頃に溉ぎて更に肥美せしめければ、其の收入皆一畝毎に六斛四斗に達す、是に於て關中是が爲に肥沃の野と爲りて凶年無く、秦は之を以て富強と爲り、卒に諸侯を併合せり、秦因て此の渠に命じて鄭國渠と名づけしとぞ、

【字解】 罷、困極疲弊なり、ツカルと訓む、水工、鄭國能く水を治む、故に水工といふ、間、間諜なり、瓠口、谷口なり、谷口は即ち寒門なり、中作、工事の途中なり、注、引くなり、填闕、闕は淤に同じ、填淤は壅りたる泥なり、澤鹵、澤一に寫に作る、鹵は鹹地なり、しほちなり、一鐘、鐘は鍾と通ず、六斛四斗なり、

漢興三十九年、孝文時、河決酸

棗、東、潰、金隄、於是東郡大興、卒、塞之、

【講義】漢興りて二十九年、孝文帝の時に黄河増水して酸棗の隄を決壊して東の方金隄をも破潰せり、是に於て東郡大いに卒を興して此の二隄を塞ぎぬ、其後四十有餘年、今天子元光之中、而河決於瓠子、東南注鉅野、通於淮泗、於是天子使汲黯、鄭當時興人徒塞之、輒復壞、是時武安侯田蚡爲丞相、其奉邑食鄒、郿、居河北、河決而南、則鄒無水、菑、邑收多、蚡言於上曰、江河之決、皆天事、未易以人力爲彊塞、塞之、未必應天、而望氣用

數者、亦以爲然、於是天子久之不事復塞也、

【講義】其の後四十有餘年を経て、今の天子の元光年中に、黄河の水溢れて瓠子に決壊し、東南に流れて鉅野縣に注ぎ入り、淮泗の二水に通じぬ、是に於て天子汲黯、鄭當時をして衆徒を興して之を塞がしむ、しかるに間も無く壞れぬ、是の時武安侯田蚡丞相たり、而して其の奉邑は鄒に食む、郿は河北に在り、河決して南に流るれば鄒は水菑を免れて邑の收穫多し、田蚡依て上に言つて曰く、江河の決壊するは皆天の成せる事にして人力を以て強ひて塞ぎ易からず、假令之を塞ぐも未だ必しも天に應じたりと爲すべからずと、而して氣を望み數を用ひて天文を見る者も亦然りと爲す、是に於て天子之を聽きて久しく復河の決壊を塞ぐことをなさざりき、

【字解】其後四十有餘年、文帝十二年に黄河東郡に決壊してより元光三年に瓠子に決するまで凡て二十六年なり、此に四十有餘年と爲すは誤ならむ、瓠子、地名なり、大名府開州城の南に在り、鉅野、縣の名な

り、奉邑、食邑に同じ、田蚡既に魏郡の武安縣に封ぜらる、其の丞相となるに及びて別に鄒を食みしなり、是時鄭當時爲大農、言曰、異時關東漕粟、從渭中上、度六月而罷、而漕水道九百餘里、時有難處、引渭穿渠、起長安、竝南山下、至河、三百餘里、徑易漕、度可令三月罷、而渠下民田萬餘頃、又可得漑田、此損漕省卒、而益肥關中之地、得穀、天子以爲然、令齊人水工徐伯表、悉發卒數萬人、穿漕渠、三歲而通、通以漕大便利、其後漕稍多、而渠下之民頗得漑田矣、

【講義】是の時鄭當時は大農の官たり、上言して曰く、昔時關東より粟を長安に運漕するには、渭中より上りて度るに六箇月を経て始めて罷めたり、而して其の漕送する水道は九百餘里に及び、且つ諸處に難處あり、しかるに今渭水を引きて渠を穿ち、功を長安より起して、終南山の下に竝ひて河に至れば、其の間三百餘里にして直ちに關東に通じて、粟を漕び易く、之を度るに三箇月にして止ましむべし、而して渠の下流の民田萬餘頃は是に由つて水を漑ぐことを得べし、是れ漕道を減じ卒を省きて、益、關中の地を肥して穀を得るの策なりと、天子以て然りと爲す、是に於て齊人の治水に工みたる徐伯をして測量せしめ、悉く徒卒數萬人を使役して漕渠を穿たしむ、三歲にして開通す、通じて粟を漕ぶに大いに便利なり、其の後漕運稍多く、而して渠下の民も頗る之に依つて田に水を漑ぐことを得たり、

【字解】大農、農官の長なり、異時、昔時なり、徑、直なり、タ、チニと訓む、表、渠を穿つ處を巡行して木標を豎つるなり、今の測量をなすこと、一説に徐伯表は水工の姓名なりと、悉、一に衆に作る、

其後河東守番係言漕從山東西歲百餘萬石更砥柱之限敗亡甚多而亦煩費穿渠引汾溉皮氏汾陰下引河溉汾陰蒲坂下度可得五千頃五千頃故盡河壩棄地民菱牧其中耳今溉田之度可得穀二百萬石以上穀從渭上與關中無異而砥柱之東可無復漕天子以爲然發卒數萬人作渠田數歲河移徙渠不利則田者不能償種久之河東渠田廢予越人令少府以爲稍入

【講義】 其の後河東郡守の番係上言して曰く、從來運漕して山東より西の方關中に入れし所の粟は、歲毎に百餘萬石に及べり、而して砥柱山の難處を歴て舟の敗亡する者甚だ多く、其の費用も亦煩しく多かりき、故に渠を穿ちて汾水を引き、皮氏及び汾陰の二縣の下に溉ぎ、又河水を引きて汾陰・蒲坂の二縣下に溉げば、之を見積るも、田五千頃を得べし、此の五千頃の地は、故盡く河邊に縁ひて棄てられたるものにして、民は唯其の中にて乾草を收めて牧畜せしのみ、而るに今水を溉ぎて之を耕し田れば、度るに穀二百萬石以上を得べし、因つて此の穀を渭水によりて關中の上せば、關中にて收穫すると異なることなけむ、而して砥柱の東より復運漕する必要無かるべしと、天子以て然りと爲す、是に於て卒五六萬人を發して渠と田とを作りぬ、其の後五六歲にして河身移動して此の渠利あらず、従つて耕作する者も其の收むる所は種糧の費を償ふこと能はず、久しくして河東の渠田遂に廢しぬ、よつて之を越人の水田に習へる者及び新に居を移して業あらざる者に予へたるに、僅少なから收穫することを得たり、由つて稍其の税

を減じて少府に納めしむ、

【字解】 漕從山東西、粟を運漕して山東より西の方關中に入るをいふ、更、歴なり、限、阻なり、難處をいふ、皮氏汾陰、二縣の名也、皮氏は汾水の北龍門縣の西に在り、汾陰は汾水の南に在り、俗に般湯城といふ、蒲坂、汾陰の南に在り、河壩、河邊に縁る地也、菱、菘、芡は乾草なり、牧は牧畜なり、乾草を收めて牧畜するをいふ、與關中無異、關中にて收穫すると異なること無きの意なり、予、越人、越人の水田に習へる者及び新に居を移して未だ業あらざる者に與へしをいふ、令少府以爲稍入、稍其の税を減少して少府に納入せしむるの意なり、

其後人有上書欲通褒斜道及漕事下御史大夫張湯湯問其事因言抵蜀從故道故道多阪回遠今穿褒斜道少阪近四百里而褒水通沔斜水通渭皆可

以行船漕漕從南陽上沔入褒之絕水至斜間百餘里以車轉從斜下下渭如此漢中之穀可致山東從沔無限便於砥柱之漕且褒斜材木竹箭之饒擬於巴蜀天子以爲然拜湯子卬爲漢中守發數萬人作褒斜道五百餘里道果便近而水湍石不可漕

【講義】 其の後或る人上書して褒水と斜水との間の山道を穿ち開き、及び河南の南陽縣より蜀に通ずるの漕道を通ぜむと欲すと、上其の事を御史大夫の張湯に下し諮ふ、湯よつて其の事を或人に問ふ、或人因りて言ふ、これまで都より蜀に至るには故道縣により、故道縣は阪多く迂回にして道遠し、今褒水と斜

水との間に横はれる銜嶺の山道を穿てば、阪少くして故道より近きこと四百里なり、而して襄水は沔水に通じ、斜水は渭水に通ぜり、此等は皆船を行りて漕運すべし、故に粟を漕ぶに河南の南陽縣より沔に上りて襄に入り、襄の水の絶えたる處より斜の舟行の處までは、其の間山道百餘里なれば、車を以て轉運し、斜水の下流より渭水を下れば直に長安に達すべし、此の如くすれば漢中の穀容易に長安に致すべし、故に河南、江南、淮南の諸地より沔水に從ひて上れば難處無くして砥柱の漕運よりも便なり、且つ襄水斜水の地方よりは材木竹箭の産出饒多にして巴蜀に比すべしと、天子以て然りと爲す、是に於て湯の子の印を拜し漢中郡の太守と爲し、卒五六萬人を發して襄斜の道及び漕道を作ること五百餘里に及ぶ、穿ちたる道は果して便にして近けれども、漕道の水勢急湍にして石に激し、漕運に便ならざりき、

【字解】 襄斜道、襄水と斜水との中間に在る銜嶺の山道なり、沔、漢水の上流なり、山東、河南の東及び江南淮南等の東國を指す、無限、限は上文の砥柱之限の限と同じく險阻なり、難處無きをいふ、湍、石、湍は

激なり、つきあたるなり、水勢急にして石につきあたること、
其後莊熊罷言、臨晉、民願穿洛、以溉重泉、以東萬餘頃、故鹵地、誠得水、可令畝十石、於是爲發卒萬餘人、穿渠、自徵引洛水、至商顏、下岸善崩、乃鑿井、深者四十餘丈、往往爲井、井下相通、行水、水頽以絕商顏、東至山嶺、十餘里、間井渠之生自此始、穿渠得龍骨、故名曰龍首渠、作之十餘歲、渠頗通、猶未得其饒、

【講義】 其の後莊熊罷上言して曰く、臨晉の民は洛水を引きて重泉より東なる萬餘頃の故の鹵地に溉が

むとを願へり、若し試みに水を得ば、畝毎に十石の粟を得しむべしと、是に於て其の請願を許可し、卒萬餘人を發して渠を穿ち、微より洛水を引きて商顏山下に至る、時に此の山の層性疎なりしにや、山岸善く崩れて水流を塞ぐ、乃ち井を鑿りて深さ四十餘丈に達し、往々井を爲りて各井の下相通せしめて水を行る、水は此の暗渠の中を潜りて商顏山を度り、東の方山坂に至ると十餘里の間に達す、かゝる井渠の成りしは此より始る、さて渠を穿つ時に龍骨を得たり、故に此の渠を名けて龍首渠といふ、之を作ること十餘歳の長日月を費し、渠の長さも頗る通じたれども、猶之を以て未だ饒多なりと謂ふことを得ざるなり、

【字解】 商顏、山の名なり、岸善崩、商顏山の麓の岸なり、頽、地下を流ること、潜るなり、絶、度なり、ワタルと訓む、山の端より端に及ぶをいふ、嶺、山坡なり、自河決瓠子、後二十餘歲、歲因以數不登、而梁楚之地尤甚、天

子既封禪、巡祭山川、其明年旱、乾封、少雨、天子乃使汲仁、郭昌、發卒數萬人、塞瓠子、決於是天子已用事、萬里沙、則還、自臨決河、沈白馬、玉璧于河、令群臣從官、自將軍已下、皆負薪、實決河、是時東流、郡燒草、以故薪柴少、而下淇園之竹、以爲榿、天子既臨河決、悼功之不成、乃作歌曰、瓠子決兮、將奈何、皓皓旰兮、閔殫爲河、殫爲河兮、地不得寧、功無已時兮、吾山平、吾山平兮、鉅野溢、魚沸鬱兮、柏冬日、延道

弛兮離常流、蛟龍騁兮方遠遊、
歸舊川兮神哉沛、不封禪兮安
知外、爲我謂河伯兮何不仁、泛
濫不止兮愁吾人、齧桑浮兮淮
泗滿、久不反兮水維緩、一日、河
湯湯兮激潺湲、北渡迂兮浚流
難、拳長菱兮沈美玉、河伯許兮
薪不屬、薪不屬兮衛人罪、燒蕭
條兮噫乎何、以禦水、頽林竹兮
樾石菑、宣房塞兮萬福來、於是
卒塞瓠子、築宮其上、名曰宣房
宮、而道河北、行二渠、復禹舊迹、
而梁楚之地復寧、無水災、自是

之後、用事者爭言水利、朔方西
河、河西、河泉、皆引河及川谷、以
溉田、而關中、輔渠、靈軹、引堵水、
汝南、九江、引淮、東海、引鉅定、太
山下、引汶水、皆穿渠爲溉田、各
萬餘頃、佗小渠、披山、通道者、不
可勝言、然其著者在宣房、

【講義】 黄河瓠子の堤を決壊してより、後二十餘歳の間、毎歳の如く之が爲に數、登らず、而して梁楚の地尤も甚し、元封元年に天子既に封禪して天下を巡りて名山川を祭り、其の明年早魃して封じたる土を乾して雨少し、天子乃ち汲仁・郭昌をして卒數萬人を發して瓠子の決壊を塞がしむ、是れより先き天子已に雨乞ひを萬里沙に禱り、過ぎりて太山に祠り、其還幸の途次に自ら決壊せる河に臨みしなり、よつて白馬玉璧を河に沈め、群臣從官をして將軍より已下皆

薪を負ひて決河に置き、築隄せしむ、是の時東郡已に草を燒けり、故を以て薪柴少し、而して淇園の竹を下して樾と爲す、天子既に河の決壊せる處に臨み、其の土功の成らざるを悼み、乃ち歌二章を作る、其の一到曰く、瓠子の隄壊れて、將に之を奈何せむとす、水勢盛んにして州閭盡く河と爲る、盡く河と爲りたれば其の地方は安寧なるを得ず、今土功を興して未だ已まざるに吾が山鑿られて平かとなる、吾が山平かとなりて鉅野澤は溢る、鉅野の水溢るれば衆魚憂ひて樂まず、尙冬日近づきて益、困却せむとす、黄河の正道弛壞して常流に離れ、蛟龍騁せて方に遠く遊ぶ、河水若し舊川に歸らば群害消除して神祐あまねく及ばん、我封禪して天下を巡らすんば安ぞ、關外に此水害あるを知らむ、我が爲に河伯に謂へ、何ぞ不仁の甚しき、泛濫して止まず吾人を愁へしむ、齧桑の邑は浮びて淮水泗水は滿てり、若し久しく舊道に反らすんば水神の綱維緩まむと、其の二に曰く、河水疾くして激して流る、北に渡らむとすれば迂くして急流なれば難し、長竿を取りて美玉を沈めて河伯に禮す、河伯福祐を許さるれども薪速ばず、薪の速ばざるは衛人

の罪なり、東郡の山野燒けて草皆盡きぬ、噫何を以て水を禦がむ、淇園の竹を頽して河決の口に立て、草の代りに石を甬み土を填めて、樾と爲す、宣房塞ぎて萬福來らむと、是に於て卒に瓠子の隄を塞ぎて宮を其の上に築く、名けて宣房宮といふ、而して河水を導きて北に行る、此の北行の二渠は禹の舊迹に復りしなり、而して梁楚の地は復安寧にして水災無し、是より後政事を用ふる者争ひて水利を言ふ、依つて朔方・西河・河西・酒泉の諸渠は皆河及び川谷を引きて田に溉ぐ、而して關中の輔渠・靈軹の二渠は諸水を引き、汝南・九江の二渠は淮水を引き、北海渠は鉅定澤を引き、太山下の渠は汶水を引く、皆渠を穿ちて田に溉ぐ、各一渠毎に萬餘頃に灌漑す、他の小渠の山を披き道を通ずる者勝げて言ふべからず、されど其の尤も著れたるは宣房の二渠に在るなり、

【字解】 用事、萬里沙、萬里沙に雨乞ひせしをいふ、東流郡、流の字は衍なり、漢志に無し、樾、竹を水の決壊せし處に樹て、其の裏に草を以て塞ぎ、又土石にて填むること、しがらみ、皓皓、水勢の盛んなる貌、閭、州里なり、漢志に慮に作る、山の名なり、殫、盡

なり、コトくく訓む、山平、山を鑿りて河を填む、故に山平かとなるをいふ、鉅野、澤の名なり、沸鬱、憂ひて樂まざるの貌、柏冬、日、柏は迫に同じ、冬日に迫るとは其の憂の長引きて益、困難に陥るをいふ、延道、延は正の誤なり、正道は黄河の正しき流なり、神哉沛、神祐のあまねきをいふ、知外、外は關外の水害なり、爲我謂、河伯、漢志には皇謂、河公に作る、皇は武帝を指す、鬲桑、邑の名なり、水維、水神の綱維なり、一曰、武帝瓠子歌二章を作る、此は其の第二章なり、故にいふ、湯湯、疾き貌、潺湲、激流なり、迂、遠也、漢志に回に作る、浚流、急流なり、拳、取なり、芟、竿なり、一説に竹葦の類なりと、不屬、屬は逮ふなり、衛人、東郡は本衛の地なり、故にいふ、蕭條、ものさびしき貌、山野に草の無きをいふ、石菑、石を挿みて立つるをいふ、堵水、堵は諸の誤なり、東海、東は北の誤なり、日知錄廿六に詳なり、鉅定、澤の名なり、

太史公曰、余南登廬山、觀禹疏九江、遂至于會稽、太湟、上姑蘇、

望五湖、東闕洛、納大邳、迎河、行淮、泗、濟、漯、洛、渠、西瞻蜀之岷山、及離碓、北自龍門、至于朔方、曰、甚哉、水之爲利害也、余從負薪塞宣房、悲瓠子之詩、而作河渠書、

【講義】太史公曰く、余南の方廬山に登りて禹の九江を疏通せし跡を觀、遂に會稽の太湟に至り、姑蘇城に上りて五湖を望み、東の方洛水、泗水及び大邳山を闕ひ、河を迎へて淮、泗、濟、漯、洛の諸渠を巡り、西の方蜀の岷山及び離碓山を瞻、北の方龍門より朔方に至れり、其間觀て大いに感ずる所あり、曰く、甚しきかな水の或は利となり或は害となることをと、余天子に従ひて瓠子に至り、將軍と俱に薪を負ひて宣房を塞ぎ、瓠子の歌を悲みて此の河渠書を作る、

【字解】九江、洞庭湖の別名也、之を九江といへるは沅水・漸水・澠水・辰水・敘水・酉水・澧水・資水・湘水の

九江皆洞庭に注げるを以てなり、太湟、湟一に濕に作る、大邳、山の名なり、離碓、山の名なり、

平準書第八

漢興、接秦之弊、丈夫從軍、旅、老弱轉糧、饑、作業劇、而財匱、自天子不能具鈞駟、而將相或乘牛車、齊民無藏蓋、於是爲秦錢重、難用、更令民鑄錢、一黃金一斤、約法省禁、而不軌逐利之民、蓄積餘業、以稽市物、物踊騰糶、米至石萬錢、馬一匹則百金、

【講義】漢興りて秦の弊政の後を接ぎ、丈夫は戰爭を事とし、老弱は兵糧を運び、作業劇しくして財用乏

しく、天子と雖も其の乗物に四頭の同じ色の馬を具ふること能はず、大臣大將も或は牛車に乗り、一般國民は窮乏して貯蓄すべき物なかりき、是に於いて秦錢は重くして取扱に不便なりとて、更に人民をして錢を鑄らしめ、一黄金の重さを一斤と定め、秦の苛法を簡約にし、諸の禁制を省けり、而も法度に從はずして私利を事とする民ありて、餘財を貯へ市中の物品て買占め、之れを貯藏し置き物價の騰貴するを待ちて賣り出し、かば、米一石の價萬錢、馬一匹の價は則ち百金に至れり、

【字解】從、軍旅、戰爭に從事するなり、轉、糧饑、兵糧を運ぶことなり、匱、乏なり、下、能、具、鈞駟、國費多端にして天子の駕に四頭の同じ色の馬を具ふること能はざりしをいふ、秦錢、重難、用、秦の錢重くして、取扱に不便なるをいふ、一黄金一斤、黄金一寸四方にして、重さ一斤なりしをいふ、約、法、省、禁、秦の苛法を簡約にし、諸の禁制を省きしなり、不軌逐利之民、法度に從はずして私利を事とする民をいふ、蓄、積、餘業、餘業は餘財なり、物踊騰糶、躍騰は物價の騰貴すること、糶は賣り出すことなり、

天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租稅以困辱之。孝惠高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫、亦不得仕宦爲吏、量吏祿、度官用、以賦於民、而山川園池市井租稅之入、自天子以至于封君湯沐邑、皆各爲私奉養焉、不領於天下之經費。漕轉山東粟、以給中都官、歲不過數十萬石。

【講義】 天下已に平かなり、高祖乃ち賈人をして絹布を著、車に乗ることを得ざらしめ、租税を重くして之れを困め辱かしむ、孝惠帝及び呂后の時に至りて、天下初めて定めりと爲し、復商賈を取締る法律を弛ぶ、然れども町人の子孫たる者は、仕宦して官吏たる

ことを得ず、官吏に與ふべき祿を量り、官府に要する費用を度り、以て租税を人民に割り當て、而して山川園池市井より入る所の租税を以て自家の用に供し、天子より以て諸侯湯沐の邑に至るまで、皆各私の奉養を爲し、天下の經費を領して自家の用に供するが如きこと無く、山東の粟を漕轉して以て京師諸官府の用に充てたり、其の額一歲數十萬石に過ぎず、

【字解】 衣、絲、絹の衣装を著ることなり、高后、呂后なり、市井、町家のことなり、中都官、京師の諸官府なり、
至、孝文時、莢錢益多、輕、乃、更鑄四銖錢、其文爲半兩、令民縱得自鑄錢、故吳諸侯也、以卽山鑄錢、富埒天子、其後卒以叛逆、鄧通大夫也、以鑄錢、財過王者、故吳鄧氏錢布天下、而鑄錢之禁

生焉、

【講義】 孝文帝の時に至り、莢錢益多くして輕し、乃ち更に四銖錢を鑄、其の文を半兩と爲し、人民をして縦に自ら錢を鑄るを得しむ、故に吳は諸侯の國なれども銅山に卽きて錢を鑄、其の富天下に埒しく、其の後卒に叛逆の大罪を犯すに至れり、又鄧通は大夫なれども、錢を鑄しを以て其の財産は王者に過ぎたり、故に吳氏鄧氏の錢は天下に布きて、其の弊甚しかりしより、鑄錢の禁を生ずるに至れり、

【字解】 莢錢、榆の莢の如き形をしたる錢なり、匈奴數、侵盜北邊、屯戍者多、邊粟不足、給食當食者、於是募民能輸及轉粟於邊者、拜爵、爵得至大庶長、

【講義】 匈奴數、北邊を侵し盜掠を事としければ、屯戍する兵卒も益多きを要し、北邊に於て徵發すべき糧食も缺乏を告ぐるに至れり、是に於て民に募

り能く糧食を輸送し及び邊境に糧食を轉送する者には爵位を與へ、其の功たかきものは大庶長に至るを得ることとせり、

【字解】 屯戍、屯は耕作をしながら滯陣する兵、戍は邊境を守る兵なり、邊粟、邊境に在る所の粟、粟は穀のまゝの米なり、拜爵、漢の文帝、晁錯が言を用ひ人々をして邊境に粟を入れしめ、六百石を入る者は上造に爵し、稍増して四千石に至れば五大夫と爲し、一萬二千石を入る者は大庶長となす、大庶長、第十八等の爵なり、

孝景時、上郡以西旱、亦復修賣爵、令而賤其價、以招民、及徒復作、得輸粟縣官、以除罪、益造苑馬、以廣用、而宮室列觀輿馬、益增修矣、

【講義】 孝景帝の時に當り、上郡以西旱魃にて用度足らざりしかば、亦復爵を賣るの令を修め、其の價を

賤しうして以て人民を招き、及び女徒の勞作するものは粟を縣官に輸して以て罪を除くことを得、苑圃の數を益し、軍馬を養ひ、以て軍用を廣めたり、是に於て宮室列館輿馬益、増修するに至れり、

【字解】 及徒復作、復作は女徒の勞作なり、律に輕罪の男子邊境を守ることに一歲、女子は輕弱なるを以て邊境を守るに堪へず、復作の賤役に服せしむ、徒は奴なり、其の罪の輕重を量り、年限を定め奴隸として使役し之れを懲罰す、列觀、列館なり、益造苑馬、苑は苑圃なり、此に廐を設け以て軍馬を養ふなり、

至今上即位數歲、漢興七十餘年之間、國家無事、非遇水旱之災、民則人給家足、都鄙廩庾皆滿、而府庫餘貨財、京師之錢累巨萬、貫朽而不可校、太倉之粟陳陳相因、充溢露積於外、至腐

敗不可食、衆庶街巷有馬、阡陌之間成群、而乘字牝者、僮而不得聚會、

【講義】 今上皇帝位に即くに至りて數歲を経、漢興りて七十餘年の間國家は無事太平にして、洪水旱魃の災あるにあらざれば、民は則ち人々給り家々足りて生活の困みなく、都鄙一般に廩庾皆滿ち、而して府庫には貨財を餘し、京師の錢巨萬を累ね、貫朽ちて金額數ふべからず、太倉の粟陳々相因り、充溢して倉外に露積し、腐敗して食ふべからざるに至り、衆庶の街巷には馬有り、阡陌の間に群を成し、牝馬に乗る者は牡馬に踞齧せらるゝを以て擯斥せられ、出でて聚會するを得ず、

【字解】 災、災に同じ、廩庾、廩は米倉なり、庾は屋根なき倉なり、野に在るをいふ、府庫、官府の庫なり、貫朽而不可校、貫は錢を貫く繩也、校は數なり、錢を貫きし繩朽ちて計算し難きをいふ、太倉、官府の米倉なり、陳々相因、陳は故なり、故き米の次々と積み置か

るゝをいふ、衆庶街巷、庶民の住める街巷也、直を街といひ、曲を巷といふ、阡陌、路の南北を阡といひ、東西を陌といふ、字牝、牝馬なり、字は孳と通じ、孳乳して兒を養ふが故なり、

守閭閻者食梁肉、爲吏者長子孫、居官者以爲姓號、故人人自愛而重犯法、先行義而後細耻辱焉、當是之時、網疏而民富、役財驕溢、或至兼并豪黨之徒、以武斷於鄉曲、宗室有土、公卿大夫以下、爭於奢侈、室廬輿服、僭于上、無限度、物盛而衰、固其變也、

【講義】 閭閻に守長たる者は梁肉を食ひ、吏たる者は子孫を長大にし、官職に居る者は官名を取りて姓

號と爲す、故に人々自愛して法度を犯すことを重んじ、義を行ふことを先にして、恥辱を黜くることを後にせり、是の時に當り、法網疎にして民富み財力を以て人を使役し、驕溢に流れ或は土地を兼并せる豪族の徒、其の職にあらざるも、饒富を恃みて曲直を武斷し、封土を有せる宗室及び公卿大夫以下奢侈を争ひ、室廬輿馬衣服各、其の分限を超えて上に擬し、限度あること無し、然れども物盛にして衰ふるは、固に自然の變にして、孰れの代と雖も之れを免るゝことを得ず、

【字解】 守閭閻者、村里に長たる者をいふ、二十五家を閭と爲し、里門を閭といふ、梁肉、美食なり、梁は米の美味なるものをいふ、爲吏者長子孫、天下無事にして、官吏職を轉ずると少く、子孫に至りていよいよ長大を極むるをいふ、居官者以爲姓號、官名を取りて氏とするなり、倉氏庾氏の如き是れなり、先行義而後細耻辱、細は黜なり、各人自愛して義を行ふを以て先とし、恥辱を黜くることを後にす、是れ法を重んじ徒に刑罰を免るゝを以て幸ひとせざるなり、網疏、疎は疎に同じ、法律制度の嚴密ならざるなり、

武斷於鄉曲、鄉曲は村里なり、村里に在る富豪の徒、威力を恃み其の職に在らずして曲直を裁判するなり、宗室有士、國家の宗室にして封邑土地を受くる者をいふ、

自是之後、嚴助朱買臣等招來東甌、事兩越、江淮之間、蕭然煩費矣、

【講義】 是れより後嚴助、朱買臣等東甌を招き來たして之を援助し南越閩起の間に兵争を事とし、江淮の間蕭然として煩費する所多し、

【字解】 嚴助、武帝の朝郡に賢良に擧げられ、中大夫會稽太守等と爲る、後淮南王の反に坐し棄市せらる、朱買臣、嚴助の薦めにより中大夫と爲り、會稽太守丞相長史等に進みしが罪を獲て誅せらる、招來東甌、招來は援助して德に懐かしむるとなり、武帝の建元三年閩越兵を擧げて東甌を圍む、嚴助太尉田蚡の説を排し、海に浮びて東甌を救ひしをいふ、事兩越、兩越は閩越南越の兩國なり、當時閩越南越を撃つ武帝

兩將を遣し閩越を誅す、江淮之間、江水淮水の間なり、蕭然、猶騒然の如し勞動の貌なり、煩費、煩雜を極め費用多きをいふ、

唐蒙司馬相如、開路西南夷、鑿山通道千餘里、以廣巴蜀、巴蜀之民罷焉、

【講義】 唐蒙司馬相如路を西南に開き、山を鑿ち道を通ずること千餘里、以て巴蜀の地を廣む、是の工役に由りて巴蜀の民疲る、

【字解】 罷は疲なり、

彭吳賈滅朝鮮、置滄海之郡、則燕齊之間靡然發動、

【講義】 彭吳、朝鮮を滅し、滄海の郡を置く、則ち近境なる燕齊の間はその影響をうけて靡然として人心動搖せり、

【字解】 彭吳賈、人の姓名にて賈は衍文なり、

及王恢設謀馬邑、匈奴絶和親、侵擾北邊、兵連而不解、天下苦其勞、而干戈日滋、行者齎、居者送、中外騷擾、而相奉、百姓抗弊、以巧法、財賂衰耗、而不贍、入物者補官、出貨者除罪、選舉陵遲、廉耻相冒、武力進用、法嚴令具、興利之臣、自此始也、

【講義】 王恢が謀を馬邑に設けて匈奴を陥れんとせしより、匈奴と和親を絶ち、匈奴は漢の北邊を侵し擾り兵連りて解けず、天下其勞を苦みて干戈日に滋し、旅行する者は衣食を齎し、居住する者は糧食を送り、中外騷擾して互に其の弊をうけ、百姓疲弊し巧詐を以て法律を避け、財賂衰耗して足らず、財物を官に入る者は罪を除かれ、選舉の法衰頽して廉恥の心味く、武力進み用ひられて法令嚴密に具はり、利を興す

の臣は此れより始まり、桑弘羊、孔僅の酷吏の屬出づるに至れり、

【字解】 王恢設謀馬邑、武帝元光二年、大行王恢、御史大夫韓安國の説を排し、伏兵を馬邑の旁谷中に置き、匈奴を誘殺せんとして謀洩れ果さず、是れより漢匈奴と和親を絶ち北邊事多きに至れり、奉、受なり、抗弊、抗は耗なり、消耗多くして民疲弊するをいふ、贍、足なり、陵遲、丘陵などの形勢次第にゆるやかなるが如く漸次衰退するをいふなり、

其後漢將歲以數萬騎出擊胡、及車騎將軍衛青取匈奴河南地、築朔方、當是時、漢通西南夷道、作者數萬人、千里負擔饋糧、率十餘鍾致一石、散幣於邛僰、以集之、數歲道不通、蠻夷因以數攻、更發兵誅之、悉巴蜀租賦、

不足^レ以^テ更^ニ之^ヲ、乃^チ募^リ豪^民、田^ヲ南^夷、入^レ粟^縣官、而^モ內^ニ受^ク錢^於都^內、東^至滄^海之^郡、人^徒之^費、擬^於南^夷、又^興十^萬餘^人、築^衛朔^方、轉^漕甚^遼遠^{、自}山^東咸^被其^勞、費^數十^百巨^萬、府^庫益^虛、乃^募民^能入^{奴婢}、得^以終^身復^{、爲}郎^增秩^{、及}入^羊爲^郎、始^於此[、]

【講義】 其後漢の大將は歲毎に數萬騎を以て出でて匈奴を撃ち、武帝元朔二年、車騎將軍衛青が匈奴を撃ちて、遂に河南の地を取るに及んで、城塞を朔方に築けり、是の時に當り漢西南夷の道を開通せんとし、工作に従事する者數萬人、千里負擔して糧食を送るに當り、率ね十餘鍾にして、負擔の費用を除けば殘す所僅に一石を送致するのみ、更に貨幣を印契の地に散じて糧食を集め、工事を督勵せしも、數歲にして道

路開通せず、蠻夷是に因りて數、工事に當る吏員を攻撃せしかば、兵を發して之を誅す、かくて巴蜀より出す所の租賦を悉く出すも其の費用を續ぐに足らず、乃ち富豪の民を募りて南夷の地を拓きて耕作せしめ、穀物を縣官に入れて其代錢を内府より受けしむ、又東滄海郡に達する道を開かんとし、工夫其の他の費用は南夷の時に準ぜり、又十餘萬の人夫を興し城塞を朔方に築きて衛り、糧食等を轉漕するの路甚だ遼遠にして、山東より以内は悉く其の勞を被り、數十百巨萬を費し、府庫益、虚しくなれり、乃ち民に募りて能く奴婢に入る、者は終身租賦を免除することを得、已に郎官と爲りし者は秩祿を増し、羊を入れる者は郎官と爲す、羊を入れて郎官と爲るの例は此に始れり、

【字解】 饋糧、饋は餉なり、食物を運ぶこと、率、十餘鍾、鍾は六石四斗なり、不足、以更之、更は續なり、或はいふ價なりと、數十百巨萬、數十萬より百萬々に至る數をいふ、

其後四年、而漢遣大將、將六將

軍、軍十餘萬、擊右賢王、獲首虜萬五千級、明年、大將軍將六將軍、仍再出擊胡、得首虜萬九千級、捕斬首虜之士、受賜黃金二十餘萬斤、虜數萬人、皆得厚賞、衣食仰給縣官、而漢軍之士馬死者十餘萬、兵甲之財、轉漕之費、不與焉、於是大農陳藏錢經耗、賦稅既竭、猶不足以奉戰士、有司言、天子曰、朕聞五帝之教、不相復而治、禹湯之法、不同道而王、所由殊路、而建德一也、北邊未安、朕甚悼之、日者大將軍

攻匈奴、斬首虜萬九千級、留蹕無所食、議令民得買爵、及贖禁錮、免減罪、請置賞官、命曰武功爵、級十七萬、凡直三十餘萬金、諸買武功爵官首者、試補吏、先除千夫、如五大夫、其有罪、又減二等、爵得至樂卿、以顯軍功、軍功多用越等、大者封侯、卿大夫、小者郎吏、吏道雜而多端、則官職耗廢、

【講義】 其の後四年を経て、匈奴右賢王朔方を侵し擾し、かば、車騎將軍衛青を大將とし、六將軍の軍十餘萬を將ゐて右賢王を撃たしめ、首虜一萬五千級を獲、明年衛青は更に六將軍に將とし出でて匈奴を撃ち、首虜一萬九千級を得、首虜を捕斬するの士は賞賜

を受くること黄金二十萬斤に達し、數萬人を虜にし
たる者は皆厚賞に洩る、者無く、衣食は別に給を縣
官に仰げり、而して漢車の士馬死する者十餘萬なり
き、以上は賞賜の費のみにて兵甲の武器に用ひし財
と糧食其他轉漕の費用は與らず、是に於て大司農の
庫中に久しく藏しおきし錢財經に消耗し、賦稅既に
竭くるも戰士に秩祿を與へて之れを養ふに足らず、
有司此の旨を言上せしに、武帝の曰く、朕聞く五帝の
教は相復せずして治り、禹湯の法は道同じうせずし
て王たり、由る所は路を殊にし、而して徳を建つるは
一なり、北邊の匈奴未だ安からず、朕甚だ之れを心痛
せり、曩に大將軍匈奴を攻めて首虜を斬ること一萬
九千級、富豪は穀類を貯蓄し、貧者は食ふ物なし、議
して民をして錢穀を出し爵を買ひ、及び禁錮する所
の罪人を贖ひ、其の罪を免減するを得しめよと、賞
官を置き之を掌らしむ、其の與ふる位を名づけて武
功爵と曰ふ、之を十一級と爲し、級毎に十七萬、凡て
三十餘萬金に直る、諸、武侯爵を買ふ者官首の者は、
試に官吏に補して先づ除用し、千夫は五大夫に比す、
其の罪ある者は又二等を減し、爵樂卿に至ることを

得しめ、以て軍功を顯はす、軍功多ければ用ひて等を
超え、大なる者は侯卿大夫に封じ、小なる者は郎吏と
爲す、官吏多く其の職務混雜して多端なる時は則ち
官職曠廢するものなるが、其の弊果して起れり、
【字解】 六將軍、游擊將軍蘇建、彊弩將軍李沮、衛騎
將軍孫賀、輕將軍李蔡、將軍李息、張次公なり、陳藏錢
經耗、陳は久なり、久しく藏し置きし錢も經に用ひて
消耗したる也、不相復、其の教重複すると無きをい
ふ、日者、曩に同じ、留滯無所食、滯は滞に同じ貯
なり、富人穀類を貯蓄して貧民食を得ざるなり、武功
爵、一級を造士と曰ひ、二級を閑輿衛と曰ひ、三級を良
士と曰ひ、四級を元戎士と曰ひ、五級を官首と曰ひ、六
級を秉鐸といひ、七級を千夫と曰ひ、八級を樂卿と曰
ひ、九級を執戎といひ、十級を左庶長と曰ひ、十一級
を軍衛と曰ひ、以て武功の士を寵す、官首、武功五級
の爵なり、千夫如五大夫、千夫は十一級中第七の爵
にして、五大夫は舊二十等の爵の第七なるを以て互
に相比したるなり、

自公孫弘以春秋之義繩臣下

取漢相張湯用峻文決理爲廷
尉於是見知之法生而廢格沮
誹窮治之獄用矣其明年淮南
衡山江都王謀反迹見公卿尋
端治之竟其黨與而坐死者數
萬人長吏益慘急而法令明察
當是之時招尊方正賢良文學
之士或至公卿大夫公孫弘以
漢相布被食不重味爲天下先
然無益於俗稍驚於功利矣

【講義】 公孫弘公羊春秋の義を以て臣下を正し罰せしより、其の功により宰相となり、張湯は峻嚴なる法律を以て訴訟を裁決し、廷尉と爲る、是に於て官吏たる者犯罪者を見て處分せざる時は、故意に其罪を見遁したるものとして罪し之が取締の法を生ぜり、而

して天子の命令を廢格沮誹して用ひざるの罪を窮治するの獄用ひらる、其の明年、淮南、衡山、江都王謀反の形迹見はる、而して公卿端緒を尋ねて其の獄を治め、其の黨與を窮極して死罪に當る者數萬人、長吏益、之れを追窮すること慘急に、法令明察なり、是の時に當り方正賢良文學の士を招きて尊重し、或は公卿大夫となるに至れり、公孫弘は漢の宰相を以て木綿の衣服を著、食物も澤山の料理を重ねず、天下に率先して節儉の模範を示せしも、風俗を改善するの益なく、稍功利に馳するに至れり、

【字解】 公孫弘以春秋之義繩臣下、公孫弘は、公羊氏春秋の學を奉せしを以て、其の義を以て臣下を正せしをいふ、繩は正なり、張湯用峻文決理、張湯峻嚴なる法律を用ひて、裁判を決せしをいふ、見知之法、官吏が犯罪者を見て、之れを檢舉せざる時は、故意に罪人を見遁す者として之れを罰するの法なり、廢格沮誹窮治之獄、格は廢なり、沮は壞なり、天子の命令を廢壞誹謗して行はしめざるなり、之れを窮治するの獄用ひられしとなり、尋端治之、端緒を尋ねて其の罪を治むるをいふ、布被食不重味、布は木綿

服なり、木綿服を著て、食物も料理の數を重ねずして節儉を示せしなり、驚、馳なり、

其明年、驃騎仍再出擊胡、獲首四萬、其秋、渾邪王率數萬之衆來降、於是漢發車二萬乘迎之、既至、受賞賜、及有功之士、是歲費凡百餘巨萬、

【講義】 其の明年驃騎將軍因つて再び出でて匈奴を撃ち、首級四萬を獲たり、其の秋渾邪王數萬の衆を率ゐて來り降る、是に於て漢車二萬乘を發して之を迎へ、既に至れば賞賜を受け、有功の士にも及べり、是の歳の費用は凡て百餘巨萬に達せり、

初、先是往十餘歲、河決、觀、梁、楚之地、固已數困、緣河之郡、隄塞、河輒決壞、費不可勝計、其後番

係欲省砥柱之漕、穿汾河渠、以爲溉田、作者數萬人、鄭當時爲渭漕渠、回遠、鑿直渠、自長安至華陰、作者數萬人、朔方亦穿渠、作者數萬人、各歷二、三、碁、工未就、費亦各巨萬十數、

【講義】 初め是れより先十餘歲、黃河を觀縣に開鑿す、梁楚の地固已に數、困み、河に緣る所の郡、堤塞がり河輒ち決壞して修繕の費勝げて計るべからず、其の後番係といふ者砥柱山をめぐりて運漕するの勞を省かんとし、汾河の渠を穿ち以て灌漑の用と爲す、勞作に従事する者數萬人、鄭當時渭水の漕渠迂回して水路遠きが爲めに、直渠を鑿ち長安より華陰に至る、勞作する者數萬人、朔方に於て亦渠を鑿ち勞作する者數萬人、各、二、三年を歴て功未だ就らず、其の經費亦各、巨萬を要せり、

【字解】 決、觀、觀は縣名、決は掘り割なり、砥柱、山の

名、回遠、迂回して路遠きをいふ、并、期に同じ、一年をいふ、

天子爲伐胡、盛養馬、馬之來、食長安者、數萬匹、卒、牽掌者、關中不足、乃調旁近郡、

【講義】 天子匈奴を伐つがために、盛に馬を養ひ、馬の長安に來りて食する者數萬匹、之れを牽き廻し掌る者關中にて不足を告げ、乃ち傍近の郡より徵發するに至れり、

而胡降者、皆衣食、縣官、縣官不給、天子乃損膳、解乘輿、駟、出御府、禁藏、以贍之、

【講義】 而して匈奴の降る者は皆縣官に衣食し、縣官も衣食の費用を給すること能はず、是に於て天子供御の料理を減じ、乘輿に用ふる駟馬を解き、御府に祕藏する錢穀を出して以てその不足を助くるに至れり、

【字解】 不給、不足を告ぐることなり、損膳、天子供御の膳の料理の數を減するなり、禁藏、大切に藏する錢穀なり、贍之、贍は不足を助くるなり、

其明年、山東被水、菑、民多飢乏、於是天子遣使者、虛郡國倉廩、以賑貧民、猶不足、又募豪富人、相貸假、尙不能相救、乃徙貧民於關以西、及充朔方以南、新秦中、七十餘萬口、衣食皆仰給縣官、數歲、假予產業、使者分部護之、冠蓋相望、其費以億計、不可勝數、

【講義】 其の明年山東は洪水の災害を被り、庶民多く飢乏しかりき、是に於て天子使者を遣し、郡國の倉廩を虚しくして以て貧民を賑恤せしも猶足らず、

又豪富の人に募り相貸假せしも尙相救ふと能はず、乃ち貧民を關以西に徙し、及び朔方以南新秦中に住ますこと七十餘萬口、衣食の給與を皆縣官に仰ぐこと數歲、産業を假し予へて使者部を分ちて之れを護りて車馬絡繹冠蓋相望み、其の費用億を以て計へ勝げて數ふべからざるに至れり、

【字解】水菑、菑は害なり、倉廩、廩は芻藁を置く所なれども、此にては倉庫と見て可なり、賑貧民、貧民に給與してにぎはすなり、充、一ぱいに住ますこと、冠蓋相望、後車よりは前車の冠蓋を望み、前車よりは後車の冠蓋を望むといふ意にて、車馬の絡繹たるをいふ、蓋は車のおほひなり、

於是縣官大空、而富商大賈、或蹠財役貧、轉轂百數、廢居居邑、封君皆低首仰給、冶鑄煮鹽、財或累萬金、而不佐國家之急、黎民重困、

【講義】是に於て縣官は大に空乏を告げ、富商大賈は或は財を貯へ貧民を使役し、百數の車を以て廉價の物を邑中に置き、騰貴を待ちて之れを他邑に鬻ぎ、以て利を射るに至り、封君皆頭を低れて給を商賈に仰げり、商賈は又錢を鑄鹽を煮て其の財或は萬金を累ぬ、而も國家の急を佐けず、庶民重ねて困窮せり、

於是天子與公卿議、更錢造幣、以贍用、而摧浮淫并兼之徒、是時禁苑有白鹿、而少府多銀錫、自孝文更造四銖錢、至是歲、四十餘年、從建元以來、用少、縣官往往即多銅山、而鑄錢、民亦間

盜鑄錢、不可勝數、錢益多而輕、物益少而貴、有司言曰、古者皮幣、諸侯以聘、享、金有三等、黃金爲上、白金爲中、赤金爲下、今半兩錢、法重四銖、而姦或盜摩錢裏取鎔、錢益輕薄、而物貴、則遠方用幣、煩費不省、乃以白鹿皮方尺、緣以藻績、爲皮幣、直四十萬、王侯宗室、朝覲聘享、必以皮幣薦璧、然後得行、又造銀錫、爲白金、以爲天用、莫如龍、地用莫如馬、人用莫如龜、故白金三品、其一曰重八兩、圓之、其文龍、名

曰白選、直三千、二曰重莖、小方之、其文馬、直五百、三曰復小、橢之、其文龜、直三百、令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢、文如其重、盜鑄諸金錢、罪皆死、而吏民之盜鑄白金者、不可勝數、於是東郭咸陽、孔僅、爲大農丞、領鹽鐵、事、桑弘羊、以計算用事、侍中、咸陽、齊之大煮鹽、孔僅、南陽、大冶、皆致生累千金、故鄭當時進言之、弘羊、雒陽賈人子、以心計、年十三、侍中、故三人言利事、析秋毫矣、

【講義】 是に於て天子公卿と議し、錢を改め幣を造り、以て用を足らし、浮淫兼并の徒を擯けり、是の時禁苑に白鹿ありて少府銀錫多し、孝文帝四銖錢を更め造りしより、是の歳に至るまで四十餘年、建元より以來費用少し、縣官往々銅多き山に即きて錢を鑄、人民も亦間かに盗みて錢を鑄ること勝て數ふべからず、錢益、多くして錢價賤しく、餘物を作らざるを以て物益、少くして價貴し、有司上言して曰く、古は諸侯皮幣を以て聘享す、金に三等あり、黄金を上と爲し、白金を中と爲し、赤金を下と爲す、今半兩錢、法の重さ四銖、而も姦人或は錢の裏を摩り、其の鎔屑を取りて錢を製し、錢益、薄く輕し、而して物價貴き時は則ち遠方には幣を用ひ、其の費用煩雜にして省略することを得ず、乃ち白鹿の皮一尺四方のものを以てし刺繡の縁をつけ、皮幣を爲り、四十萬に直る、王侯宗室の朝覲聘享には必ず皮幣にそへて璧を薦め、然る後行くを得ん、又銀錫を雜鑄して白金と爲す、以爲へらく天の用は龍に若くは莫く、地の用は馬に若くは莫く、人の用は龜に若くは莫し、故に白金を三品に別つ、其の一に曰く重さ八兩、之れを圓くし龍の模様

を施し名づけて白選と曰ひ、價三千に直る、二に曰く、重さ差小し、之れを四角にし馬の模様を施し、價五百に直る、三に曰く、是れより復小、之を橢圓にし、龜の模様を施し、價三百に直る、縣官に令して半兩錢を銷し、更に二銖錢を鑄らしむ、重さ其の文の如し、諸の金錢を盗み鑄るものは皆死罪に行ふ、而も吏民の犯す者勝て數ふべからず、是に於て東郭咸陽及び孔僅の二人を以て、大農丞と爲し、煮鹽鑄鐵の事を領せしむ、而して桑弘羊は計算を以て事を用ひ侍中となれり、咸陽は齊の大煮鹽商、孔僅は南陽の大鑄錢商にして、皆數千金の産を累ぬるを致せり、故に鄴當時之れを進言して、弘羊は雒陽の賈人の子、心計を以て年十三にして侍中たり、故に三人利事をいふこと秋毫の微を析つと、

【字解】 浮淫兼并、浮華淫逸にして土地を兼并するもの、聘享、聘は諸侯大夫をして諸侯を問はしめ、以て好を結ぶ也、享は饗宴なり、縁、以藻績、績は繡なり、刺繡にて藻の形を出し縁を取るをいふ、朝覲、諸侯の天子に見ゆるをいふ、春見を朝といひ、秋見を覲といふ、造、銀錫を白金、銀と錫と雜へて白金と爲す

をいふ、天用莫、如龍、天を行くは龍に如く莫きをいふ、地用莫、如馬、地を行くは馬に如く莫きをいふ、人用莫、如龜、諸侯龜を以て寶とするよりいふ、圓、圓なり、橢、之、橢圓形にする也、東郭咸陽孔僅、東郭は姓咸陽は名、孔は姓僅は名なり、大農丞、大司農に屬し秩千石、大煮鹽、大製鹽家なり、大冶、大鑄錢家なり、致、生累千金、生は生産即ち財産なり、心計、暗算なり、秋毫、獸毛は秋に至れば益、細きを以て、物の微細なるをいふ、

法既益嚴、吏多廢免、兵革數動、民多買復、及五大夫、徵發之士益鮮、於是除千夫五大夫爲吏、不欲者出馬、故吏皆通適、令伐棘上林、作昆明池、

【講義】 法は益、嚴にして官吏多く廢免せられ、戰亂數、動きて民多く財を官に入れて兵役を免れ、五大夫の官を得るに及ぶ、よりに徴發の士益、鮮少なり、是

に於て千夫五大夫を除任して官吏と爲し、出づるを欲せざる者は馬を出さしめ、故吏に皆責罰を加へて上林苑の棘を伐り昆明池を作らしむ、

【字解】 故吏皆通適、適は謫なり、故吏を責伐するをいふ、

其明年、大將軍驃騎大出擊胡、得首虜八九萬級、賞賜五十萬金、漢軍馬死者十餘萬匹、轉漕車甲之費不與焉、是時財匱、戰士頗不得祿矣、

【講義】 其の明年大將軍驃騎大軍を出して匈奴を撃ち、首虜八九萬級を得、戰功者に賞賜すること五十萬金、漢の軍馬死する者十餘萬匹、轉漕や車や甲冑の費用は之れに與らず、是の時財匱しく、戰士祿を得ざる者甚多し、

有司言、三銖錢輕、易姦詐、乃更

請諸郡國鑄五銖錢周郭其下、
令不可磨取鎔焉、

【講義】有司上言して曰く、三銖錢は軽くして姦詐を爲し易し、乃ち更に諸郡國に五銖錢を鑄るを請ひ、其の裏面にも輪郭を施し、銅屑を磨取すること能はざらしめむと、

【字解】周郭其下、錢の裏面にも輪郭を施すをいふ、令不可磨取鎔、姦詐の徒をして錢の裏面を磨き其の銅屑を取ることを得ざらしむるなり、

大農上鹽鐵丞孔僅咸陽言、山海天地之藏也、皆宜屬少府、陛下不私以屬大農、佐賦願募民自給費、因官器作煮鹽、官與牢盆、浮食奇民、欲擅管山海之貨、以致富羨、役利細民、其沮事之

議不可勝聽、敢私鑄鐵器煮鹽者、鈇左趾、沒入其器物、郡不出鐵者、置小鐵官、便屬在所、縣使孔僅東郭咸陽、乘傳舉行天下鹽鐵、作官府、除故鹽鐵家富者爲吏、吏道益雜、不選而多賈人矣、

【講義】大司農、鹽鐵丞孔僅咸陽の言を奏上して曰く、山海は天地の藏なり、皆宜しく少府に屬すべし、陛下私せずして以て大農に屬し賦を佐けしめらる、願くは民に募りて自ら費用を供し、官器に因りて煮鹽を作り、官より工人の賃金及び器具を與へて官營と爲すべしと、是の時に當り浮食の奇民擅に山海の貨を管し、以て富羨を致し、細民を役利せんと欲し、官營の事を沮むの議は勝げて聽許すべからず、敢て私に鐵器を鑄、鹽を煮る者は、左趾に鉗して製造に關

する器物を沒入し、郡にして鐵を出さざる者は、小鐵官を置き、便ち在所の縣に屬し、孔僅、東郭咸陽をして傳に乘じ巡視監督して、天下煮鹽鑄鐵の事は皆是に由りて行はしめ、之れが官府を作らしめ、故の鹽鐵家の富める者を除任して官吏と爲せり、是より吏道益、雜にして選ばず、而して官吏に賈人多きに至れり、

【字解】牢盆、牢は雇人の賃金なり、盆は製造の器具なり、鈇左趾、鈇は足鉗なり、鐵にて作り足に纏うて刑罪に代ふるものなり、乘傳、傳は驛遞傳馬なり、驛驛に用意しある馬に乗じて次々と巡視するなり、舉行天下鹽鐵、舉は皆ななり、鹽鐵の規則を皆天下に行はしむるをいふ、

商賈以幣之變多積貨逐利、於是公卿言、郡國頗被菑害、貧民無產業者、募徙廣饒之地、陛下損膳省用、出禁錢、以賑元元、寬

貸賦、而民不齊出於南畝、商賈滋衆、貧者畜積無有、皆仰縣官、異時算、輶車、賈人緡錢、皆有差、請算如故、諸賈人未作、貫貸買居邑、稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡錢二千而一算、諸作有租及鑄、率緡錢四千一算、非吏比者、三老北邊、騎士、輶車、以一算、商賈人、輶車、二算、船五丈以上、一算、匿不自占、占不悉、戍邊一歲、沒入緡錢、有能告者、以其半、界之、賈人有市籍者、及其家屬、皆無得

籍名田、以便農、敢犯、令沒入田、

【講義】 商賈は貨幣の變革に乗じ、多く貨を積み利を逐ふ、是に於て公卿奏言す、郡國頗る蓄害を被り、貧民の産業無き者は募りて之れを廣く豊饒なる地に徙し、陛下は膳部の料理を減じて冗費を省き、禁中の錢を出して以て人民を賑し、滯納の賦税をゆるさる、而も民皆南畝に出でて耕作せず、商賈滋、衆く、貧者畜積ある無く、皆給を縣官に仰ぐ、往時小車賈人の緡錢を算するに皆差あり、請ふ算すること故の如くせん、諸の賈人末作の者、賈貸して居邑に買ひて諸物を停留し、及び商賈の利を取る者は、市籍無しと雖も各自其財物の多少を度り、文簿を作りて之れを官に送り、若し盡さざることをあれば、皆官に没入し、率ね緡錢二千にして一算の税を課し、諸の作業を爲し、之れを賣りて固より租を出す者及び鑄者は率ね緡錢四千にして一算の税を課し、身吏たるの例にあらず、三老たるにあらず、北邊の騎士たるにあらずして、小車を有する者は課するに一算を以てし、商賈の小車を有

する者には二算を出さしめて其賦を重くし、五丈以上の船には一算を課し、隱匿して自占せず、自占するも悉さざる者は、邊境に戍卒たること一歳にして緡錢を官に没入し、隱匿の事情を能く告ぐる者あれば、其没入の半を以て之に與へん、賈人の市籍ある者、及び其家屬には皆田地を所有するを得ざらしめ、以て農夫に便せん、犯す者は其田地僮僕を沒收せんと、
【字解】 廣饒之地、廣くして豊饒なる土地なり、損膳省用、御膳の料理を減じて、無用の費を省くなり、禁錢、お手許金なり、元元、人民をいふ、不齊出、於南畝、齊は皆なり、農人尙少くして皆南畝に出でて耕作を務めざるなり、異時、往時なり、軺車、小車なり、緡錢、緡は絲なり、絲をより合せ貫きたる錢を緡錢といふ、末作、商工業者をいふ、古は農業を以て本とせし故なり、賈貸、賈は代價を借りて物を購ふをいふ、稽、諸物、稽は停留なり、諸物を停留し置き、高價を待ちて之れを賣り利を占むるなり、各以、其物、自占、占は隱度なりとありて、はかることなり、言ふは各自財物の多少をはかり、文簿を作りて之れを官に送るをいふ、緡錢二千而一算、儲ふ所の緡錢二千に付き一算の

税を課するをいふ、一算は錢一百二十なり、諸作、有租及鑄、諸の作業を爲し之を賣りて固より租を出す者、及び鑄錢者也、非、吏、比者、三老北邊騎士、比は例なり、身吏たるの例にあらず、三老たるにあらず、北邊の騎士たるにあらずして軺車を有する者なり、戍邊、一歳、戍は守なり、邊境の守卒たること一歳ならしむるをいふ、界之、界は與なり、

天子乃思卜式之言、召拜式爲中郎、爵左庶長、賜田十頃、布告天下、使明知之、初卜式者、河南人也、以田畜爲事、親死、式有少弟、弟壯、式脫身、出分、獨取畜羊百餘、田宅財物、盡予弟、式入山、牧十餘歲、羊致千餘頭、買田宅、而其弟盡破其業、式輒復分予

弟者數矣、是時漢方數、使將擊匈奴、卜式上書、願輸家之半、縣官助邊、天子使使問式、欲官乎、式曰、臣少牧、不習仕宦、不願也、使問曰、家豈有冤、欲言事乎、式曰、臣生與人無分爭、式邑人、貧者貸之、不善者教順之、所居人皆從式、式何故見冤於人、無所欲言也、使者曰、苟如此、子何欲而然、式曰、天子誅匈奴、愚以爲賢者宜死、節於邊、有財者宜輸委、如此、而匈奴可滅也、使者具其言、入以聞、天子以語丞相弘、

弘曰、此非人情、不軌之臣、不可
以爲化而亂法、願陛下勿許、於
是上久不報式、數歲乃罷式、式
歸、復田牧歲餘、會軍數出、渾邪
王等降、縣官費衆、倉府空、其明
年、貧民大徙、皆仰給縣官、無以
盡贍、卜式持錢二十萬、予河南
守、以給徙民、河南上富人助貧
人者籍、天子見卜式名、識之、曰
是固前而欲輸其家半助邊、乃
賜式外繇四百人、式又盡復予
縣官、是時富豪皆爭匿財、唯式
尤欲輸之助費、天子於是式

終長者、故尊顯以風百姓、初式
不願爲郎、上曰、吾有羊、上林中
欲令子牧之、式乃拜爲郎、布衣
屨而牧羊、歲餘羊肥息、上過見
其羊、善之、式曰、非獨羊也、治民
亦猶是也、以時起居、惡者輒斥
去、毋令敗群、上以式爲奇、拜爲
緱氏令、試之、緱氏便之、遷爲成
臯令、將漕最、上以爲式朴忠、拜
爲齊王太傅、

【講義】 天子乃ち卜式が言を思ひ、式を召し拜して
中郎の官左庶長の爵と爲し、田十頃を給ひ、天下に布
告して明かに之れを知らしむ、初め卜式は河南の人
なり、耕田牧畜を以て事と爲し、親死せし時少弟あ
り、弟壯なるに及んで是に於て式は家を出でて資産

を弟に分ち、獨畜羊百餘頭を取り、田宅財物は盡く弟
に與へ、式自身は山に入りて牧すること十餘歲にし
て羊繁殖千餘頭を致し、田宅を購ふ、而して其の弟盡
く其の業を破りしを以て、式輒ち復弟に分與する者
數度に及べり、是の時漢方に數、軍將をして匈奴を撃
たしむ、是に於て卜式上書して曰く、願はくは家産の
半を割きて縣官に輸し、邊境の費用を助けんと、天子
使を遣して式に問はしめて曰く、官吏たらんと欲す
るか、式が曰く、臣少くして牧羊を事とし、敢て仕
宦すること願はざるなりと、使者更に問うて曰く、
家豈宛ありて其の事を言上せんと欲するか、式が
曰く、臣此の世に生れしより以來人と紛争せしこと
なし、式が邑人貧なる者は之れに財物を貸し、不善な
る者は之を教導し、從順ならしめ、居る所の人は皆式
に從へり、式何が故に人に冤罪を著せらるゝが如き
とあらんやと、使者曰く、輸財の事苟に子の言の如く
ならば、必ず他に希望する所あらんと、式が曰く、今
や天子匈奴を誅す、愚以爲らく、賢者は節義の爲め宜
しく邊境に死すべく、財ある者は宜しく之れを輸送
すべし、此の如くにして匈奴滅すべきなりと、使者

卜式の言を具し入りて以て聞せしかば、天子之れを
以て丞相公孫弘に語りしに、弘が曰く、此れ人情にあ
らず、法度を脱するの臣なり、以て教化することを爲す
べからざるものにして且つ法度を亂るの民なり、願
くは陛下之れを許すと勿れと、此に於て上久しく式
に報せず、數歲にして乃ち式を罷む、式歸りて復耕田
牧羊を事とせしに、歲餘にして數、軍を出し、渾邪王
等出でて降るに會し、縣官費用多く倉府空乏を告ぐ
るに至れり、其の明年貧民大に徙り、皆給與を縣官に
仰ぎしかば、縣官盡く其の窮乏を足らすに由なし、是
に於て卜式錢二十萬を持って河南の守に與へ、以て
徙民に給與せり、時に河南の富人貧人を助けし者の
名簿を上りしかば、天子之れを見て卜式が名を識り
て曰く、是れ固に前に其の家産の半を輸して邊境の
戰役の費用を助けんと欲せし者なりとて、其の志を
賞して卜式に外繇四百人を賜ひしに、式復盡く復し
て縣官に與へぬ、是の時に當り富豪の徒皆争うて財
物を匿せしに、唯卜式のみ尤も財を輸し軍費を助け
んと欲す、天子是に於て式が終に長者なるを以ての
故に、之れを登用し尊顯にして以て百姓を諷諭せり、

初め式は郎官たるを願はず、上の曰く、吾れ羊を畜うて上林苑の中に在り、子をして之れを牧せしめんと、式乃ち拜せられて郎官となり、布衣を著、草鞋を穿ち、羊を牧すること歳餘にして肥滿繁息せり、上上林苑を過ぎり其の羊を見て飼養其の宜しきを得たるを稱美せしに、式之れに對へて曰く、是れ獨羊のみならず、民を治むるの道も亦猶是の如きなり、時を以て考查し、悪き者は輒ち斥け去りて群を敗らしむるを勿れと、上式を以て奇とし拜して緱氏の令とせしに、緱氏之れを便とせしかば、遷して成阜の令とし、運漕の事を領せしめらる、其の課最上たり、是に於て上以爲らく、式は質朴忠實なりと、拜して齊王の太傅と爲す、

【字解】 郎中、左庶長、左庶長は第十爵の位に當る、田畜、耕作牧畜なり、予、與也、無三分争、分は紛と通ず、紛々利を争ふもの無きをいふ、苟如此子何欲而然、輸財の事苟に子の言の如くならば、必ず他に希望する所あらんとの意なり、倉府空、倉は粟を積む所、府は錢を聚むる所なり、籍、名簿なり、賜、式外、繇、四百人、外繇は邊境を成る卒なり、風、百姓、風は諷と通す、

ず、式の善行を表して百姓に諷諭せしなり、布衣、綿服を著草鞋を穿つをいふ、將漕最、將は領なり、運漕の事を領せしめしに、其の課最上なりしとなり、而孔僅之使天下鑄作器、三年中拜爲大農、列於九卿、而桑弘羊爲大農丞、筦諸會計事、稍稍置均輸以通貨物矣、始令吏得入穀補官、郎至六百石、自造白金五銖錢、後五歲、赦吏民之坐盜鑄金錢死者數十萬人、其不發覺相殺者不可勝計、赦自出者百餘萬人、然不能半自出、天下大抵無慮皆鑄金錢矣、犯者衆、吏不能盡誅取、於是遣博士

褚大徐偃等、分曹循行郡國、舉兼并之徒、守相爲吏者、而御史大夫張湯、方隆費用、事減宣、杜周等爲中丞、義縱、尹齊、王溫舒等、用慘急刻深、爲九卿、而直指夏蘭之屬始出矣、

【講義】 而して帝は又孔僅をして天下に令し鑄て器を作らしめ、元鼎三年中拜して大司農とし、九卿に列す、而して桑弘羊は大農丞となり、諸の會計の事を管し、稍稍均輸を置き以て貨物の有無を通ぜしむ、始めて吏をして穀を入れ、官吏に補するを得しめ、郎官は六百石に至る、白金五銖錢を作りしより、後五歲にして、吏民の金錢を盗み鑄し、罪に連坐して死罪に當る者數十萬人を赦し、其の發覺せずして相殺す者、勝げて數ふべからず、自訴し出でし者百餘萬人を赦し、然も自訴せざる者を罪するを自訴者の半分にも及ぶ能はず、天下の民大抵深き思慮なく金

錢を鑄る者猶甚多く、犯罪者多くして、當局の官吏盡く誅取すること能はず、此に於て博士褚大、徐偃等を遣し、曹輩を分ち郡國を巡行して兼并の徒及び郡國の守相の私利を爲す者を捕ふ、時に御史大夫たる張湯方に位隆く身貴くして縦に事を用ひ、減宣、杜周等は中丞と爲り、義縱、尹齊、王溫舒等は慘急刻深の政策を用ひて九卿の位置に登り、而して姦事を直指して嚴罰する直吏夏蘭の屬始めて出づるに至れり、

【字解】 大農、大司農卿なり、諸の錢穀金帛諸貨幣等を掌る、筦諸會計事、筦は管なり、主なり、つかさどる也、均輸、諸の官に輸すべき者は、皆其の土地豊饒にして物價低ければ、其の所在の時價を平にし、更に他所に移して之れを賣ること、輸する者既に便にして官に於ても亦利あり、自出者、自訴し出でし者をいふ、分曹循行郡國、曹は輩なり、循は巡に同じ、手分して郡國を巡行監視するなり、守相爲吏、吏は利の誤なり、

而大農顏異誅、初異爲濟南亭長、以廉直、稍遷至九卿、上與張

湯既造白鹿皮幣，問異，異曰：今王侯朝賀，以蒼璧直數千，而其皮薦反四十萬，本末不相稱。天子不說，張湯又與異有卻，及人有告異以它議，事下張湯治。異異與客語，客語初令下有不便者，異不應，微反脣。湯奏異當九卿，見令不便，不入言而腹誹。論死，自是之後，有腹誹之法。以此而公卿大夫多諂諛，取容矣。

【講義】而して大農顏異誅せらる、初め顏異濟南の亭長と爲り、廉直を以て其名を知られ、稍遷りて九卿の位に上れり、上張湯と議して既に白鹿皮幣を造り其可否を異に問ひしに、異之れに對へて曰く、今王侯朝賀の折には、獻するに蒼色の璧を以てするを例と

し、其の價數千に直れり、而して其の皮薦は反て四十萬金に上り、本末相稱はずと、天子悦ばず張湯又異と卻あり、人の異を告ぐることに及んで、它議を以てして其の事を張湯に下し、異の罪を取調べしむ、異客と語りし時、客は語れり、初め詔令の下りし時便ならざる者ありと、異之れを聞きて應ぜず、微に脣を反して其の説を非とせしが、張湯が異の罪狀を奏するに當りて、異は九卿の職に在りて、詔令の不便なるを見ながら、入りて之れを天子に言はず、而して腹中に之れを誹議する者なりとて、其の罪に當て、之れを死罪に行ふことに論定せり、是れより後腹誹の法あり、此れを以て公卿大夫其の罪を恐れ、多く諂諛して體裁を飾るに至れり、

【字解】蒼璧、蒼色の璧なり、皮薦、蒼璧を包む所の皮なり、天子不說、説は悦に通ず、満足することとなり、有卻、仲悪しきをいふ、治異、治は罪狀を取調べることなり、微反脣、蓋し非とするの謂なり、腹誹、表面に贊成の意を表して腹中には之れを誹議するなり、論死、其の罪を論じて死罪にあつるなり、諂諛、取容、上に諂諛して體裁を繕ふなり、

天子既下緡錢，令而尊卜式，百姓終莫分財佐縣官，於是楊可告緡錢縱矣。

【講義】天子既に緡錢の令を下して、卜式を尊びしも、百姓終に財を分ちて縣官を佐くる者なし、是に於て楊可をして緡錢の事を告げ、違犯者の財物を沒收せしむ、楊可放相告言せしむ、

郡國多姦鑄錢，錢多輕，而公卿請令京師鑄鐘官赤側，一當五，賦官用非赤側不得行，白金稍賤，民不寶用，縣官以令禁之，無益，歲餘，白金終廢不行，是歲也，張湯死而民不思，其後二歲，赤

側錢賤，民巧法，用之不便，又廢於是，悉禁郡國無鑄錢，專令上林三官鑄錢，既多而令天下非三官錢不得行，諸郡國所前鑄錢，皆廢銷之，輸其銅三官，而民之鑄錢益少，計其費不能相當，惟真工大姦，乃盜爲之。

【講義】郡國の姦人錢を鑄る者多く、錢多くして價輕し、而して公卿請うて京師に於て鐘官をして赤きふちの錢を鑄しめ、赤側錢一は他の五に相當し、賦官の用は赤側にあらざれば行ふことを得ず、是に於て白金錢稍賤しく、民寶用せず、法令を設けて之を禁ぜしも益なく、一歲餘にして白金は終に廢し行はれず、是の歲張湯死す、湯は生存中下民に不利なることのみ多かりしかば、其の死を聞くも之れを思慕する者なかりき、其の後二歲にして赤側錢賤し、民法を巧にし

て之れを用ひ便ならず、又之れを廢しぬ、是に於て悉く郡國に錢を鑄ること無からしめ、専ら上林苑中にある均輸・鐘官・辨銅の三官をして錢を鑄しめしに、錢既に多かりしかば、天下に令して三官の鑄し錢にあらざれば通用することを得ざらしめ、諸郡國も前に鑄し所の錢は皆之れを廢銷し、其の銅を三官に輸して改鑄せしめたり、よりて民の錢を鑄ること益、少し、鑄錢の費を計るに、出費と相當ること能はざりき、されど眞似に巧なる工人と大姦とのみは乃ち盜みて之れを鑄造せり、

ト式相齊、而楊可告緡徧天下、中家以上、大抵皆遇告、杜周治之、獄少反者、乃分遣御史、廷尉正監、分曹往、即治郡國緡錢、得民財物、以億計、奴婢以千萬數、田、大縣數百頃、小縣百餘頃、宅

亦如之、於是商賈中家以上、大率破、民偷甘食、好衣、不事畜藏之產業、而縣官有鹽鐵緡錢之故、用益饒矣、益廣關、置左右輔、

【講義】ト式相齊の宰相となる、而して楊可の獻策せし告緡の令は天下に徧く、中産以上の家は、大抵皆告發に遇ひ、杜周といふ者緡錢を匿すの獄を治めしに、之れを處すること軽く、違犯者少かりき、乃ち御史廷尉正監を遣し、曹輩を分ちて往かしめ、即ち郡國の緡錢を治めしめ、民の財物を得ること億を以て計り、没して奴婢と爲す者千萬を以て數へ、耕田を沒收すること大縣は數百頃、小縣は百餘頃、邸宅も亦之れに準ず、是に於て商賈中産以上の者は、大率破産し、民心偷薄にして、永遠の志望なく、甘食好衣畜藏の産業を事とせず、而して縣官は鹽鐵緡錢の故を以て用途益、多く増員を要するに至れり、是に於て益、關所の法を廣めて取締を嚴にし、左右の輔を置けり、

【字解】頃、百畝なり、廣、關、關は關所の法律なり、

初、大農筦鹽鐵、官布多、置水衡、欲以主鹽鐵、及楊可告緡錢、上林財物衆、乃令水衡主上林、上林既充滿、益廣、

【講義】初め大農令鹽鐵の官布を管し、多く水衡の官を置き、以て鹽鐵を主らしめしに、楊可緡錢を告發するに及び、上林の財物衆し、乃ち水衡をして上林を主らしむ、上林の府庫既に充滿して益、廣し、

是時越欲與漢用船戰、逐乃大修昆明池、列觀環之、治樓船、高十餘丈、旗幟加其上、甚壯、於是天子感之、乃作栢梁臺、高數十丈、宮室之修、由此日麗、

【講義】是の時越漢と水戰によりて相馳逐せんとなす、乃ち大に昆明池を修め、列觀池の周圍を環れり、

又樓船を治む、高さ十餘丈、旗幟を其の上にて壯觀を極む、是に於て天子之れに感じ、乃ち栢梁臺を作る、高さ數十丈、宮室を修むること此れよりして日々に壯麗なり、

【字解】栢梁臺、長安北闕の内に在り、香栢を以て梁を造る、故に此の名あり、

乃分緡錢諸官、而水衡、少府、大農、太僕、各置農官、往往即郡縣比沒入田、田之、其沒入奴婢、分諸苑、養狗馬禽獸、及與諸官、諸官益新置多、徙奴婢衆、而下河漕度四百萬石、及官自糴、乃足所忠言世家、子弟富人、或鬪雞、走狗馬、弋獵、博戲、亂齊民、乃徵諸犯令、相引數千人、命曰株送、

徒入財者得補郎郎選衰矣

【講義】乃ち緡錢を諸官に分與し、而して水衡、少府、大農、大僕に各農官を置き、往々郡縣の此の頃收入せし田地に即いて之を耕作し、又其没入する所の奴婢を諸苑に分ちて狗馬禽獸を養はしめ、及び之れを諸官に與ふ、是に於て諸官を新に置くこと益多く、奴婢を徒すこと多し、而して其の費は黃河を下りて四百萬石を運漕し、官自ら米穀を賣り出すに及びて乃ち足れり、所忠といふ者上言して曰く、世々祿秩ある家の子弟及び富人、或は鷄を鬪し狗馬を走らし、或は弋獵博戲を爲して平民の良俗を亂すと、乃ち諸の令を犯す者を徵し囚ふ、相拘引せらるる者數千人、之れを命じて株送徒といふ、株送徒にして財を入るる者は郎官に補することを得、是に於て郎選の法衰ふ、

【字解】比没入田、比は此頃なり、田之、田はたづくると、即ち没入せし田地を耕作せしむるなり、漕度、度は運漕なり、糴、穀物を賣り出すなり、世家、世々祿秩を有する家をいふ、所忠、姓名なり、弋獵、繳射とい

ひて、繩を矢に繋ぎ、飛鳥を射て之れを射ぐるみにする獵法なり、齊民、齊は等なり、相等しくして貴賤の階級なき民をいふ、平民なり、郎選衰矣、郎官を選ぶの法衰へしをいふ、

是時山東被河菑、及歲不登、數年人或相食、方一二千里、天子憐之、詔曰、江南火耕水耨、令飢民得流就食江淮間、欲留之處遣使冠蓋相屬於道、護之下、巴蜀粟以振之、

【講義】此の時山東黃河の水害を被り、及び年穀登らざること數年、人或は相食むこと方一二千里に及ぶ、天子之れを憐み、詔して曰く、江南は火耕水耨す、飢民をして水の流るるが如く自由に轉居して食に江淮淮水の間にかしめ、轉居せずして留らんと欲する處は使を遣し、使者絡繹道に相連屬して、之れを保

護せしめ、巴蜀の粟を下して以て之れを救濟す、

【字解】歲不登、年穀の成るを歲といふ、登は成熟なり、穀物のみのらざるをいふ、火耕水耨、草を燒き水を下し、稻を種る草稻と並び生じ、高さ七八寸、因て悉く芟り去り、復水を下して之れに灌げば、草枯れ獨稻のみ長ず、謂はゆる火耕水耨なり、流、水の流るるが如く、自由に移轉せしむるをいふ、振、救濟なり、

其明年天子始巡郡國、東渡河、河東守不意行至、不辦自殺、行西踰隴、隴西守以行往、卒、天子從官不得食、隴西守自殺、於是上北出蕭關、從數萬騎、獵新秦中、以勒邊兵、而歸、新秦中或千里無亭徼、於是誅北地太守以下、而令民得畜牧邊縣、官假馬

母三歲而歸、及息什一、以除告緡、用充復新秦中、

【講義】其の明年天子始めて郡國を巡り、東黃河を渡る、河東の太守行幸の至るを意はず、供具を備ふること能はず、自殺して其の罪を謝す、天子の巡行は是れより西隴を踰ゆ、隴西の守行幸倉卒に出でしを以て、天子從官食を得ず、太守亦自殺して其の罪を謝せり、是に於て上北蕭關を出で、數萬騎を從へ新秦中に獵し、以て邊境の兵を治めて歸る、新秦の中或は千里の間、亭徼の設けなし、是に於て北地の太守以下を誅し、民をして邊縣に畜牧することを得しめ、官より母馬を假し、三歲を一期にして之れを官に歸し、其の利息として什分の一に當る一頭の駒を付すること、し、以て告緡の令を除き、以て新秦中の民財をして充物せしむ、

【字解】卒、倉卒なり、勒、邊兵、勒は治なり、邊境の兵を治むるをいふ、無、亭徼、亭は亭候なり、徼は塞なり、邊境を守る備なきをいふ、息什一、十分の一の利息、即ち母馬十頭に付き駒一頭を付せしめ、以て邊民

を救恤するなり、駒は二歳の馬也、充俛、俛は物と通ず、物は満なり、

既得寶鼎、立后土太一祠、公卿議封禪事、而天下郡國皆豫治道橋、繕故宮、及當馳道縣縣治官儲、設供具、而望以待幸、

【講義】 上既に寶鼎を得て、元鼎四年に后土の祠を澤中園丘に立て、五年甘泉に幸して太一神の祠を立て、公卿封禪の事を議し、而して天下の郡國皆豫め道路橋梁を治め、故宮を繕ひ、及び馳道に當りし縣は毎縣官儲を治め、供具を設け、而して望んで以て行幸を待てり、

【字解】 馳道、輦道ともいふ、行幸の道筋なり、其明年、南越反、西羌侵邊、爲桀、於是天子爲山東不贍、赦天下、因南方樓船、卒二十餘萬人、擊

南越、數萬人、發三河以西騎、擊西羌、又數萬人、渡河築、令居、初置張掖酒泉郡、而上郡朔方西河河西、開田官斥塞、卒六十萬人、戍田之、中國繕道、餽糧、遠者三千、近者千餘里、皆仰給大農、

【講義】 其の明年、南越反す、西羌又邊境を侵して民人を殺傷す、是に於て天子山東登らず穀足らざるを以て天下に大赦せり、南方に備ふる樓船に因り、戰士二十餘萬人を以て南越を撃ち、三河以西の騎數萬人を發して西羌を撃ち、又數萬人を以て河を渡り、令居に築く、初めて張掖酒泉の二郡を置き、而して上郡、朔方、西河、河西に開田の官を置き城塞を廣め、卒六十萬人を以て之れと成り、且つ耕作せしめ、中國の道を繕ひ糧を餽り、遠き者は三千里、近き者は千餘里、皆給を大農に仰げり、

【字解】 爲桀、桀は人を殺し人を賊ふをいふ、開田

官、屯田の官なり、屯田とは耕作しながら其の土地を成るをいふ、斥塞、斥は廣なり、戍田之、即ち屯田なり、

邊兵不足、乃發武庫工官兵器、以贍之、車騎馬乏絕、縣官錢少、買馬難得、乃著令、令封君以下、至三百石以上吏、以差出牝馬、天下亭亭有畜牝馬、歲課息、

【講義】 邊境の兵備足らず、乃ち武庫の工官兵器を出し以て之れを足らす、車騎馬乏絶すれども、縣官錢少く馬を買ひ難し、乃ち法令を頒布し、諸侯以下より三百石以上の吏に至るまで差等を付して牝馬を出さしめ、天下平均に牝馬を畜ひ、歲毎に什が一の利息を課す、

【字解】 以差出牝馬、差は等差なり、身分に應じて牝馬を出す、に等差あるなり、亭亭、平均の貌なり、牝馬、牝馬なり、

齊相卜式上書曰、臣聞主憂臣辱、南越反、臣願父子與齊習船者、往死之、天子下詔曰、卜式雖躬耕牧、不以爲利、有餘輒助縣官之用、今天下不幸有急、而式奮願、父子死之、雖未戰、可謂義形於內、賜爵關內侯、金六十斤、田十頃、布告天下、天下莫應、列侯以百數、皆莫求從、軍擊羌越、至耐、少府省金、而列侯坐耐金失侯者百餘人、乃拜式爲御史大夫、式既在位、見郡國多不便、縣官作鹽鐵、鐵器苦惡、賈貴、或

疆令民賣買之、而船有算、商者少、物貴、乃因孔僅言、船算事、上由是不悅、卜式漢連兵三歲、誅羌、滅南越、番禺以西、至蜀南者、置初郡十七、且以其故俗治、毋賦稅、南陽漢中以往、郡各以地比給、初郡吏卒奉食幣物、傳車馬被具、而初郡時時小反、殺吏、漢發南方吏卒往誅之、間歲萬餘人、費皆仰給大農、大農以均輸調鹽鐵助賦、故能贍之、然兵所過縣、爲以訾給、毋乏而已、不敢言擅賦法矣、

【講義】齊の宰相卜式上書して曰く、臣聞く主憂ふる時は臣辱めらると、今南越反せり、臣願くは父子齊の船に習ふ者と往きて之に死せんと、天子詔を下して曰く、卜式躬耕牧すと雖も以て利を爲さず、餘りあれば輒ち縣官の用を助く、今天下不幸にして急有り、而して式奮つて父子之れに死せんと願ふ、未だ戦はずと雖も義内に形ると謂ふべしと、爵關内侯、金六十斤、田十頃を賜ひ、天下に布告せしも天下感應する者無く、列侯百を以て數ふるも、皆軍に従ひて羌越を撃たんことを求むる者無し、又列侯黄金を漢廟に獻じ、大祀の日饗應に與ることなるが、此の時少府の官獻金を視て、粗惡なる黄金を獻じたる者は、其の罪に坐して侯たる位を失ひし者百餘人に及べり、乃ち卜式を拜して御史大夫と爲す、卜式既に位に在り、郡國多く縣官の鹽鐵を作るを便とせず、鐵器粗惡にして價貴く、或は強ひて民をして之れを賣買せしむ、而して船數限あり商ふもの少く、物貴きを見て乃ち孔僅に因りて船算の事を奏言す、上是れに由りて卜式を悦ばず、漢戰役を連續すること三歲、羌を討し南越を滅す、番禺より以西蜀南に至るまで初めて郡を置くこ

と十七、且つ其の土古來よりの風俗を以て、其の土を治むる爲めに賦稅なし、南陽、漢中以往の郡は各、其の次第に依りて初めて置きし郡に其の費用を給與し、吏卒も食物幣物驛傳に用ふる車馬被服の類の俸を受く、而して初めて置きし郡は時々小反亂ありて、官吏を殺す、是に於て漢南方の吏卒を發し往きて之を誅し、一年を隔て、其の數一萬餘人、其の軍費は皆給を大農の署に仰げり、大農は均輸の法を以て有無相通じ、鹽鐵の事業を整理し、賦稅の不足を助く、故に能く其の不足を補ふことを得たり、然れども軍兵の過ぐる所の各縣、其の費用を量り給するのみにて、敢て經常の賦稅の法を擅に動すことを言はず、

【字解】至耐少府省金、耐は醇酒、省は視なり、列侯歲々戸口により黄金を漢廟に獻じ、天子これに臨みて獻金を受け、以て祭費を助く、大祀の日に當り飲耐せしむ、此の時少府獻金を視て其善惡を區別するをいふ、坐耐金失侯、粗惡なる金を獻じたる者は、其の罪に依り侯位を失ふをいふ、鐵器苦惡、苦は能なり、船有算、船數限あるをいふ、各以地比給初郡、地比は土地の次第に依りて近きより遠きに及ぼすを

召工官治車諸器皆仰給大農大農之諸官盡籠天下之貨物貴即賣之賤則買之如此富商大賈無所牟大利則反本而萬物不得騰踊故抑天下物名曰平準天子以爲然許之

【講義】其の明年元封元年に卜式の秩を貶して太子太傅と爲し、桑弘羊を以て治粟都尉と爲し、大農を領し、盡く孔僅に代りて天下の鹽鐵の事を管せしむ、弘羊おもへらく、諸官各自ら賣買して相與に利を争ふ、故に物價騰貴して天下の賦税を運輸するに當りて、或は其の雇賃を償ふこと能はずと、乃ち請うて大農の部丞數十人を置き、之れを部分けして郡國の税を主らしむ、各往々縣毎に均輸鹽鐵の官を置き、遠方の縣をして各物價の貴き時、商賈の轉販する所の者を以て賦租として、之を聚めて京師に輸送し、平準の官を設けて、總て天下の貨物を輸送せしめ、之を委府に

貯へ、工官を召して車等の諸器械を製造せしめ、而して皆給與を大農に仰ぎ、大農の諸官盡く天下の貨物を貯へ、價貴き時は即ち之を賣り、賤しき時は即ち之を買ひ、富商大賈も大利を取る所なく、則ち總ての物價平常に復し、總ての物價騰貴することを得ず、故に天下の物を抑制して高低なからしむることを得たり、之れを名づけて平準といふ、天子此の方法を以て然りと爲し、之れを許せり、

【字解】治粟都尉、藏穀を治むるを掌る、即ち司農卿なり、自市、政府自ら商ふをいふ、騰踊、物價の騰貴するをいふ、儲費、儲は雇なり、人夫其の他の費用なり、灌輸、灌は聚なり、貨物を聚めて之れを運輸するをいふ、置平準于京師、平準の官を京師に置くなり、平準とは委府(本府なり)を京師に置き、以て貨物を貯藏し置き、物價を均一ならしむる法なり、受天下委輸、委府に運輸する所の貨物を受け入るをいふ、籠天下之貨物、籠は貯藏し置くをいふ、則反本、平常に復するをいふ、

於是天子北至朔方東到太山

巡海上竝北邊以歸所過賞賜用帛百餘萬匹錢金以巨萬計皆取足大農弘羊又請令吏得入粟補官及罪人贖罪令民能入粟甘泉各有差以復終身不告緡他郡國各輸急處而諸農各致粟山東漕益歲六百萬石一歲之中太倉甘泉倉滿邊餘穀諸物均輸帛五百萬匹民不益賦而天下用饒於是弘羊賜爵左庶長黃金再百斤焉是歲小旱上令官求雨卜式言曰縣官當食租衣稅而已今弘羊令

吏坐市列肆販物求利亨弘羊天乃雨

【講義】是に於て天子北は朔北に至り、東は海上を巡り、北邊に傍うて以て歸る、沿道過る處、賞賜するに絹帛百餘萬匹錢金巨萬を以て計る、皆大司農より取りて用途を足せり、桑孔羊又請うて、官吏をして粟を入れて上の官に補し、及び罪人は錢を出して其の罪を贖ふを得しめ、又民をして能く粟を甘泉倉に入れしむること各差等あり、以て終身の服役を免じ、告緡の税を免ぜしむ、他の郡國各粟を所在急要の地に輸送し、而して諸農各粟を山東に送致し、運輸の額を益すこと歲に六百萬石、一歲の中太倉、甘泉の二倉充滿せり、而して邊境猶餘穀あり、諸の貨物を均輸すると絹帛五百萬匹、民賦税を益さずして天下の用途饒多なり、是に於て弘羊に爵左庶長を賜ひ、黃金百金を賜ふと再度なり、是の歲小旱魃あり、上官吏に命じて雨を祈らしむ、卜式奏言して曰く、縣官は當に租税に依りて衣食すべき者なり、然るに今桑弘羊は官吏をして市に坐し肆店を列ねて貨物を販賣せしめ、以て

利を求め民と利を争ふ、天之れを戒めて旱魃の災を降す所以なり因りて弘羊の罪を糾し、烹殺の刑に處ずれば天乃ち雨ふらんと、

【字解】、竝、傍なり、各輸急處、所在急要の處に粟を輸送するをいふ、令官求雨、求は招き來すなり、官吏に命じて雨を天に祈らしむるをいふ、坐市列肆、肆は陳なり、列なり、物品を陳列して販賣する處、即ち商店なり、

太史公曰、農工商交易之路通、而龜貝金錢刀布之幣興焉、所從來久遠、自高辛氏之前尚矣、靡得而記云、故書道唐虞之際、詩述殷周之世、安寧則長庠序、先本細末、以禮義防干利、事變多故、而亦反是、是以物盛則衰、時極而轉、一質一文、終始之變

也、

【講義】太史公曰く、農工商交易の路通じて龜貝金錢刀布等の貨幣興る、其の由來する所久遠にして、高辛氏より以前既に在りしと久しけれども得て之れを記したる者無しといふ、故に書經には、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏の際を言ひ、詩經には殷や周の世の事を述べたり、天下安寧なれば則ち學校の教育を盛にし、農業を先として商賈を黜け、禮義を以て利益を求むることを防ぎ、事變事故多き時は、亦之れに反す、是を以て物盛なれば則ち衰へ、時極りて而して轉じ、亂世には質朴となり、太平には文飾に傾き、終始變じて已むこと無し、

【字解】龜貝刀布、龜は龜の甲にて作りし貨幣、貝は貝類にて作りし貨幣、刀は契刀、布は小布とて孰れも貨幣の名なり、從來、由來と同じ、自高辛氏之前尚矣、高辛氏は五帝の一帝譽高辛氏をいふ、尚は久なり、言ふは史に炎帝神農農氏人をして日中に市を爲さしめ交易して退くとあれば、交易の路の由來する所は、高辛氏より久しき以前に行はれしと也、靡、無なり

り、書、書經なり、道、言なり、唐虞之際、堯舜の際をいふ、唐は、帝堯陶唐氏、虞は、帝舜有虞氏なり、詩、詩經なり、長庠序、學校を興し教育を盛にするをいふ、長は教誨倦まざることを、庠序は學校なり、周の世には庠といひ、殷の世には序といふ、先本細末、本は農なり、末は商工なり、細は黜なり、農業を先として商賈を黜くるをいふ、干利、干は求なり、利益を求むるをいふ、一質一文、質は質朴、文は文飾なり、

禹貢九州各因其土地所宜、人民所多少、而納職焉、湯武承弊易變、使民不倦、各兢兢所以爲治、而稍陵遲衰微、齊桓公用管仲之謀、通輕重之權、徼山海之業、以朝諸侯、用區區之齊、顯成霸名、魏用李克、盡地力、爲彊君、自是之後、天下爭於戰國、貴詐

力而賤仁義、先富有而後推讓、故庶人之富者、或累巨萬、而貧者、或不厭糟糠、有國彊者、或并群小、以臣諸侯、而弱國、或絕祀而滅世、以至於秦、卒并海內、

【講義】禹貢に九州各其土地の宜しき所、人民の多少に因りて職貢を納れ、殷の湯王は夏の桀王の弊政を承けて之を改め、周の武王は殷の紂王の弊政を承けて之を改め、民をして政治に倦まざらしめ、各兢兢と戒め懼れしは太平を爲しし所以なり、而も武王も各其後世子孫に至りて政綱弛み、稍陵遲衰微せり、齊の桓公は管仲の謀を用ひ民情を酌みて政を施し、金錢の流通を公平にし山海の宜しきに隨ひて民業を求め、以て諸侯を朝せしめ、區々たる齊の一小國を以て霸者の名を顯し成せり、魏は李克を用ひ、地力を盡して強君と爲れり、是れより後天下は戰國の時代となり、詐力を貴び仁義を賤み、攻伐を事として領域を廣

め國を富ますことを先にし、國交を重んじ推讓することを後にせしが故に、庶人の富める者或は財巨萬を積み、而して貧者は酒滓や穀皮の如き粗食にだも飽くこと能はず、諸侯の強き者、或は群れる所の小弱國を并吞して以て諸侯を臣とし、而して弱國は宗廟の祀を絶ちて滅亡に歸し、以て秦に至りしが、秦の始皇帝に至り、卒に六國を亡して海内を一統せり、

【字解】 禹貢九州、禹貢は書經夏書の篇の名なり、堯の代九年の洪水あり、禹をして之を治め、九州を經營朝貢せしむ、その記録なり、九州は冀・兗・青・徐・揚・荆・梁・雍の九州なり、湯武承弊易變、湯武は殷王成湯及び周の武王なり、禹王の治世も十七世桀王に至り、有施氏の女末喜を寵し、傾宮瑤臺を造り、酒池肉林の樂を極め、租税を重くして民力疲弊せしかば、殷の湯王の爲に亡され、殷は成湯より廿八世紂王に至り、有蘇氏の女妲己を寵し、沙丘の苑臺を廣めて、酒池肉林の樂を極め、賦を厚くせしかば民心離散して國內大に亂れ、遂に周の武王の爲に亡さる、夏を亡すに當り成湯は、殷を亡すに當り武王は、各其の弊政を承けて之れを變易せしなり、兢々、戒め懼るゝなり、

陵遲、丘陵の次第に下るが如く、世の衰ふるをいふ、通輕重之權、輕重は錢なり、權は平なり、金融を公平ならしむるをいふ、徼山海之業、徼は求なり、山海の地の宜しきに隨ひ民業を求むるをいふ、區々、小なる貌、顯成霸名、霸は諸侯に長たるをいふ、はたがしら、魏用李克盡地力、魏文侯、李克を用ひて平糶の法を行ひしをいふ、平糶とは價を平かにして穀物を賣出すをいふ、彊君、彊は強なり、天下爭於戰國、周の威烈王以後秦、楚、燕、齊、趙、魏、韓の七國各、雄を爭ふ、之れを戰國といふ、不厭糟糠、厭は厭と通ず飽なり、糟は酒滓、糠は穀皮なり、粗食にも飽くこと能はざるをいふ、有國、諸侯なり、絶祀、宗廟の祭を絶つなり、國を亡すをいふ、

虞夏之幣金爲三品、或黃、或白、或赤、或錢、或布、或刀、或龜貝、及至秦中、一國之幣、爲三等、黃金以鎰名爲上幣、銅錢識曰半兩、

重如其文、爲下幣、而珠玉龜貝、銀錫之屬、爲器飾寶藏、不爲幣、然各隨時而輕重無常、於是外攘夷狄、內興功業、海內之士、力耕不足糧饑、女子紡績、不足衣服、古者嘗竭天下之資財、以奉其上、猶自以爲不足也、無異、故云事勢之流、相激使然、曷足怪焉、

【講義】 舜禹の時の貨幣は金を三品に別ち、或は金貨、或は銀貨、或は銅貨、或は錢、或は小布、或は契刀、或は龜貝等なり、秦の代に至り一國の貨幣を三等と爲し、金貨は二十兩を以て一鎰とし、之を上幣とし、銅貨は識して半兩といひ、重さは其の識したる文

字の如し、之れを下等の貨幣と爲す、而して珠玉、龜貝、銀錫の類は、器物の裝飾又は寶藏品として、貨幣と爲さず、然れども各時に隨つて輕重常なく、是に於て外は夷狄を攘ひ、内は功業を興し、海内の士は力耕すれども糧食に足らず、女子は紡績すれども衣服に足らず、古秦の時代に在りては嘗て天下の資財を竭して以て其の上に奉じ、猶自ら以て足らずとせしなり、かかる事情は古今異なることなし、故に云く、事勢の流れ相激して然らしむ、曷ぞ怪むに足らんやと、【字解】 虞夏、虞は帝舜有虞氏、夏は夏后氏禹也、布、貨幣の名なり、民間に布くの意なり、刀、貨幣の名なり、其民に利あるを以てなり、重如其文、銅錢に半兩と識し、文と同じ重さなるをいふ、器飾寶藏、器物裝飾及び寶藏品なり、糧饑、糧食なり、古者嘗竭天下之資財、云々、暗に秦の始皇帝の事を指す、無異、古今の事勢同じき、怪むに足る無きをいふ、古今事勢之流相激使然、古今事勢の變恰も水流の石に激するが如き勢を以て種々に變化し來りしをいふ、

(八書終)

史記國字解第二卷終

史記國字解第二卷終

昭和四年七月一日印刷
昭和四年七月四日發行
(二大漢籍國字解第二卷)

編輯兼 早稻田大學出版部
發行者

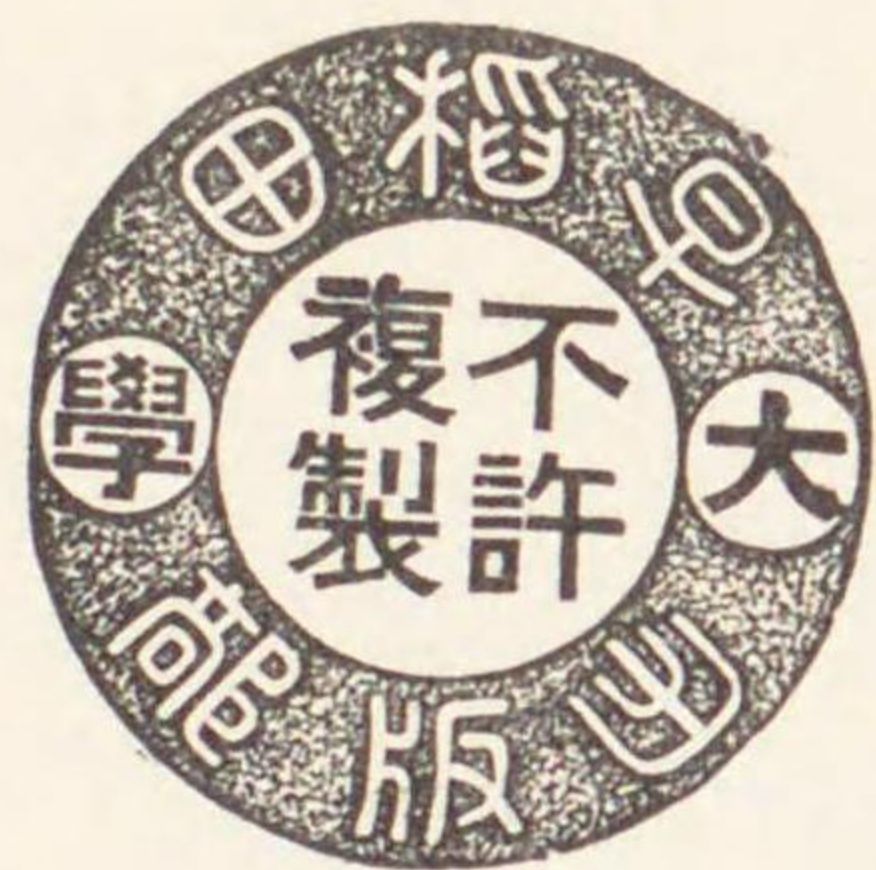
右代表者 種村宗八

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 竹内喜太郎

東京市牛込區榎町七番地

印刷所 日清印刷株式會社



發行所

東京市牛込區早稻田
振替東京一二三番

早稻田大學出版部

